

## 「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」（第11回）

2020年3月10日（火）16時～  
日本証券業協会 第3会議室

### 次 第

#### 1. 「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項について

- (1) 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に規定する基本契約書の定義に関する検討事項
- (2) 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に規定する現先取引の対象顧客の範囲に関する検討事項
- (3) 「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」付属覚書に関する検討事項
- (4) 「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に関する検討事項

#### 2. その他

以 上

## 「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の設置について

2019 年 10 月 15 日

日本証券業協会

## 1. 設置の背景・目的

本協会は自主規制機関として、現在 60 を超える自主規制規則を制定しているほか、これらの規則を補完する多くのガイドラインや Q&A、更にこれらに関連する参考様式（交付書面、契約書、約款、約諾書等）や社内規程モデル等（以下、総称して「自主規制規則等」という。）を策定し、協会員に提供している。

自主規制規則は、その時折の環境下において必要なものとして、所定の手続を経て制定されたものであり、また、ガイドライン等は、協会員が法令や規則を適切に運用できるよう、できる限り詳細かつ具体的に考え方を示してきたものである。

しかしながら、法令や規則の趣旨が浸透し、協会員が自らの業容や規模等に即して柔軟な運用を行いたいと考えた場合に、自主規制規則等が一定の制約となっているおそれもあると考えられる。

そこで、改めてプリンシプルベースの視点により、見直しを行う必要のある自主規制規則等の検討を行うため、自主規制会議の下部に「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

本懇談会は、以下の観点から、見直しを行う必要のある自主規制規則等の特定及び見直しの方向性の提案等に係る検討を行う。

なお、協会員における事務や顧客対応の柔軟化及び簡素化が期待される自主規制規則等を優先的に取り上げることとする。

- ① 法令・規則の趣旨について一定の定着が見られた後、協會員のさらなる創意工夫の妨げとなっているものはないか。
- ② 顧客本位の業務運営などプリンシプルベースの対応を進めていく中、必要以上に外形的・画一的となっているものはないか。
- ③ 低リスク化した分野に対して、依然として一律かつ冗長な事務や顧客対応を求めているものはないか。

### 3. 自主規制会議への検討結果報告

本懇談会の検討結果について、2020 年 4 月を目途に自主規制会議に報告する。

### 4. 構成・運営

- ① 本懇談会は、主に経営企画・営業部門を担当する協会の役員及び学識経験者 12 名程度をもって構成する。
- ② 本懇談会には、座長を置く。
- ③ 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- ④ 本懇談会の座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

### 5. その他

本懇談会の庶務は、自主規制本部自主規制企画部が担当する。

以 上

## 資料 1－2

「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項について

2020年3月10日  
日本証券業協会

2019年11月26日に開催された「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」第1回会合において「関係するWG等に検討を依頼」することとされたテーマのうち、本WGの所管事項に係るものは以下の4つ。

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に係るもの

①規則に基づく契約書に GMRA 等のグローバル様式が含まれることを明確化してはどうか

現先取引については GMRA, MRA といった海外で利用されている基本契約書雛形を利用するケースも想定されることを踏まえ、協会規則の表現の見直しを検討してもよいのではないか。

たとえば、協会規則4条1項における「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）が JSDA の基本契約書の様式のみを示さないことを明確にするために、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）の部分は、「本規則の内容に則した現先取引に関する基本契約書（以下「基本契約書」という。）」などと修正すべき。

②組合や外国 LPS 等の法人格のない主体も現先取引の相手方に含まれることを明確化してはどうか

第5条（現先取引対象顧客）につき、法人格を有するものに限られない（日本法上の組合や海外籍の LPS 等も含む）旨の明記を検討すべき。

「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」及び「『選択権付債券売買取引に関する基本契約書』付属覚書」に係るもの

③付属覚書の内容を基本契約書に取り込み、付属覚書の様式を廃止してはどうか

1998年施行の一括清算法に基づき制定された付属覚書であるが、20年以上が経過し、もとの基本契約書の条文を残しておく意義がなくなったと考えられるため。付属覚書に規定の条項は全て基本契約書に反映させ、付属覚書を廃止した方が良いと考える。

「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に係るもの

④フェイルチャージに係る詳細な実務を規定したガイドラインを策定してはどうか

フェイルチャージの規定はあるものの、ガイドラインが不在なため個社ごとに対応が異なっており、事務が煩雑になっている。規定を十二分に活用するために、フェイルチャージ発生時の決済時限など大まかなガイドラインの策定を希望。

## 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に規定する基本契約書の定義に関する検討事項

2020 年 3 月 10 日

日本証券業協会

## 1. 「債券等の現先取引に関する基本契約書」（参考様式）に関するこれまでの経緯について

| 時期          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1992 年 7 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大蔵省証券局長通達「債券の条件付売買の取扱いについて」の日証協への移行を受け、日証協の理事会決議として「債券の条件付売買取引の取扱いについて」を制定。</li> <li>⇒現先取引に係る顧客との契約形態として、①約定の都度「債券の条件付売買取引に関する契約書」を取り交わす「個別取引契約書方式」と、②「債券の現先取引に関する基本契約書」をあらかじめ取り交わし、「債券の現先取引に関する基本契約書に係る合意書」を交換した場合には、「債券の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」の交付をもって、①の方式に代えることができる「基本契約書方式」の2つが規定された。</li> <li>⇒また当該制定の際に、「債券の現先取引等に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）という名称と、基本契約書に定めるべき事項が明記されることとなった。</li> </ul> |
| 2000 年 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新現先取引への移行に係る「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」（以下「現先規則」という。）の改正において「個別取引契約書方式」は廃止され、「基本契約書方式」に一本化。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2002 年 3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非居住者等との現先取引に係る非課税要件対応条文の御送付等について」（日証協（市金）13 第 25 号）において、「…協会員が非居住者等と現先取引を行う場合、欧米証券市場で広く利用されている ISMA（国際証券市場協会）及び TBMA（全米債券市場協会）が認定する基本契約書（GMRA）及び付属覚書を利用することが予想されます。」と記載。</li> <li>⇒日証協では、協会員が GMRA を利用することを想定し、日本国内発行証券の特性等（法令、税制、取引慣行等）を考慮した付属覚書の作成について、ISMA 等との協議を行っている。（「非居住者等との間における現先取引に関する標準的な基本契約書（GMRA）の付属覚書について」（日証協（市金）14 第 2 号））</li> </ul>                                        |
| 2005 年 3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現先規則の改正により、「基本契約書方式」について、一定の要件に該当する場合には「債券の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」の交付を省略することが可能となった。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2016 年 7 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国債決済期間短縮化（T + 1 化）に対応するため、基本契約書等の参考様式一式を全面改訂</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 2. 「債券等の条件売買取引の取扱いに関する規則」（「基本契約書」に係る部分を抜萃）

（現先取引契約の締結等）

第 4 条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。

2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき（再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。）は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」という。）を交付するものとする。

3 （省 略）

4 協会員は、第 1 項に定める基本契約書には、次の各号に関する取扱いを記載するものとする。ただし、第 4 号から第 8 号に掲げる項目について、顧客との間において取扱いを予定しない場合は記載を要しないものとする。

- 1 個別取引明細書の交付
- 2 権利移転の時期
- 3 繰上げ償還があった場合の措置
- 4 売買金額算出比率
- 5 再評価取引
- 6 取引対象債券等の差替え
- 7 担保の管理等
- 8 外国通貨による支払方法
- 9 権利の譲渡、質入れの禁止
- 10 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い

## 3. 現先規則等を踏まえた「基本契約書」の現在の状況

- ・日証協では、現先規則第 4 条第 1 項に規定する参考様式として「債券等の現先取引に関する基本契約書」及びその別紙（国債 T + 1 化前は、「基本契約書」「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」「基本契約書に係る合意書」「付属覚書」「付属合意書」）を作成・公表している。
- ・現先規則上、基本契約書は、規則第 4 条第 4 項各号に規定する事項が定められていればよく、必ずしも日証協の参考様式をそのまま利用しななければならないことにはなっていない。
- ・上記 1. に記載のとおり、日証協としては協会員が利用する基本契約書は、日証協の参考様式以外のもの（GMRA 等）の利用も想定している。

#### 4. 検討依頼事項について

【「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項】

現先取引については GMRA, MRA といった海外で利用されている基本契約書雛形を利用するケースも想定されることを踏まえ、協会規則の表現の見直しを検討してもよいのではないか。たとえば、協会規則 4 条 1 項における「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）が JSDA の基本契約書の様式のみを示さないことを明確にするために、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）の部分は、「本規則の内容に則した現先取引に関する基本契約書（以下「基本契約書」という。）」などと修正すべき。

#### 5. 検討の方向性について（論点）

- ・ 前述のとおり、協会員が顧客との間で行う現先取引で利用する基本契約書は日証協の参考様式に限られておらず、日証協としても、協会員が当該様式以外の基本契約書（GMRA 等）を利用することも想定し、その旨を明確にしている。
- ・ こうした状況で、現先規則第 4 条第 1 項において「日証協の参考様式に限られない旨」を明確化するための改正を行う必要があるか。  
⇒この場合、従来からの解釈を変更したわけではないにもかかわらず規則を改正することについて、対外的にどのような説明を行うか。
- ・ また、解釈の変更がないにもかかわらず規則を改正することにより、「日証協の参考様式を利用していない既存の現先取引」について、規則への適合性に疑義をもたらすことにつながるおそれはないか。

以 上

## 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に規定する現先取引の対象顧客の範囲に関する検討事項

2020 年 3 月 10 日

日本証券業協会

## 1. 債券の現先取引の対象顧客に関する条文の変遷について

(現先取引対象顧客)

第 5 条 協会員が行う現先取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。

| 時期         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1976 年 3 月 | <p>・大蔵省証券局長通達「債券の条件付売買の取扱いについて」が発遣される<br/>⇒同通達は、当時の現先取引の規模の拡大を踏まえ、現先売買市場を健全な債券売買市場として整備・育成するとともに、証券会社の経営の健全性を確保する見地から、従来、証券会社の自主規制の形で行われていた市場ルールの内容を整備し、通達をもって周知徹底することとしたものと説明されている（昭和 51 年大蔵省証券局年報）。<br/>⇒同通達では、現先取引の相手方について以下のとおり規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 売買取引先<br/>現先売買の取引先は、<u>上場会社又はこれに準ずる会社等、経済的・社会的に信用のある法人に限るものとし、その選定に当たっては、取引先の財務内容、資金繰り状況及び収益性等について慎重な検討を加えること</u></p> </div> <p>⇒現行の「上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるもの」とほぼ同様の規定</p> |
| 1992 年 7 月 | <p>・「債券の条件付売買取引の取扱いについて」（理事会決議）の制定<br/>⇒大蔵省通達の移行に伴い、「債券の条件付売買の取扱いについて」の内容を日証協の自主規制規則に組み込んだもの<br/>⇒同理事会決議では、現先取引の相手方について以下のとおり規定（現行と同様）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 売買対象顧客<br/>協会員が行う現先売買の対象顧客は、<u>上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする</u></p> </div>                                                                                                                                                |

## 2. 債券の現先取引の対象顧客に関する条文の解釈について

- ・ 前述のとおり、現在の現先取引の対象顧客に関する条文は、現先規則の前身たる大蔵省通達から大きく変わっていないことから、現行の現先規則の解釈は、同通達の趣旨が踏襲されているものと考えられる。
- ・ この点、昭和 51 年大蔵省証券局年報では、現先取引の対象顧客に関する規定の趣旨について、以下の通り説明されている。

（2）現先売買の取引先は、上場会社またはこれに準ずる会社等、経済的・社会的に信用のある法人に限ることとした。現先売買については、上述のとおり、条件不履行が発生した場合のリスクは實際上証券会社が負うことから、その経営の健全性を確保するためには、信用力の十分備わった取引先を選別することが必要である。

なお、取引先から個人が除外されたのは、現先売買市場を今後とも企業の資金運用・調達の間として整備・育成することが適当であると考えられたためである（なお、個人については、法人と異なり、資産状況の開示が十分行なわれておらず、その信用力を外形的に判定しがたいこと、他方、現先売買取引は、大量・迅速に行なわれることから、個人の取引先を一件ごとに十分念査することは實際上困難なこと等の問題もある）。

- ・ 上記の通り、現先売買の相手方を「上場会社またはこれに準ずる会社等、経済的・社会的に信用のある法人」に限ることとした趣旨は、現先市場を「企業の資金調達・運用の間」として整備する意図があったほか、現先取引に係る条件不履行時に証券会社が負うリスクに鑑みて、取引相手を「十分な信用力を備えた者」に限定する必要がある、「十分な信用力を備えているか」を外形的に判断するためには、財務状況が開示されていない個人は取引相手として不適当と考えられたためである、と言える。

## 3. 検討依頼事項について

【「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項】

第5条（現先取引対象顧客）につき、法人格を有するものに限られない（日本法上の組合や海外籍の LPS 等も含む）旨の明記を検討すべき。

⇒具体的には、以下のような主体についても現先取引の対象顧客に含まれることを、現先規則上で明確化することを提案

- ・ 外国法人
- ・ 組合、匿名組合、投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合の業務執行組合員等（外国の法令に基づくこれらの者に類するものを含む）である法人
- ・ 信託（外国において外国の法令に基づいて設定された信託を含む）の受託者である法人

#### 4. 検討の方向性について（論点）

- ・検討依頼事項の趣旨は、現先取引の取引相手が外国法人の場合や、組合の業務執行組合員や信託の受託者など他人勘定で取引を行う法人の場合であっても、現先規則に規定する対象顧客の範囲に含まれることを明確化してほしい、というものである。
- ・前述のとおり、現先規則の前身たる大蔵省通達において現先取引の相手方を「上場会社またはこれに準ずる会社等、経済的・社会的に信用のある法人」に限定した趣旨が「現先市場を「企業の資金調達・運用の場」として整備すること」や「財務状況が開示されていない個人は取引相手として不適当と考えられるため」であったことを踏まえれば、外国法人であることや、他人勘定で取引を行っていることのみをもって、組合の業務執行組合員や信託の受託者について現先取引の対象顧客から除外されるべきではないと考えられる。

⇒これらのことから、現行の条文における現先取引の対象顧客（上場会社又はこれに準ずる法人）のほか、外国法人や組合等の業務執行組合員等（外国の法令に基づくこれらの者に類するものを含む）である法人、信託（外国において外国の法令に基づいて設定された信託を含む）の受託者である法人についても、「経済的、社会的に信用のあるもの」であって、協会員が「顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意」したうえで取引を行う相手方であれば、現先取引の対象顧客に含まれることを規則上明記したとしても、特段の問題は生じないと考えられるがどうか。

- ・また、上記3. で挙げられた「組合等の業務執行組合員等」や「信託の受託者」のほかに、現先取引の対象顧客に含まれる旨を規則上で明確化すべきものはあるか。

以 上

## 「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」付属覚書に関する検討事項

2020 年 3 月 10 日

日本証券業協会

## 1. 「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」（参考様式）作成の経緯について

| 時期         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1989 年 4 月 | ・ 協会員が店頭で行う債券売買の一形態として、新たに選択権付債券売買取引を導入することに伴い、同取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、同取引の売買契約、売買取引の方法、売買証拠金等について必要な事項を定め、投資者の保護に資するため、理事会決議「選択権付債券売買取引の取扱いについて」を制定                                                                                                                                                     |
| 1989 年 4 月 | ・ 「選択権付債券売買取引に関する基本契約書等及び取引説明書の御送付について」（日証協（債）元第 2 号）において、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」等の参考様式を公表<br>※この時点では「『選択権付債券売買取引に関する基本契約書』付属覚書」は作成されていない                                                                                                                                                              |
| 1989 年 6 月 | ・ 「合意書の御送付について」（日証協（債）元第 23 号）において、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書第 8 条に係る合意書」の参考様式を作成・公表。                                                                                                                                                                                                                      |
| 2001 年 8 月 | ・ 「『選択権付債券売買取引に関する基本契約書』付属覚書」の御送付について」（日証協（市金）13 第 7 号）において、「 <u>『選択権付債券売買取引に関する基本契約書』付属覚書</u> 」の参考様式を作成・公表。<br>⇒当該付属覚書は、1998 年 12 月 1 日に施行された「 <u>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律</u> 」（一括清算法）を踏まえ、「 <u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書</u> 」に基づいて行われた <u>選択権付債券売買取引を同法の適用対象とするため、当該基本契約書に規定がなかった一括清算条項を追加するために作成</u> |
| 2005 年 3 月 | ・ 「『債券等の条件付売買取引の取扱いについて』（理事会決議）等の一部改正等について」（日証協（市金）116 第 2 号）において、個別取引明細書の交付に係る「 <u>選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付省略に係る合意書</u> 」を作成・公表                                                                                                                                                             |
| 2006 年 4 月 | ・ 「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行を踏まえ、「基本契約書」及び「付属覚書」の一部を改訂                                                                                                                                                                                                                                      |

## 2. 検討依頼事項について

【「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項】

1998 年施行の一括清算法に基づき制定された付属覚書であるが、20 年以上が経過し、もとの基本契約書の条文を残しておく意義がなくなっ  
たと考えられるため。付属覚書に規定の条項は全て基本契約書に反映させ、付属覚書を廃止した方が良いと考える。

## 3. 検討の方向性について（論点）

（参考様式の改廃にポジティブな考え方）

- ・ 協会員が顧客との間で行う選択権付債券売買取引を一括清算法の適用対象から除外する理由はないため、現状、基本的にすべての選択権付債券売買取引において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」と『「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」付属覚書」がセットで利用されていると考えられる。
- ・ 選択権付債券売買取引において、付属覚書の内容が十分に浸透した現状を踏まえ、参考様式を整理し、契約書の構成を簡素化するため、付属覚書の内容を基本契約書に反映し、付属覚書の参考様式を廃止することには一定の合理性が認められる。

（参考様式の改廃にネガティブな考え方）

- ・ 一方で、日証協の作成した基本契約書は参考様式であるため、現在でも協会員の判断により付属覚書の内容を反映した基本契約書を利用することは可能である。
- ・ 参考様式を改訂する場合、（特に日証協の参考様式をそのまま利用している協会員の場合には）各社が利用している契約書の内容を変更することとなり、改めてリーガルチェック等を行うコストが発生すると考えられるが、現在でも任意に付属覚書の内容を反映した基本契約書の利用が可能であるなか、コスト・ベネフィットの観点から参考様式の改訂の必要性についてどのように考えるか。
- ・ 契約書の内容を変更する場合、移行時には旧契約に基づく既存の取引と新契約に基づく新規の取引が併存することとなり、各社における管理が難しくなる等の問題は生じないか。

以 上

## 「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に関する検討事項

2020 年 3 月 10 日

日本証券業協会

## 1. 「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に関するこれまでの経緯について

| 時期          | 内容                                                                                                                                                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2009 年 5 月  | ・ 公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置<br>⇒リーマンショック時の教訓を受け、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、フェイル慣行の見直しや具体的な方策を検討するために設置                                                                |
| 2009 年 6 月～ | ・ 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」における検討<br>⇒フェイルチャージの請求・授受に係る実務については、債券現先取引等研究会に検討を依頼                                                                                                               |
| 2010 年 3 月  | ・ 債券現先取引等研究会がとりまとめた「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の内容について、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」において承認                                                                                                               |
| 2010 年 4 月  | ・ 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」<br>⇒「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」については、「今後、フェイルチャージの導入に係る事前通知や個別取引明細書等（コンファメーション）における記載の雛型、フェイルチャージの導入に当たり実務的に必要な Q&A 等の検討を行った後、追加で見直しが必要か確認を行った上で、最終的に確定し、公表する」とされた |
| 2010 年 6 月  | ・ 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（RTGSガイドライン）の改正と同時に「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』及び『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』に基づく決済についての Q & A の策定について正式に公表（日証協（自 2）22 第 6 号）                                   |
| 2013 年 4 月  | ・ 日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節の操作目標が無担保コールレート（オーバーナイト物）からマネタリーベースに変更<br>⇒「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に規定するフェイルチャージの計算に関する参照レートの定義見直しについて、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」へ意見照会                                |
| 2013 年 5 月  | ・ 「『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』等の一部改正について」（日証協（公）25 第 6 号）において、取扱指針や Q & A の一部改正（参照レートの定義見直し）について公表                                                                                                      |

## 2. 検討依頼事項について

【「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」からの検討依頼事項】

フェイルチャージの規定はあるものの、ガイドラインが不在なため個社ごとに対応が異なっており、事務が煩雑になっている。規定を十二分に活用するために、フェイルチャージ発生の決済時限など大まかなガイドラインの策定を希望。

⇒具体的には、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の「Ⅲ. 計算・請求」「(2) 計算式における定義等」に条項を追加し、フェイルチャージの請求に含めることができる「受渡未了決済」に明確な時限を設けることを提案

【取扱指針の改訂イメージ】（赤字下線部分が改訂（追加）箇所）

(2) 計算式における定義等

- ① 参照レートは、日本銀行の金融市場調節の操作目標がマネタリーベースとされている間、0%とする。
- ② フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、計算するものとする。  
なお、日本銀行が、金融市場調節の操作目標を、マネタリーベースから無担保コールレート（オーバーナイト物）に変更した場合には、参照レートをその誘導目標（レンジの場合はその下限）に変更するものとする。また、操作目標が、マネタリーベースから無担保コールレート（オーバーナイト物）以外の指標等に変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとする。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとする。  
さらに、日本銀行の金融市場調節の操作目標がマネタリーベースとされている間であっても、金融市場環境の変化（例えば、無担保コールレート（オーバーナイト物）が0%から乖離する状態が続く場合等）により、参照レートを0%として扱うことが不適当と認められる状況となった場合には、速やかに参照レートの見直しを検討するものとする。
- ③ 受渡金額は、条件付売買取引又は貸借取引については、スタート・フェイルにおいてはスタート取引の受渡金額又は貸出時の受渡金額、エンド・フェイルにおいてはエンド取引の受渡金額又は返済時の受渡金額をいうものとする。
- ④ 受渡金額には、〇〇時〇〇分 時点で受渡が完了していなかったものの受渡金額を含むことができる。
- ⑤ 但し、部分決済が可能であった場合には、その金額を除いた部分を受渡金額とする。

※「受渡未了決済」の時限については、JSCCのカットオフ・タイムからのバッファを考慮して、例えば「12 時 30 分」などとする考えられる

### 3. 検討の方向性について（論点）

- ・ R T G S ガイドラインにおいては、「極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい」としつつ、フェイルを認識するためのカットオフ・タイムを 14 時 00 分に設定し、16 時 30 分までのリバーサルタイムの間にフェイル確定後の事務処理等（フェイルの解消を含む）を行うこととしている。
- ・ また、R T G S ガイドラインの「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」においては、「カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこと」とされているが、カットオフ・タイムより前のフェイルの確定は取引当事者間の合意により行われることから、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」においては、フェイルチャージの請求に含むことができる「受渡未了決済」の時限を明確に示していない。
- ・ こうした中で、ルールではない（強制力のない）取扱指針において、フェイルチャージの請求に含めることができる「受渡未了決済」について一律の時限を定めることをどう考えるか。また、時限を設定する場合にはどの時点とすることが適当か。
- ・ 現状、フェイルチャージの請求に含めることができる「受渡未了決済」について明確な時限がないことにより、具体的にどういった問題が生じているか。
- ・ フェイルチャージの請求に含めることができる「受渡未了決済」の時限を定めることにより、フェイルの処理等に関する実務にどのような影響が生じるか。また、取扱指針の他の箇所や Q & A の改訂の要否、及び、R T G S ガイドライン等への影響はあるか。

以 上

## 債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則 (平 4. 7.30)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う債券等の条件付売買取引（売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日（所定の方法により決定される期日を含む。）に所定の価額（所定の計算方法により算出される価額を含む。）で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。以下「現先取引」という。）に関し、現先取引契約の締結、取引対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、現先取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### (法令、規則等の遵守)

第 2 条 協会員は、顧客（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、現先取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

### (定 義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 個 別 現 先 取 引 個別の現先取引をいう。
- 2 売 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を買手に対し売り付ける者をいう。
- 3 買 手 個別現先取引におけるスタート取引において、取引対象債券等を売手から買い付ける者をいう。
- 4 ス タ ー ト 取 引 個別現先取引において、売手が買手に取引対象債券等を売り付ける取引をいう。
- 5 エ ン ド 取 引 個別現先取引において、買手が売手に同種、同量の債券等を売り戻す取引をいう。
- 6 取 引 対 象 債 券 等 スタート取引において売買の対象となった債券等又は債券等の差替えにより新たに交付された債券等をいう。ただし、銘柄後決め現先取引については、スタート取引において売買の対象となる債券等として、個別現先取引で定めるバスケットに基づき銘柄割当機関が割り当てたものをいう。
- 7 取 引 期 間 スタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの期間をいう。
- 8 取 引 数 量 取引対象債券等の額面総額として、個別現先取引で定めるものをいう。
- 9 現 先 レ ー ト エンド売買金額算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。
- 10 同 種 、 同 量 発行体、発行回号、種類、券面額、数量及び課税条件が同一である場合をいう。
- 11 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。
- 12 利 含 み 経過利子を含めて売買単価を表示することをいう。
- 13 非 利 含 み 経過利子を含めずに売買単価を表示することをいう。
- 14 時 価 利含み現先取引における、経過利子を含む額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。
- 15 非 利 含 み 時 価 非利含み現先取引における、経過利子を含まない額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。

- 16 時 価 総 額 イ 利含み現先取引においては、時価に数量を乗じた価額をいう。  
ロ 非利含み現先取引においては、非利含み時価に経過利子を加算したものに数量を乗じた価額をいう。
- 17 売買金額算出比率 個別現先取引における以下の比率をいう。  
イ 利含み現先取引においては、取引成立時点における取引対象債券等の時価をスタート売買単価で除し、これにより算出された比率から 1 を減じた比率をいう。  
ロ 非利含み現先取引においては、取引成立時点における取引対象債券等の非利含み時価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値をスタート売買単価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値で除し、これにより算出された比率から 1 を減じた比率をいう。
- 18 個別取引与信額 個別現先取引において、スタート取引受渡日からエンド取引受渡日（ただし、同種、同量の債券等が売手に受け渡された日又は取引が終了した日がエンド取引受渡日より後である場合にはそれらの日）までの間の任意の時点における当該個別現先取引についての次のイとロとの差額をいう。  
イ 当該時点をエンド取引受渡日とみなした場合におけるエンド売買金額に、売買金額算出比率に 1 を加えた数値を乗じた額  
ロ 当該時点における同種、同量の債券等の時価総額
- 19 純 与 信 額 一方当事者の個別取引与信額の合計額から当該一方当事者に差し入れられた担保の額（担保金の場合、未払いの担保金利息を含む。担保証券の場合、その時価総額に担保掛目を乗じた額とする。）を減じた額が、他方当事者の個別取引与信額の合計額から当該他方当事者に差し入れられた担保の額を減じた額を超過している場合、その超過額をいう。
- 20 再 評 価 取 引 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において当該個別現先取引を一旦終了し、同種、同量の債券等について、その時点の市場実勢単価に基づいて決められた新たなスタート売買単価を用いて終了前の取引と同一の現先レートにより、当初のエンド取引受渡日までの新たな個別現先取引を締結する手法をいう。
- 21 取引対象債券等の  
差替え 個別現先取引のスタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの間の一時点において、売手が買手から当初の取引対象債券等の引渡しを受けると同時に、売手が買手へ当初の取引対象債券等と同等又はそれ以上の時価総額の代替債券等を差し入れることにより、取引対象債券等を差し替える手法をいう。
- 22 利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買単価が利含みで表示されるほか、取引期間中に取引対象債券等から利子等が発生する場合には、当該利子等に相当する金額が買手から売手に引き渡されるものをいう。
- 23 非利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買単価が経過利子を含めずに表示されるほか、取引期間中に取引対象債券等から利子等が発生する場合に、当該利子等に相当する金額が買手から売手に引き渡されないものをいう。
- 24 バ ス ケ ッ ト 銘柄後決め現先取引において割当対象とする債券等の銘柄の範囲を特定するために、銘柄割当機関が銘柄割当機関規則等に基づき設定する債券等の種類をいう。個別現先取引においては、当該個別現先取引で定めるものをいう。

- 25 銘柄後決め現先取引 個別現先取引の成立時において、スタート取引における売買の対象となる債券等をバスケットにより特定する個別現先取引をいう。
- 26 銘柄割当機関規則等 銘柄後決め現先取引に該当する個別現先取引に係る取引対象債券等の割当等に関する定めを規定する、①銘柄割当機関が定める規程、業務方法書その他の規則（当該規則に係る関連諸規則及び当該規則に関連して締結される契約等を含む。）又は②個別現先取引に係る一方当事者及び他方当事者を拘束する銘柄割当機関との間の契約をいう。

**（現先取引契約の締結等）**

- 第 4 条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。
- 2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき（再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。）は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」という。）を交付するものとする。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、前項に定める個別取引明細書の交付を要しない。
- 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
    - イ 特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）であること。
    - ロ 顧客が金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約を締結していること。
  - 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。
  - 3 協会員が顧客からの個別現先取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。
- 4 協会員は、第 1 項に定める基本契約書には、次の各号に関する取扱いを記載するものとする。ただし、第 4 号から第 8 号に掲げる項目について、顧客との間において取扱いを予定しない場合は記載を要しないものとする。
- 1 個別取引明細書の交付
  - 2 権利移転の時期
  - 3 繰上げ償還があった場合の措置
  - 4 売買金額算出比率
  - 5 再評価取引
  - 6 取引対象債券等の差替え
  - 7 担保の管理等
  - 8 外国通貨による支払方法
  - 9 権利の譲渡、質入れの禁止
  - 10 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い
- 5 協会員は、第 2 項に定める個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、

個別現先取引において該当しない項目については、記載を要しないものとする。

- 1 買手及び売手の名称
  - 2 取引対象債券等（国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。銘柄後決め現先取引については、バスケットの名称、略称又は銘柄コードを記載するものとする。）
  - 3 取引数量
  - 4 現先レート
  - 5 取引約定日
  - 6 スタート取引受渡日
  - 7 スタート売買単価（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。）
  - 8 スタート売買金額（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。）
  - 9 売買金額算出比率
  - 10 エンド取引受渡日（エンド取引受渡日が取引約定日よりも後に定められる場合で、当該エンド取引受渡日の確定後遅滞なく当該エンド取引受渡日を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。）
  - 11 エンド売買単価（エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該単価を記載するものとする。）
  - 12 エンド売買金額（エンド取引の受渡条件の確定後遅滞なく当該事項を記載した書面を交付する旨の合意をした場合には、記載を要しないものとする。また、国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該金額を記載するものとする。）
  - 13 その他当該個別現先取引について特に定める事項
- 第 6 条 第 3 項に基づき、個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で前項各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目についてはこの限りでない。

**（現先取引対象顧客）**

第 5 条 協会員が行う現先取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。

**（取引対象債券等の範囲）**

第 6 条 協会員が現先取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 国債証券（金商法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる国債証券をいう。）
- 2 地方債証券（金商法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる地方債証券をいう。）
- 3 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる債券をいう。）
- 4 特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる特定社債券をいう。）
- 5 社債券（金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。）
- 6 投資法人債券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資法人債券をいう。）
- 7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの

- 8 国内C P（金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。以下同じ。）
- 9 海外C D（金融商品取引法施行令第1条第1号に掲げる譲渡性預金の預金証書をいう。）
- 10 海外C P（金商法第2条第1項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、外国で発行されたものをいう。以下同じ。）
- 11 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号に掲げる証券又は証書をいう。）
- 2 協会員は、現先取引を行うに当たっては、取引対象債券等の権利関係に留意するとともに、当該銘柄の流動性、価格動向等についても十分配慮するものとする。
- 3 協会員は、他人名義登録債は、原則として取り扱わないものとする。

#### （売買単価又は売買金額）

- 第7条 協会員は、顧客との間で債券等の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買単価については、本協会の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び「外国証券の取引に関する規則」に基づき、これを決定するものとする。
- 2 協会員は、顧客との間で国内C P、海外C D、海外C P及び外国貸付債権信託受益証券の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。
  - 3 前2項において、スタート売買単価又はスタート売買金額の算出に当たり、売買金額算出比率を適用する場合には、当該比率について、取引対象債券等の価格変動リスク、取引相手方の信用リスク等を考慮した合理的な値としなければならない。

#### （担保の管理等）

- 第8条 協会員は、個別現先取引において、顧客に対して純与信額を有する場合は、取引期間中いつでも顧客に対し、通知により少なくとも純与信額と同額の担保金を差し入れるよう要求することができる。
- 2 協会員は、前項の担保金に対して付利することができる。
  - 3 第1項の担保金は、有価証券等をもって代用することができるものとする。
  - 4 担保金の代用として受け入れることができる有価証券等（以下「担保証券」という。）の種類及び時価総額は当事者間の合意によるものとする。
  - 5 担保証券の受入れは、その担保金としての実効性に十分に留意するとともに、証憑書類等を整備及び保管を行うものとする。

#### （売買金額算出比率の適用）

- 第9条 協会員は、個別現先取引のスタート売買単価を算出するに当たり、顧客との間の合意により、売買金額算出比率を用いることができる。ただし、当該売買金額算出比率については、当該個別現先取引が終了するまでの間に変更することができない。
- 2 取引対象債券等の差替えに当たって、当初の取引対象債券等と差替え後の取引対象債券等にそれぞれ異なる売買金額算出比率を適用することはこれを妨げない。

#### （再評価取引の適用）

- 第10条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、再評価取引を行うことにより、純与信額を解消することができる。

#### （取引対象債券等の差替えの適用）

- 第11条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、取引対象債券等の差替えを行うことができる。

(期 間 等)

第 12 条 協会員は、委託現先取引を行うに当たっては、スタート取引に係る売付日と買付日及びエンド取引に係る買戻日と売戻日がそれぞれ同一となるよう期間の対応を原則とするものとする。

(現先取引の受渡し)

第 13 条 協会員は、売手としてスタート取引を行う場合、又は買手としてエンド取引を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。

- 1 受渡日以前に買入れを行う方法
- 2 受渡日以前に買入れを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法
- 3 受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法

(節度ある利用)

第 14 条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過大なものとならないよう留意するとともに、一取引先に過度に集中しないように十分配慮するものとする。

(社内規程の制定)

第 15 条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その透明性、公正性を確保するため、現先取引に関する社内規程を制定するものとする。

(電磁的方法による交付)

第 16 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 1 第4条第2項に定める個別取引明細書
- 2 第4条第5項第10号に定めるエンド取引受渡日を記載した書面
- 3 第4条第5項第11号に定めるエンド売買単価を記載した書面
- 4 第4条第5項第12号に定めるエンド売買金額を記載した書面

(電磁的方法による契約)

第 17 条 協会員は、第4条第1項に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき基本契約書を取り交わした協会員は、顧客から契約内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成4年8月3日から施行する。
- 2 この理事会決議の施行日前に既に制定している社内規程については、この理事会決議8に基づき制定されたものとみなす。

付 則（平 5. 4. 21）

この改正は、平成 5 年 4 月 21 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

4(1)④を改正。

付 則（平 6. 2. 16）

1 この改正は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

2 特別会員については、「8 社内規程の制定」の規定は、この改正理事会決議施行の日から平成 6 年 9 月 30 日までの間、適用しない。

（注）改正条項は、次のとおりである。

7(1)を改正し、(2)から(4)を削除。

付 則（平 6. 8. 31）

この改正は、平成 6 年 8 月 31 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

2、4、5 及び 6(3)を改正。

付 則（平 7. 12. 25）

この改正は、平成 8 年 1 月 10 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

6(3)を削除。

付 則（平 10. 10. 21）

この改正は、平成 10 年 10 月 21 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

前文を改正し、4(1)④を新設し、4(1)⑤から⑩を各 1 つずつ繰り下げる。

付 則（平 10. 11. 20）

この改正は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

5(1)を改正。

付 則（平 12. 6. 27）

この改正は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

4(1)⑩を改正。

付 則（平 12. 10. 31）

1 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正理事会決議施行の日から平成 13 年 9 月 30 日までの間に締結する現先取引契約については、改正前

の方法によることができる。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

全文改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

4(1)⑩を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

14、15(1)(2)を新設。

付 則 (平13. 8. 31)

1 この改正は、平成13年 9 月 1 日から施行する。

2 付則 (12. 10. 31) 第 2 項を改正。

現先取引契約の締結については、平成12年10月31日付けの改正理事会決議施行の日 (平成13年 4 月 1 日) から本協会が定める日までの間は、当該改正前の方法によることができる。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 3(4)⑩、⑪、⑫及び 8 を改正。

(2) 「本協会が定める日」は平成14年 3 月31日。

付 則 (平14. 2. 8)

この改正は、平成14年 8 月 5 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

5(1)を改正 (公正慣習規則第 3 号の表題の引用部分を改める)。

付 則 (平14. 3. 22)

この改正は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

4(1)⑤を改正。

付 則 (平15. 10. 30)

この改正は、平成16年 2 月23日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

3(4)②、⑦、⑧、⑪及び⑫を改正。

付 則 (平17. 3. 29)

この改正は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

3(3)(6)を新設し、旧3(3)(4)を各1つずつ繰り下げる。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに規則名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記する。
- (2) 前文を改正し第1条とする。
- (3) 旧1、旧2及び旧3を改正し第2条から第4条に繰り下げる。
- (4) 旧4を第5条に繰り下げる。
- (5) 旧5、旧6、旧7、旧8、旧9及び旧10を改正し第6条から第11条に繰り下げる。
- (6) 旧11から旧13を第12条から第14条に繰り下げる。
- (7) 旧14及び旧15を改正し第15条から第16条に繰り下げる。

付 則（平22. 3. 16）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第4条第3項第1号イを改正。

付 則（平22. 6. 15）

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第13条を新設
- (2) 旧第13条から旧第16条を第14条から第17条に繰り下げる。

付 則（平28. 7. 19）

この改正は、国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6号を改正。
- (2) 第3条第13号から第21号までを第14号から第22号までに繰り下げ、第13号を新設し、旧第13号、旧第14号、旧第15号、旧第16号及び旧第18号を改正し、第23号から第26号までを新設。
- (3) 第4条第5項第2号、第10号、第11号及び第12号を改正。
- (4) 「国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施日」は平成30年5月1日。

(第4条による基本契約書の参考様式)

## 債券等の現先取引に関する基本契約書

[●●] (以下「甲」という。)と[●●] (以下「乙」といい、甲及び乙をそれぞれ「当事者」と、両者を総称して「両当事者」という。)は、甲と乙との間で行う債券、国内CP、海外CD、海外CP及び外国貸付債権信託受益証券 (以下「債券等」という。)の現先取引に関し、以下のとおり債券等の現先取引に関する基本契約書 ([別紙●、別紙●及び別紙●]<sup>1</sup>)を含む。以下「本基本契約書」という。)を締結した。

### 第1条 (適用)

- 1 甲と乙の間で行われる個別の債券等の現先取引 (以下「個別現先取引」という。)に係る契約は、本基本契約書に基づいて締結される。
- 2 本基本契約書に添付される別紙 (以下、それぞれを「各別紙」と、すべての別紙を総称して「別紙」という。)は本基本契約書の一部を構成するものとし、本基本契約書及び個別現先取引に係る契約は一体となってすべての個別現先取引に関する単一の契約を構成するものとする。本基本契約書のうち本文 (本基本契約書の別紙以外の部分をいう。以下同じ。)と各別紙との間に抵触する規定がある場合には各別紙の規定が本文の規定に優先し、本基本契約書と個別現先取引に係る契約との間に抵触する規定がある場合には、当該個別現先取引に係る契約の規定が本基本契約書の規定に優先するものとする。

### 第2条 (定義)

本基本契約書における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 売 手 個別現先取引におけるスタート取引において、買手に対し取引対象債券等を売り付ける者をいう。
- (2) 営 業 日 日本国内において、甲と乙がともに営業を行っている日をいう。
- (3) エ ン ド 取 引 個別現先取引において買手が売手に対し同種、同量の債券等を売り戻す取引をいう。
- (4) エ ン ド 取 引 受 渡 日 エンド取引の受渡日として、個別現先取引で定める日をいう。ただし、別途定めがある場合、当該定めに基づき、買手が同種、同量の債券等を売り戻し、売手が同種、同量の債券等を買戻す日をいう。
- (5) エ ン ド 売 買 金 額 エンド取引の受渡金額として、個別現先取引につき各別紙に定める計算方法に従い算出される金額をいう。
- (6) 買 手 個別現先取引におけるスタート取引において、売手から取引対象債券等を買付けける者をいう。
- (7) 経 過 利 子 任意の日における有価証券についての直前の利子計算期間の開始日から当該任意の日までの間の経過日数として市場慣行に従って計算された日数分の利子相当額をいい、額面100%当たりの割合で計算されるものとする。
- (8) 契 約 通 貨 第9条第1項に定める通貨をいう。
- (9) 現 先 レ ー ト エンド売買金額算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。
- (10) 個 別 取 引 明 細 書 個別現先取引に係る契約の内容を記載した書面をいう。
- (11) 個 別 取 引 与 信 額 個別現先取引において、スタート取引受渡日からエンド取引受渡日 (ただし、同種、同量の債券等が売手に受け渡された日又は取引が終了した日がエンド取引受渡日より後である場合にはそれらの日とする。)までの間の任意の時点における当該個別現先取引についての次の①と②の差額をいう。
  - ① 当該時点をエンド取引受渡日とみなした場合におけるエンド売買金額に、売買金額算出比率に1を加えた数値を乗じた額。
  - ② 当該時点における同種、同量の債券等の時価総額。①の額が②の額より大きい場合、買手がその差額に等しい額の個別取引与信額を有し、②の

- 額が①の額より大きい場合、売手がその差額に等しい額の個別取引与信額を有する。
- (12) 債券等の現先取引 売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日（所定の方法により決定される期日を含む。）に所定の価額（所定の計算方法により算出される価額を含む。）で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。
- (13) 債務不履行時価総額 一方当事者が債務不履行事由に該当した場合における、有価証券についての次の価額をいう。
- ① 債務不履行当事者に対して引き渡されるべき有価証券の場合
- イ．非債務不履行当事者が、債務不履行事由の発生時と債務不履行評価時の間に、債務不履行当事者に対して引き渡されるべき有価証券と同種、同量の有価証券を売却した場合、正味の売却代金（売却に要したすべての合理的な費用、手数料等を控除後のもの。）
- ロ．当該売却が債務不履行評価時までに行われなかった場合、債務不履行評価時における当該有価証券の時価総額
- ② 債務不履行当事者により引き渡されるべき有価証券の場合
- イ．非債務不履行当事者が、債務不履行事由の発生時と債務不履行評価時の間に、債務不履行当事者により引き渡されるべき有価証券と同種、同量の有価証券を購入した場合、その購入代金（購入に要したすべての合理的な費用、手数料等を含む。）
- ロ．当該購入が債務不履行評価時までに行われなかった場合、債務不履行評価時における当該有価証券の時価総額
- 上記①及び②のいずれの場合においても、その額は非債務不履行当事者により決定されるものとする。
- (14) 債務不履行事由 第11条第1項各号に定める事由をいう。
- (15) 債務不履行当事者 第11条第1項に定める当事者をいう。
- (16) 債務不履行評価時 個別有価証券についての次の時点をいう。
- ① 債務不履行事由が、当該個別有価証券の取引市場（非債務不履行当事者が決定する。）における取引日の午後3時までに生じた場合、当該市場の翌取引日の取引終了時
- ② 上記①以外の場合、当該市場における債務不履行事由が生じた日の翌々取引日の取引終了時
- (17) 時 価 個別有価証券についての経過利子を含む額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。
- (18) 時 価 総 額 個別有価証券についての時価に数量を乗じた価額をいう。
- (19) 収 益 金 任意の時点における個別有価証券についてのすべての利子、配当金その他の分配金をいう。
- (20) 収 益 金 基 準 日 ①登録制度又は振替制度（その他有価証券の決済に係る制度を含む。）の適用を受ける有価証券につき、当該制度において当該有価証券の保有者が収益金の支払を受ける権利が確定する日が収益金支払日と異なる場合、当該権利の確定日をいい、②それ以外の場合、収益金支払日をいう。
- (21) 収 益 金 支 払 日 個別有価証券に関し、当該有価証券の収益金が支払われる日をいう。
- (22) 純 与 信 額 一方当事者の個別取引与信額の合計額から当該一方当事者に差し入れられた担保の額（担保金の場合、未払いの担保金利息を含む。担保証券の場合、その時価総額に担保掛目を乗じた額とする。本号において以下同じ。）を減じた額が、他方当事者の個別取引与信額の合計額から当該他方当事者に差し入れられた担保の額を減じた額を超過している場合、その超過額をいう。また、この場合、当該一方当事者が他方当事者に対して純与信額を有しているというものとする。
- なお、各個別現先取引につき、①そのスタート取引受渡日における純与信額の計算については、当該個別現先取引に係る取引対象債券等の引渡しが行われたものとみなして計算された個別取引与信額を算入するものとし、②そのエンド取引受渡日における純与信額の計算については、当該個別現先取引に係る個別取引与信額を算入しないものとする。

- (23) 新取引対象債券等 第10条に定める新取引対象債券等をいう。
- (24) スタート取引 個別現先取引において売手が買手に対し取引対象債券等売り付ける取引をいう。
- (25) スタート取引受渡日 スタート取引の受渡日として、個別現先取引で定める日をいう。
- (26) スタート売買金額 スタート取引の受渡金額として、個別現先取引につき各別紙に定める計算方法に従い算出される金額をいう。
- (27) 対顧客電信買相場 当事者間で合意した対顧客電信買相場をいう。
- (28) 担保 担保金及び担保証券をいう。
- (29) 担保掛目 担保証券の価値の算出のために用いられる一定の料率として、各別紙において定めるものをいう。
- (30) 担保金 各別紙に定める方法に従って買手又は売手に差し入れられる金銭をいう。
- (31) 担保金利息 担保金に付される利息をいう。
- (32) 担保金利率 担保金利息算定の基準となる料率として、各別紙において定めるものをいう。
- (33) 担保証券 担保の移転に関し、担保金に代わるものとして各別紙において定めた有価証券をいう。
- (34) 担保の移転 担保金の差入れ、返戻若しくはその組合せ又は担保証券若しくは同種、同量の担保証券の差入れ、返戻若しくはその組合せをいう。
- (35) 同種、同量 個別有価証券が、他の有価証券と①同一の発行体かつ同一の発行回号であり、②（別途定めのない限り）同一の種類、券面額及び数量であり、③同一の課税条件である場合をいう。
- (36) 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。また、当該取引対象債券等が償還された場合には、その償還金額と同額の金銭をいう。
- (37) 同種、同量の担保証券 担保証券として移転された有価証券と同種、同量の有価証券をいう。
- (38) 取引期間 スタート取引受渡日（当日を含む。）からエンド取引受渡日（当日を含む。）までの期間をいう。
- (39) 取引数量 取引対象債券等の額面総額として、個別現先取引で定めるものをいう。
- (40) 取引対象債券等 スタート取引において売買の対象となった債券等又は債券等の差替えにより新たに交付された債券等をいう。
- (41) 取引約定日 第3条第1項に基づき個別現先取引が成立した日をいう。
- (42) 売買金額 債券等についての売買単価に数量を乗じた価額をいう。
- (43) 売買金額算出比率 個別現先取引において、取引成立時点における取引対象債券等の時価をスタート売買単価で除し、これにより算出された比率から1を減じた比率であって、各別紙において定めるものをいう。
- (44) 売買単価 債券等についての経過利子を含む額面100%当たりの価額割合をいう。
- (45) 非債務不履行当事者 第11条第1項に定める当事者をいう。
- (46) 約定期間 スタート取引受渡日（当日を含む。）からエンド取引受渡日（当日を含まない。）までの間の日数をいう。ただし、スタート取引受渡日において第7条第13項に定める再評価取引を行った場合は、零日とする。

### 第3条（取引の成立、確認及び終了）

- 1 個別現先取引は、口頭、書面又はその他の方法（電子的方法によるものを含むがこれらに限られない。）による一方当事者の申込と他方当事者による承諾の合致により成立する。
- 2 前項により個別現先取引が成立した場合、当事者は、各別紙の定めに従い、当該個別現先取引に係る個別取引明細書を交付し、又はかかる個別取引明細書の交付に代えて当該個別現先取引に係る契約内容を確認するものとする。
- 3 スタート取引受渡日に、売手は、買手によるスタート売買金額の支払と引き換えに、買手に対し取引対象債券等を引き渡すものとする。
- 4 エンド取引受渡日に、買手は、売手によるエンド売買金額の支払と引き換えに、売手に対し同種、同量の債券等を引き渡すことにより、当該個別現先取引は終了するものとする。

### 第4条（有価証券の引渡し）

- 1 本基本契約書に基づく有価証券の引渡しは、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。
  - (1) 当該有価証券を表章する証券の引渡し
  - (2) 名義変更登録、口座振替若しくはその他当該有価証券の権利移転に必要な手続の完了又はこれらに必要な一切の書類の交付。ただし、スタート取引受渡日及びエンド取引受渡日並びに担保証券の移転日において確実に引渡請求権者への権利移転の効力が生じるに足る時間的余裕をもって行われることを要するものとする。なお、この方法により、当該有価証券に関し権利移転の効力が発生しなかったときは、当該有価証券の引渡しが行われなかったものとする。
- 2 両当事者は、本基本契約書に基づく有価証券の引渡しについては、当該有価証券に係るすべての権利が、いかなる先取特権、質権等の負担もない状態で受取人に移転されるよう、すべての必要書類を作成のうえ、当該書類を引き渡し、かつ必要なすべての措置をとるものとする。

#### 第 5 条（権利の移転時期）

個別現先取引における当該取引対象債券等上の権利は、スタート取引受渡日において買手が売手にスタート売買金額の全額を支払ったときに売手から買手に移転し、エンド取引受渡日において売手が買手にエンド売買金額の全額を支払ったときに買手から売手に移転するものとする。

#### 第 6 条（繰上げ償還の場合）

- 1 エンド取引受渡日までに取引対象債券等の全部又は一部が繰上げ償還される場合、当事者間に別段の合意があるときを除き、償還期日において、売手は買手から償還期日を受渡日として次項に定める買戻し金額により償還の対象となる部分の取引対象債券等を買戻す旨の合意が成立したものとみなす。
- 2 前項に定める買戻し金額は、償還期日をエンド取引受渡日とみなして各別紙に定めるエンド売買金額の算出方法に係る算式に当てはめて得られた金額とする。

#### 第 7 条（担保の管理等）

- 1 他方当事者に対して純与信額を有する当事者は、いつでも、当該他方当事者に対し、通知により、純与信額が零以上となるよう担保の差入れ又は返戻を請求することができる。
- 2 前項に基づく担保の差入れは消費貸借の形式によるものとする。
- 3 第 1 項に基づく通知は、各別紙において定める期限までに行うものとする。
- 4 純与信額の算出については、外国通貨による金額は、当該時点の対顧客電信買相場を用いて日本円に換算して計算するものとする。
- 5 担保の差入れの請求を受けた当事者は、担保金又は担保証券のいずれかを選択して差入れを行うものとする。また、担保の差入れの請求を受けた当事者は、担保証券による場合、予め合意された担保証券のうちいずれの担保証券により差入れを行うかを選択することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、担保の移転を請求している当事者（本項において「第一当事者」という。）が、以前に他方当事者（本項において「第二当事者」という。）に対して差し入れた担保金（担保金利息を含まない。以下、本項、次項及び第 9 項において同じ。）の返戻を受けていない場合又は以前に第二当事者に対して差し入れた担保証券と同種、同量の担保証券の返戻を受けていない場合は、当該第一当事者は第二当事者に対し、当該担保の移転は、当該担保金又は同種、同量の担保証券の返戻により行われるよう請求することができるものとする。
- 7 担保金の差入れ又は返戻は、日本円又は当事者間で合意した他の通貨で行うこととする。
- 8 担保金には、各別紙で定められた利率による利息を付すことができ、当該利息の支払は当該別紙で定められた支払時期の規定に従って行われるものとする。
- 9 一方当事者が本条に基づき担保の移転を行う義務を負うこととなった場合には、当該当事者は、各別紙で定められた期限又は当事者間で別途合意された期限までに、担保金の差入れ若しくは返戻、担保証券の差入れ又は同種、同量の担保証券の返戻を行わなければならない。
- 10 両当事者は、個別現先取引において、第 1 項から前項まで及び各別紙の規定にかかわらず、当該取引に関する担保の提供について別途合意することができる。この場合、当該取引は純与信額の算出の対象とされず、当該取引に関する担保は当事者が別途合意する方法により差し入れられるものとする。
- 11 一方当事者（以下、本項及び次項において「請求者」という。）が他方当事者に対して担保証券を差し入れている場合、請求者は、同種、同量の担保証券が返戻される前であればいつでも、当該他方当事者に対する通知により、新たな担保証

券（当該有価証券が、当該通知日において、当該同種、同量の担保証券が有する時価総額以上の時価総額を有するものであることを要する。）を、当該通知日から3営業日（通知日を含む。）以内の間で各別紙において定める差替日において、当該他方当事者に差し入れることと交換に、当該同種、同量の担保証券を返戻すべきことを申し出ることができる。当該他方当事者が当該申出を承諾した場合、新たな担保証券の差入れと当該同種、同量の担保証券の返戻は同時に行われるものとする。

- 12 担保の移転に際し、各別紙において当該差入れ又は返戻に係る詳細を通知する旨の合意がある場合、当該別紙に定める当事者は、当該各別紙の定めに従い、他方当事者に対し当該担保の詳細を通知するものとする。
- 13 両当事者は、第1項から前項まで及び各別紙の規定による担保の移転によらず、次の各号に定めるところにより行われる再評価取引により、発生する純与信額を解消することを合意することができる。
  - (1) 個別現先取引（本項において「本来の取引」という。）におけるエンド取引受渡日が、再評価する日（以下「再評価日」という。）において到来するものとみなす。
  - (2) 両当事者が、次二号に規定された条件で、新たな個別現先取引（以下「再評価取引」という。）を行うものとみなす。
  - (3) 再評価取引における取引対象債券等は本来の取引の取引対象債券等と同種、同量の債券等とする。
  - (4) 再評価取引におけるスタート取引受渡日は再評価日とする。
  - (5) 再評価取引におけるスタート売買金額は、再評価日における同種、同量の債券等の時価総額を本来の取引に適用される売買金額算出比率に1を加えた値で除した額とする。
  - (6) 再評価取引に係る諸条件（エンド取引受渡日、現先レート、売買金額算出比率及び前各号に規定されたものを除く他の条件をいう。）は、本来の取引に係る条件と同一とする。
  - (7) 再評価取引における両当事者の取引対象債券等の引渡債務及びスタート売買金額の支払債務は、本来の取引における同種、同量の債券等の引渡債務及びエンド売買金額の支払債務との間で相殺されるものとし、相殺後の額の金銭のみが一方当事者から他方当事者へ支払われるものとする。当該金銭は再評価取引締結時に定める期限までに支払われるものとする。

#### 第8条（有価証券からの収益金）

- 1 取引期間中に取引対象債券等の収益金基準日が含まれる場合には、買手は、売手に対し当該取引対象債券等の収益金又はこれと同額の金銭を支払うものとする。ただし、収益金基準日がエンド取引受渡日であり、かつ当該エンド取引受渡日に買手が売手に対し同種、同量の債券等を引き渡した場合を除く。
- 2 担保証券が一方当事者（本項において「第一当事者」という。）から他方当事者（本項において「第二当事者」という。）へ差し入れられ、同種、同量の担保証券が第二当事者から第一当事者へ返戻される前に当該担保証券の収益金基準日が到来した場合、第二当事者は、第一当事者に対し当該担保証券に発生した当該収益金又はこれと同額の金銭を支払うものとする。
- 3 前二項に基づく支払は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、収益金支払日に行うものとする。

#### 第9条（契約通貨）

- 1 スタート売買金額及びエンド売買金額の支払は、第11条第3項に定める場合を除き、すべてスタート売買金額の通貨（以下「契約通貨」という。）を用いるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、支払を受ける当事者は、契約通貨以外のいかなる通貨（以下「支払通貨」という。）による支払も任意にこれを受け入れることができる。ただし、この場合においては、支払を行う当事者の当該金銭に係る支払債務は、支払を受けた当事者が、支払通貨により、通常の銀行業務の手續に従って、支払通貨と契約通貨のスポット取引における通常の引渡期間内に引渡しを受けられるように契約通貨を購入した場合に得られる契約通貨の金額（当該購入に要する手数料その他の費用を除く。）の限度においてのみ履行されたものとする。
- 3 一方当事者が受け取った契約通貨による金額が支払期限の到来している契約通貨の額に不足する場合、前項の規定により支払通貨による支払が契約通貨による履行とされた場合及び判決又は命令等に基づき支払通貨による支払がなされた場合、当該一方当事者は、他方当事者に対し、他の債務と別個の独立した債務として、適用される法により許容されている限り、その不足額を補償するために必要な額の契約通貨による金銭の支払を請求することができる。当該他方当事者は、かかる請求を受けた場合、遅滞なく、当該一方当事者に対し当該額の金銭を支払うものとする。
- 4 当事者が受け取った契約通貨による金額が、支払期限の到来している契約通貨の額を超過する場合、支払を受けた当該

当事者は、遅滞なく、他方当事者に対し当該超過額を返還するものとする。

#### 第 10 条（取引対象債券等の差替え）

- 1 個別現先取引（ただし、エンド取引受渡日がスタート取引受渡日の翌営業日である個別現先取引及び売手が既に別段の合意により取引対象債券等を差し替える権利を有している個別現先取引を除く。）につき、取引期間中のいずれの営業日において、売手は、買手に対して通知（当該通知は当該営業日の正午（午前12時）（日本時間。以下同じ。）までに買手に到達することを要する。）により申し出ることにより、当該通知日から3営業日（通知日を含む。）以内の間で別紙において定める差替日に、①売手から買手に対し、取引対象債券等とは異なる合意された額及び銘柄の債券等（以下「新取引対象債券等」という。当該新取引対象債券等は、当該通知日において、売手に対して引き渡される同種、同量の債券等有する時価総額以上の時価総額を有するものであることとする。）を引き渡し、②買手から売手に対し、同種、同量の債券等を引き渡すことによって、当該取引対象債券等の差替えをすることができる。
- 2 前項に定める取引対象債券等の差替えは、買手が、通知が到達した当該営業日の営業終了時まで（売手からの通知が正午より後に到達した場合は当該営業日の翌営業日の営業終了時まで）に、売手に対し、当該申出を承諾する旨の意思表示をした場合に限り行うものとする。
- 3 第1項に基づく取引対象債券等の差替えにおいては、当事者間に別段の合意がある場合を除き、買手による同種、同量の債券等の引渡しは売手による取引対象債券等の差替えの実行日をエンド取引受渡日とした場合のエンド売買金額（以下本項において「差替売買金額」という。）の支払と引き換えに行われ、売手による新取引対象債券等の引渡しは買手による差替売買金額の支払と引き換えに行われるものとする。かかる場合、買手による同種、同量の債券等の引渡しと売手による差替売買金額の支払は個別現先取引におけるエンド取引の決済とみなし、売手による新取引対象債券等の引渡しと買手による差替売買金額の支払は新たな個別現先取引におけるスタート取引の決済とみなし、本基本契約書の規定を適用する。
- 4 第1項に基づく取引対象債券等の差替えが行われた個別現先取引は、差替え後においては、売手に同種、同量の債券等が引き渡された差替え前の取引対象債券等に代わり、新取引対象債券等が当該取引の取引対象債券等であるものとしてその効力を維持するものとする。
- 5 前項の規定に従い、取引対象債券等の差替えが行われた場合における、新取引対象債券等に係るエンド売買金額は、当該差替え前の取引対象債券等（複数回の差替えがあった場合には、最初の取引対象債券等とする。）に関する当初の当該個別現先取引に係る契約の条件（エンド取引受渡日その他エンド取引に係る契約の条件を除く。）に従って算出された金額とする。

#### 第 11 条（債務不履行による取引終了）

- 1 一方当事者（以下「債務不履行当事者」という。）が、次の各号に掲げる事由（以下、当該事由をそれぞれ「債務不履行事由」という。）のうち第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合においては、当然にすべての個別現先取引は終了するものとする。

また、債務不履行当事者が第7号から第11号までのいずれかに該当することとなった場合においては、他方当事者（以下「非債務不履行当事者」という。）は、債務不履行当事者に対する通知により、すべての個別現先取引を終了させることができる。通知による終了は債務不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が生じるものとする。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又はこれらの手続に類似する倒産手続（日本国外におけるものを含む。）開始の申立て若しくは開始があったとき
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- (3) 本基本契約書上相手方に対して有する金銭債権又は有価証券の引渡し若しくは返還請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該債権若しくは当該請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (6) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- (7) 本基本契約書上相手方に対して負う金銭債務又は有価証券の引渡し若しくは返還債務の一部でも履行を遅滞したとき（ただし、有価証券の引渡し不履行に関する市場慣行が存在する場合、又は相手方の同意により履行期日を延期した場合を除く。）

- (8) 10億円以上の本基本契約以外に基づく債務（本基本契約書上の当事者以外の第三者に対する債務も含む。）に関し、期限の利益を喪失したとき
- (9) 書面により、本基本契約書上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又はこれを支払う能力若しくは意思がないことを認めたとき
- (10) 前各号のほか、本基本契約書又は相手方との間の有価証券その他の取引に関し契約違反があり、相手方からの通知後5営業日以内に改善されないとき
- (11) 本基本契約に基づく債務に係る保証人が前各号のいずれかに該当するに至り、速やかにこれに代わる担保措置を講じなかったとき
- 2 前項に基づき個別現先取引が終了する場合、それぞれの個別現先取引についてのエンド取引受渡日が直ちに到来したものとみなし、すべての担保金（発生した未払いの利息を含む。以下、本項及び次項において同じ。）の返戻及び同種、同量の担保証券の引渡し、同種の債券等に対するエンド売買金額の支払及び担保金の返戻に関する債務の履行は、次項に従ってのみなされるものとする。
- 3 終了したすべての個別現先取引に関する両当事者の引き渡すべき同種、同量の債券等及び同種、同量の担保証券の債務不履行時時価総額、返戻すべき担保金の額並びに支払うべきエンド売買金額は、前項の規定に基づき到来したとみなされるエンド取引受渡日付の計算によって非債務不履行当事者により決定される（日本円によらない金額は、当該計算日における対顧客電信買相場により日本円に換算されるものとする。）。決定されたすべての金額について第1号の金額と第2号の金額を差引計算し、前者が後者を上回る場合には、債務不履行当事者は非債務不履行当事者に対して直ちにその差額を支払うものとし、前者が後者を下回る場合には、非債務不履行当事者は債務不履行当事者に対して直ちにその差額を支払うものとする。かかる場合、両当事者は、終了したすべての個別現先取引に関して、本条に定める義務を除く一切の義務から免れるものとする。
- (1) ①債務不履行当事者を売手とする終了したすべての個別現先取引に係るエンド売買金額、②債務不履行当事者を買手とする終了したすべての個別現先取引に基づき引き渡すべき同種、同量の債券等の債務不履行時時価総額、③すべての個別現先取引に基づき債務不履行当事者が履行すべき債務のうち未履行の金銭債務の額、未履行の債券等の引渡債務に係る当該債券等の債務不履行時時価総額及びこれらに係る遅延損害金の額並びに④返戻すべき同種、同量の担保証券の債務不履行時時価総額及び担保金の額（非債務不履行当事者が担保を差し入れていた場合に限り。）の合計額
- (2) ①非債務不履行当事者を売手とする終了したすべての個別現先取引に係るエンド売買金額、②非債務不履行当事者を買手とする終了したすべての個別現先取引に基づき引き渡すべき同種、同量の債券等の債務不履行時時価総額、③すべての個別現先取引に基づき非債務不履行当事者が履行すべき債務のうち未履行の金銭債務の額、未履行の債券等の引渡債務に係る当該債券等の債務不履行時時価総額及びこれらに係る遅延損害金の額並びに④返戻すべき同種、同量の担保証券の債務不履行時時価総額及び担保金の額（債務不履行当事者が担保を差し入れていた場合に限り。）の合計額
- 4 前項に基づく非債務不履行当事者による決定につき、スタート取引受渡日におけるスタート売買金額の支払及び取引対象債券等の引渡しが行われる前に終了した個別現先取引については、前項第1号①の「個別現先取引に係るエンド売買金額」と同第2号②の「個別現先取引に基づき引き渡すべき同種、同量の債券等の債務不履行時時価総額」は同額とみなすものとし、また同第1号②の「個別現先取引に基づき引き渡すべき同種、同量の債券等の債務不履行時時価総額」と同第2号①の「個別現先取引に係るエンド売買金額」は同額とみなすものとする。
- 5 債務不履行当事者は、第1項の規定に従ってすべての個別現先取引が終了することとなった場合には、非債務不履行当事者に対し、前二項に基づき計算された金銭の支払とは別に、終了したすべての個別現先取引について生じた損害を賠償するものとする。
- 6 各当事者は、債務不履行事由が自己に生じた場合、直ちに他方当事者に対して通知するものとする。
- 第12条（フェイル発生時の処理）
- 1 個別現先取引に関し、売手がスタート取引受渡日において買手に対して取引対象債券等を引き渡さなかった場合、買手は、売手により当該取引対象債券等の引渡しが行なわれるまでの間（以下「スタートフェイル期間」という。）、当該個別現先取引に関して次の各号に掲げる措置をとることができる。
- (1) 売手に対しスタート売買金額を支払済みの場合、売手に対し支払った金額の返還を請求すること。かかる請求がなさ

- れた場合、売手は、直ちに買手に対し当該額の金銭の支払を行うものとする。
- (2) 売手が当該個別現先取引に関し買手に対して個別取引与信額を有する場合、第7条第1項の規定にかかわらず、売手に対し当該個別取引与信額と同額の担保金の差入を請求すること。かかる請求を受けた場合、売手は、直ちに買手に対し当該額の担保金の差入を行うものとする。なお、売手が当該担保金の差入を行った場合、売手は、スタートフェイル期間において当該担保金に相当する担保の返戻を請求することはできない。
- (3) 売手に対して書面による通知を発することにより、当該個別現先取引を終了させること。当該通知により当該個別現先取引が終了した場合、①売手及び買手の取引対象債券等及び同種、同量の債券等の引渡しに関する債務は消滅するものとし、②取引終了日におけるエンド売買金額からスタート売買金額を控除した額が、正の数である場合にはそれに等しい額の金銭を売手が買手に対し支払うものとし、負の数である場合にはその絶対値に相当する額の金銭を買手が売手に対して支払うものとする。
- 2 個別現先取引に関し、買手がエンド取引受渡日に売手に対して同種、同量の債券等を引き渡さなかった場合、売手は、買手により当該同種、同量の債券等の引渡しが行なわれるまでの間（以下「エンドフェイル期間」という。）、当該個別現先取引に関して次の各号に掲げる措置をとることができる。
- (1) 買手に対しエンド売買金額を支払済みの場合、買手に対し支払った金額の返還を請求すること。かかる請求が行なわれた場合、買手は、直ちに売手に対し当該金額の支払を行うものとする。
- (2) 売手が当該個別現先取引に関し買手に対して個別取引与信額を有する場合、第7条第1項の規定にかかわらず、買手に対し当該個別取引与信額と同額の担保金の差入を請求すること。かかる請求を受けた場合、買手は、直ちに売手に対し当該額の担保金の差入を行うものとする。なお、買手が当該担保金の差入を行った場合、買手は、当該担保金に相当する担保の返戻を請求することはできない。
- (3) 買手に対して書面による通知を発することにより、当該個別現先取引を終了させること。当該通知により当該個別現先取引が終了した場合、前条第2項の規定（担保金の移転及び同種、同量の担保証券の引渡しに言及する部分を除く。）を準用する。
- 3 取引対象債券等又は同種、同量の債券等の引渡債務が履行されなかった場合、第1項における買手は売手に対し、また、前項における売手は買手に対し、それぞれ各項に定める金銭及び第13条に定める遅延損害金の支払を除き、当該個別現先取引について生じた損害の賠償を請求できないものとする。
- 4 各当事者は、取引対象債券等又は同種、同量の債券等の引渡し指定された期日に履行できない場合、直ちに他方当事者に対して通知するものとする。
- 5 スタートフェイル期間中、純与信額の計算については、当該個別現先取引に係る取引対象債券等の引渡しが行われたものとみなして計算された個別取引与信額を算入するものとする。
- 6 エンドフェイル期間中、純与信額の計算については、当該個別現先取引に係る個別取引与信額を算入しないものとする。

#### 第13条（遅延損害金）

本基本契約に基づいて一方当事者が他方当事者に支払うべき金銭又は引き渡すべき有価証券の支払又は引渡し、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は当該日の翌日（当日を含む。）から支払又は引渡しに至るまで（当日を含む。）の間、①金銭の場合は当該金銭、②有価証券の場合は本来の履行期日若しくは両当事者が合意した日における時価総額又は実際の引渡日の時価総額のいずれか高い価額に、それぞれ年利率[●]%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。ただし、有価証券の引渡しが行なわれなかった場合の手続は、別途市場慣行があればそれに従うものとする。

#### 第14条（取引期間中途の取引終了）

- 1 両当事者は、その合意により、エンド取引受渡日の前日以前において個別現先取引を終了することができる。この場合、当該中途取引終了日をエンド取引受渡日とみなし、次項に定めるエンド売買金額によりエンド取引を行うものとする。
- 2 前項のエンド売買金額は、取引終了日をエンド取引受渡日とみなして各別紙に定める計算方法に従い算出される金額とする。

#### 第15条（差引計算）

- 1 非債務不履行当事者は、第11条に基づき債務不履行当事者に対して有することとなった金銭債権又は債務と、債務不履行当事者に対する金銭債務又は債権（本基本契約に基づく与否を問わない。）とを、その期限のいかんにかかわらず、い

つでも相殺することができる。

- 2 前項の相殺に加え、非債務不履行当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、債務不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、債務不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。
- 3 前二項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。
- 4 非債務不履行当事者は、第11条に基づき債務不履行当事者に対して金銭債権を有することとなった場合、当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他の有価証券を処分することができる。この場合、非債務不履行当事者は、債務不履行当事者の費用負担により、非債務不履行当事者が任意に決定した方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず債務不履行当事者の債務の弁済に充当できるものとする。なお、債務不履行当事者に残債務がある場合には、債務不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。

#### 第 16 条（権利の譲渡、質入れ等の禁止）

本基本契約に基づく一切の権利は、他方当事者の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡、質入れ又はその他一切の処分をすることができないものとする。

#### 第 17 条（通知）<sup>2</sup>

- 1 本基本契約に基づく通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、電話その他当事者間で合意した方法により、以下の通知先に宛てて行う。下記の又は別途定める通知先に変更が生じた場合には、当該当事者は直ちに他方当事者に対し変更後の通知先を通知するものとする。

甲 会 社 名：  
部 署 名：  
電 話：  
[電子メール]<sup>3</sup>：

乙 会 社 名：  
部 署 名：  
電 話：  
[電子メール]<sup>4</sup>：

- 2 当事者が前項又は別途定める他方当事者の通知先に宛てて行った一切の意思表示又は通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、通常到達すべき時期に当該他方当事者に到達したものとみなす。

#### 第 18 条（報告及び調査）

当事者は、その財産、経営及び業況について他方当事者から書面により正当な理由を付して請求があったときは、客観的に必要な限度で報告し、また調査に必要な便益を提供するものとする。

#### 第 19 条（反社会的勢力の排除）

- 1 各当事者は、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
  - (1) 自らが反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条に定める反社会的勢力をいう。以下同じ。）でないこと
  - (2) 直接・間接を問わず、自らの経営に反社会的勢力が関与していないこと
  - (3) 自らの役職員が反社会的勢力に属していないこと
- 2 各当事者は、現在及び将来にわたり次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、かつ保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 各当事者は、前二項に定める表明事項につき、不真実又は不正確であったことが判明した場合には、直ちにその旨及びその内容を他方当事者に報告するものとする。
- 4 各当事者は、他方当事者につき次の各号に掲げる事由が発生した場合、当該他方当事者に対する通知により、本基本契約及びすべての個別現先取引を終了させることができる。

- (1) 第1項及び第2項に定める表明事項のいずれかにつき、不真実又は不正確であったことが判明したとき
- (2) 第1項各号に定める事項のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) 第2項各号に定める事項のいずれかに該当する行為を行ったとき

5 前項の規定に基づく通知による終了は、当該他方当事者に対する通知の発送の日に効力が生じるものとし、第11条第2項から第4項の規定（各別紙における別段の定めがある場合はこれを含む。）を準用する（この場合、当該他方当事者を債務不履行当事者と、通知を行った当事者を非債務不履行当事者とみなす。）。ただし、本項の規定並びに本項の規定により準用される第11条第2項から第4項、第12条、第13条、第15条、第20条及び第21条の規定（各別紙における別段の定めがある場合はこれを含む。）は、本基本契約の終了後も有効に存続するものとする。

#### 第20条（合意管轄）

両当事者は、本基本契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、[〇〇地方裁判所]を専属的管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第21条（準拠法）

本基本契約の準拠法は日本法とする。

#### 第22条（協議）

本基本契約に定めのない事項は、金融商品取引に関する法令、金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度甲乙協議のうえ決定する。

本契約を証するため、本基本契約書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

所 在  
甲 名 称 ⑩  
代表者名

所 在  
乙 名 称 ⑩  
代表者名

別紙 1  
銘柄先決め利含み現先取引に関する合意事項

第 1 条（適用）

本基本契約書の他の別紙の適用がある場合を除き、甲と乙との間で行われる個別現先取引（利含み現先取引）については、本別紙 1 が適用されるものとする。

第 2 条（本文第 2 条に規定する定義に関する合意）

- 1 本文第 2 条第 7 号に定義する経過利子の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第 7 位未満を切り捨てとする。
- 2 本文第 2 条第 17 号に定義する時価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、日本証券業協会が発表する「売買参考統計値（平均値）」の「単利利回り」を用いて算出した価格（小数点以下第 3 位未満を切り捨て）を同号に定める「市場価格」として算出するものとする。
- 3 本文第 2 条第 27 号に定義する対顧客電信買相場は、[●／当事者間での合意によるもの]<sup>5</sup>とする。
- 4 本文第 2 条第 29 号に定義する担保掛目は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、100%とする。
- 5 本文第 2 条第 33 号に定義する担保証券は、[国債（国庫短期証券を含む。）]、[●、]及び担保の差入れにあたって両当事者が合意するその他の有価証券]<sup>6</sup>とする。
- 6 本文第 2 条第 43 号に定義する売買金額算出比率は、[●]<sup>7</sup>とする。

第 3 条（個別取引明細書の交付又は個別現先取引内容の確認）

- 1 本文第 3 条第 2 項の規定に基づく個別取引明細書又は契約内容の確認は、本条に定めるところに従って行う。
- 2 [[●]<sup>8</sup>（以下、本条において「交付者」という。）は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、他方当事者（以下、本条において「受領者」という。）に対し、[速やかに]<sup>9</sup>、本基本契約書に準拠する旨及び次項に定める事項を記載した個別取引明細書を交付する。受領者は、交付を受けた個別取引明細書を速やかに確認し、契約内容と相違がある場合には直ちに交付者に連絡するものとする。かかる連絡を行わなかった場合、受領者は個別取引明細書の内容に同意したものとみなす。/両当事者は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[速やかに]<sup>10</sup>、[●]<sup>11</sup>によって、次項に定める事項を確認するものとする。]<sup>12</sup>
- 3 個別取引明細書に記載すべき事項又は確認すべき契約内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 買手及び売手の名称
  - (2) 取引対象債券等
  - (3) 取引数量
  - (4) 売買金額算出比率
  - (5) 現先レート
  - (6) 取引約定日
  - (7) スタート取引受渡日
  - (8) スタート売買単価
  - (9) スタート売買金額
  - (10) エンド売買単価
  - (11) エンド売買金額
  - (12) エンド取引受渡日
  - (13) その他当該個別現先取引について特に定める事項
- 4 [前項の規定にかかわらず、オープンエンド取引（第 8 条に定める取引をいう。）については、同第 12 号のエンド取引受

渡日につき個別取引明細書への記載を要しないものとする。ただし、交付者は、当該事項が確定した後遅滞なく、当該確定した事項を記載した書面を受領者に交付することを要する。/前項の規定にかかわらず、両当事者は、オープンエンド取引については、同第 12 号のエンド取引受渡日が確定した後遅滞なく、第 2 項に定める方法により当該確定した事項を確認する。]<sup>13</sup>

- 5 [第 3 項の規定にかかわらず、同第 10 号のエンド売買単価及び同第 11 号のエンド売買金額が取引成立時点で確定していない場合、個別取引明細書への記載を要しないものとする。ただし、交付者は、当該事項が確定した後遅滞なく、当該確定した事項を記載した書面を受領者に交付することを要する。/第 3 項の規定にかかわらず、両当事者は、同第 10 号のエンド売買単価及び同第 11 号のエンド売買金額が取引成立時点で確定していない場合、当該事項が確定した後遅滞なく、第 2 項に定める方法により当該確定した事項を確認する。]<sup>14</sup>

#### 第 4 条（スタート売買金額の算出）

- 1 スタート売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、スタート売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。

スタート売買金額＝取引数量×スタート売買単価

- 2 前項にいうスタート売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、スタート売買単価の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第 7 位未満を切り捨てとする。

スタート売買単価＝取引成立時点の取引対象債券等の時価÷（1＋売買金額算出比率）

#### 第 5 条（エンド売買金額の算出）

- 1 エンド売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、エンド売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。

エンド売買金額＝取引数量×エンド売買単価

- 2 前項にいうエンド売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、エンド売買単価の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第 8 位を切り上げとする。

エンド売買単価＝スタート売買単価＋現先レート×スタート売買単価×約定期間÷365

ただし、「÷365」は、両当事者間の合意により、「÷360」とすることができる。

#### 第 6 条（担保の管理等）

- 1 本文第 7 条第 3 項に定める通知は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、午前 10 時（日本時間。以下同じ。）までに行うものとする。当該通知を受けた当事者は、①当該通知の内容について異議がある場合にはその旨を、②当該通知の内容について異議がない場合には当該通知に従って移転する担保に係る次の各号に掲げる事項を、当該通知を行った当事者に対して、当事者間に別段の合意があるときを除き、当該通知日の正午（午前 12 時）までに通知し、確認するものとする。当該時限までに、当該通知を受けた当事者による通知がなされなかった場合、当該通知を受けた当事者は異議がないものとみなす。当該通知を受けた当事者は、異議がない場合又は異議がないとみなされた場合、通知を受けた額と同額又は同価値の担保の移転をするものとする。

- (1) 担保の差入者の名称
- (2) 担保の受領者の名称
- (3) 担保の現金、有価証券の別
- (4) 担保金の金額（担保が現金の場合。次号において同じ。）
- (5) 担保金利率
- (6) 担保証券の銘柄（担保が有価証券の場合。次二号において同じ。）

- (7) 担保証券の数量
- (8) 担保掛目
- (9) 担保差入期日又は担保返戻期日
- 2 本文第7条第6項の規定にかかわらず、同項に定める第一当事者から同種、同量の担保証券の返戻の請求があった場合、同項に定める第二当事者は、当該同種、同量の担保証券と同等又はそれ以上の時価総額を有する新たな担保証券を差し入れることができるものとする。かかる場合、第二当事者は、当事者間に別段の合意があるときを除き、担保証券の種類に応じて次の各号に定める日に、当該同種、同量の担保証券を返戻するものとする。また返戻と差入れの方法については、当事者間に別段の合意がある場合を除き、市場慣行に従うものとする。
- (1) 担保証券が国債の場合 新たな担保証券を差し入れた日から2営業日目（差入日を含む。）
- (2) (1)以外の場合 新たな担保証券を差し入れた日から3営業日目（差入日を含む。）
- 3 本文第7条第8項に定める担保金利率は、担保金が日本円である場合、当事者間に別段の合意があるときを除き、当事者間に担保金残高のある各日（当該各日の営業終了時点で担保金残高がある日に限る。以下、次項までにおいて「対象日」という。）毎に、[●]<sup>15</sup>とし、当該対象日において受入担保金残高を有する当事者から他方当事者に対する担保金利の支払時期は当該対象日の属する月の翌月最初の営業日（以下、本項において「担保金利息支払日」という。）とする。
- 4 本文第7条第9項に定める担保金の差入れ若しくは返戻、担保証券の差入れ又は同種、同量の担保証券の返戻を行うべき期限は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、担保金については、通知のあった営業日の午後3時、担保証券については、通知のあった営業日の当該担保証券の決済締切時刻として市場慣行となっている時刻とする。
- 5 本文第7条第11項において、請求者による通知は営業日の正午（午前12時）までに行われるものとし、他方当事者は当該通知日の営業終了時まで、当該請求者に対し、申出に対する承諾する又は承諾しない旨の意思表示を行うことができる。
- 6 本文第7条第11項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 7 本文第7条第11項後段の規定にかかわらず、他方当事者が当該申出を承諾した場合には、他方当事者による同種、同量の担保証券の返戻及び請求者による新たな担保証券の差入れの方法については、当事者間に別段の合意があるときを除き、市場慣行に従うものとする。
- 8 本文第7条第12項に定める担保の移転に係る詳細の通知は[本条第1項各号に定める事項を記載した受渡担保明細書の交付により行う。受渡担保明細書は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に交付されるものとする。/本条第1項各号に定める事項につき当事者が合意する方法により行う。当該通知は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に行うものとする。]<sup>16</sup>
- 9 本文第7条第13項第7号において、相殺後の額の金銭の支払期限の定めが再評価取引締結時になされない場合は、通知のあった営業日の午後3時を支払期限とする。
- 第7条（取引対象債券等の差替え）
- 1 本文第10条第1項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 2 本文第10条第1項に基づき取引対象債券等の差替えを行う場合、新取引対象債券等に係る現先レートは、当初の取引対象債券等に係る個別現先取引で合意された現先レートとする。
- 第8条（オープンエンド取引）

- 1 「オープンエンド取引」とは、個別現先取引締結時にエンド取引受渡日を定めず、当該個別現先取引は買手又は売手のいずれかがその後に指定するエンド取引受渡日に終了する取引をいう。
- 2 両当事者が個別現先取引においてオープンエンド取引を行うことに合意した場合、各当事者は、当該個別現先取引の開始後、次項に定める方法により他方当事者に対して通知することによりエンド取引受渡日を指定できるものとし、両当事者は第5条に定めるエンド売買金額の算出方法に従いエンド売買金額を算出するものとする。
- 3 オープンエンド取引においては、各当事者は、当該取引の開始後、次の各号に掲げる方式で他方当事者に通知することによりエンド取引受渡日を指定できるものとする。
  - (1) エンド取引受渡日を指定する通知は、原則として指定されたエンド取引受渡日を受渡日とする当該個別現先取引に係る取引対象債券等の通常の売買約定日に相当する日の正午（午前12時）までに行うものとする。
  - (2) エンド取引受渡日を指定する通知は、エンド取引受渡日を指定するオープンエンド取引を特定したうえで行うものとする。

第9条（その他合意事項）<sup>17</sup>

- 1 第6条第2項、同条第6項及び第7条第1項に定める「2営業日目」は、日本における国債取引の決済期間につきアウトライト取引の約定日後1営業日における決済（T+1決済）への移行が決定された場合における、当該移行後の決済期間が適用される取引以外の取引については、「3営業日目」と読み替えるものとする。
- 2 [本文第2条第13号①ロ又は同号②ロにおける時価総額は、①非債務不履行当事者により任意に選択される、非債務不履行当事者を除いた3社以上の金融商品取引業者、金融商品取引法第33条の2に定める登録を受けた金融機関又は非債務不履行当事者が適当と認めるその他の金融機関等から提示される時価より、最高値と最低値のそれぞれ1社分を除いた残りの値（複数ある場合はそれらの単純平均値）に基づき、非債務不履行当事者が計算するものとし、②3社以上の当該金融機関等より時価が提示されなかった場合、非債務不履行当事者が合理的に計算するものとする。]<sup>18</sup>ただし、本文第11条第4項が適用される場合、本項の規定は適用しない。

## 別紙 2

### 銘柄後決め現先取引に関する合意事項

#### 第 1 条 (適用)

- 1 甲と乙の間で行われる個別現先取引のうち、銘柄割当機関規則等の適用を受ける銘柄後決め現先取引に該当するものについては、本別紙 2 が適用されるものとする。
- 2 本別紙 2 の適用を受ける銘柄後決め現先取引について、次の各号に掲げる用語の定義は、本文第 2 条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによる。
  - (1) スタート売買金額 スタート取引の受渡金額として、個別現先取引で定める金額をいう。
  - (2) 取引対象債券等 スタート取引において売買の対象となる債券等として、個別現先取引で定めるバスケットに基づき銘柄割当機関が割り当てたものをいう。
  - (3) バスケット 銘柄後決め現先取引において割当対象とする債券等の銘柄の範囲を特定するために、銘柄割当機関が銘柄割当機関規則等に基づき設定する債券等の種類をいう。個別現先取引においては、当該個別現先取引で定めるものをいう。
  - (4) 銘柄後決め現先取引 個別現先取引の成立時において、スタート取引における売買の対象となる債券等をバスケットにより特定する個別現先取引をいう。
  - (5) 銘柄割当機関 [●]<sup>19</sup>をいう。
  - (6) 銘柄割当機関規則等 銘柄後決め現先取引に該当する個別現先取引に係る取引対象債券等の割当等に関する定めを規定する、①銘柄割当機関が定める規程、業務方法書その他の規則（当該規則に係る関連諸規則及び当該規則に関連して締結される契約等を含む。）又は②両当事者を拘束する銘柄割当機関との間の契約をいう。

#### 第 2 条 (個別取引明細書の交付又は個別現先取引内容の確認)

- 1 本文第 3 条第 2 項の規定に基づく個別取引明細書又は契約内容の確認は、本条に定めるところに従って行う。
- 2 [[●]<sup>20</sup> (以下、本条において「交付者」という。)] は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[他方当事者 (以下、本条において「受領者」という。)] に対し、[速やかに]<sup>21</sup>、本基本契約書に準拠する旨及び次項に定める事項を記載した個別取引明細書を交付する。受領者は、交付を受けた個別取引明細書を速やかに確認し、契約内容と相違がある場合には直ちに交付者に連絡するものとする。かかる連絡を行わなかった場合、受領者は個別取引明細書の内容に同意したものとみなす。/両当事者は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[速やかに]<sup>22</sup>、[●]<sup>23</sup>によって、次項に定める事項を確認するものとする。]<sup>24</sup>
- 3 個別取引明細書に記載すべき事項又は確認すべき契約内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 買手及び売手の名称
  - (2) バスケット
  - (3) 現先レート
  - (4) 取引約定日
  - (5) スタート取引受渡日
  - (6) スタート売買金額
  - (7) エンド取引受渡日
  - (8) エンド売買金額
  - (9) その他当該個別現先取引について特に定める事項

#### 第 3 条 (エンド売買金額の算出)

エンド売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、エンド売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。

エンド売買金額＝スタート売買金額＋（現先レート×スタート売買金額×約定期間÷365）

ただし、「÷365」は、両当事者間の合意により、「÷360」とすることができる。

#### 第 4 条（契約通貨）

- 1 銘柄後決め現先取引の契約通貨は日本円とする。
- 2 本文第 9 条第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、銘柄後決め現先取引に基づく支払はすべて契約通貨によるものとする。

#### 第 5 条（銘柄後決め現先取引の清算）<sup>25</sup>

- 1 両当事者は、銘柄後決め現先取引の成立後速やかに、両当事者が利用すると合意した金融商品取引法第 2 条第 29 項に定める金融商品取引清算機関その他の中央清算機関（以下「清算機関」という。）における当該銘柄後決め現先取引の清算（清算機関が当該銘柄後決め現先取引に係る債務を負担することをいう。以下同じ。）を実行するために必要な手続を行うものとする。
- 2 次の各号に掲げる事由（以下「清算障害事由」という。）のいずれかが発生した場合、両当事者は速やかに当該事由の解消に向けて協議を行い、必要な措置をとるものとする。また、この場合、両当事者は当該銘柄後決め現先取引を別紙 1 に定める個別現先取引に該当するように合意することができる。<sup>26</sup>
  - (1) 清算機関において、当該銘柄後決め現先取引が成立した日の翌営業日又は当該銘柄後決め現先取引において定める時限（以下「清算期限」という。）までに清算を完了させるために必要な措置がとられなかったとき。
  - (2) 当事者の清算参加者又はこれに相当する者が清算機関における当該銘柄後決め現先取引の清算のために必要な承諾等（必要な場合に限る。）その他の措置をとらなかったとき。
  - (3) 清算機関において当該銘柄後決め現先取引の清算が拒絶されたとき。
  - (4) 前三号のほか、清算機関において清算期限までに当該銘柄後決め現先取引の清算が完了しなかったとき。
- 3 清算障害事由が発生しかつ継続している場合において、各当事者は、①当該銘柄後決め現先取引の目的（他方当事者に対して示されたことを要しない。②において同じ。）を達成することができなくなった、②当該銘柄後決め現先取引の清算が完了すると見込まれる時点を踏まえると、当該銘柄後決め現先取引の目的を達成することができなくなる、③前項に定める必要な措置をとることが困難である又は④当該措置によっても当該銘柄後決め現先取引の清算が完了しない可能性がある、と合理的に判断したときは、他方当事者に対する通知により当該銘柄後決め現先取引を終了させることができる。
- 4 前項の規定により当該銘柄後決め現先取引が終了した場合、本文第 11 条第 4 項の規定を準用する。

#### 第 6 条（その他合意事項）

本文の規定のうち、第 2 条第 43 号（売買金額算出比率）、第 7 条（担保の管理等）、第 10 条（取引対象債券等の差替え）、第 12 条（フェイル発生時の処理）及び第 14 条（取引期間中途の取引終了）の規定（これらの規定に関連する定義及び規定を含む。）は適用しない。<sup>27</sup>

### 別紙3

#### 定時償還銘柄に係る現先取引に関する合意事項

##### 第1条（適用）

- 1 甲と乙の間で行われる個別現先取引のうち、定時償還銘柄を取引対象債券等又は担保証券とするものについては、本別紙3が適用されるものとする。
- 2 本別紙3の適用を受ける個別現先取引について、次の各号に掲げる用語の定義は、本文第2条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによる。
  - (1) 償 還 前 期 間 スタート取引受渡日（当日を含む。）からファクター変更日（当日を含まない。）までの間の日数をいう。
  - (2) 定 時 償 還 銘 柄 債券等の各収益金支払日において、当該債券等と同一銘柄のすべての当該債券等の金額に対して均一の割合のみを償還し、その未償還割合が小数点以下10位未満の端数が生じないファクターで表現できる償還方法（以下「定時償還」という。）により償還される債券等の銘柄をいう。
  - (3) 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。ただし、取引対象債券等が定時償還銘柄である場合には、任意の時点における取引対象債券等のファクターと同じファクターを有する同種の債券等で、同量のものをいう。
  - (4) 同種、同量の担保証券 担保証券として移転された有価証券と同種、同量の有価証券をいう。ただし、担保証券が定時償還銘柄である場合には、任意の時点における担保証券のファクターと同じファクターを有する同種の有価証券で、同量のものをいう。
  - (5) 取 引 数 量 取引対象債券等の額面総額として、個別取引明細書で定めるものをいう。ただし、取引対象債券等が定時償還銘柄である場合には、当該銘柄のファクターが1であったときの額面総額として個別取引明細書で定めるもの、あるいは個別取引明細書で定める実質金額を、当該実質金額を計算するために適用されたファクターで除することによって算出される額面総額をいう。
  - (6) フ ァ ク タ ー 一般債の銘柄に係る情報として株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「社債等に関する業務規程」において定められた算式により算定され、機構の銘柄情報に登録された値をいう。
  - (7) ファクター変更日 定時償還銘柄について、機構がファクターを変更し、定時償還がなされる日（実支払日）をいう。

##### 第2条（本文第2条に規定する定義に関する合意）

- 1 本文第2条第7号に定義する経過利子の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第7位未満を切り捨てとする。
- 2 本文第2条第17号に定義する時価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、日本証券業協会が発表する「売買参考統計値（平均値）」の「単利利回り」を用いて算出した価格（小数点以下第3位未満を切り捨て）を同号に定める「市場価格」として算出するものとする。
- 3 本文第2条第27号に定義する対顧客電信買相場は、[●／当事者間での合意によるもの]<sup>28</sup>とする。
- 4 本文第2条第29号に定義する担保掛目は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、100%とする。
- 5 本文第2条第33号に定義する担保証券は、[国債（国庫短期証券を含む。）]、[●、]及び担保の差入れにあたって両当事者が合意するその他の有価証券]<sup>29</sup>とする。
- 6 本文第2条第43号に定義する売買金額算出比率は、[●]<sup>30</sup>とする。

##### 第3条（個別取引明細書の交付又は個別現先取引内容の確認）

- 1 本文第3条第2項の規定に基づく個別取引明細書又は契約内容の確認は、本条に定めるところに従って行う。

- 2 [[●]<sup>31</sup>（以下、本条において「交付者」という。）は、本文第3条第1項により個別現先取引が成立した場合、他方当事者（以下、本条において「被交付者」という。）に対し、[速やかに]<sup>32</sup>、本基本契約書に準拠する旨及び次項に定める事項を記載した個別取引明細書を交付する。被交付者は、交付を受けた個別取引明細書を速やかに確認し、契約内容と相違がある場合には直ちに交付者に連絡するものとする。かかる連絡を行わなかった場合、被交付者は個別取引明細書の内容に同意したものとみなす。/両当事者は、本文第3条第1項により個別現先取引が成立した場合、[速やかに]<sup>33</sup>、[●]<sup>34</sup>によって、次項に定める事項を確認するものとする。]<sup>35</sup>

3 個別取引明細書に記載すべき事項又は確認すべき契約内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 買手及び売手の名称
- (2) 取引対象債券等
- (3) 取引数量
- (4) 売買金額算出比率
- (5) 現先レート
- (6) 取引約定日
- (7) スタート取引受渡日
- (8) スタート売買単価
- (9) スタート売買金額
- (10) エンド売買単価
- (11) エンド売買金額
- (12) エンド取引受渡日
- (13) その他当該個別現先取引について特に定める事項

#### 第4条（スタート売買金額の算出）

- 1 スタート売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、スタート売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。

スタート売買金額＝取引数量×スタート取引受渡日におけるファクター×スタート売買単価

- 2 前項にいうスタート売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、スタート売買単価の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第7位未満を切り捨てとする。

スタート売買単価＝取引成立時点の取引対象債券等の時価÷（1＋売買金額算出比率）

#### 第5条（エンド売買金額の算出）

- 1 エンド売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、エンド売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。

エンド売買金額＝取引数量×エンド取引受渡日におけるファクター×エンド売買単価

- 2 前項にいうエンド売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、エンド売買単価の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第8位を切り上げとする。

エンド売買単価＝スタート売買単価＋現先レート×スタート売買単価×約定期間÷365

ただし、「÷365」は、両当事者間の合意により、「÷360」とすることができる。

#### 第6条（取引期間中の取引対象債券等のファクター変更の場合）

- 1 本文第6条の定めにかかわらず、取引対象債券等が定時償還銘柄であり、取引期間中にファクターが変更され、取引対象債券等の全部又は一部が定時償還される場合は、当事者間に別段の合意があるときを除き、ファクター変更日を清算

日として、買手は売手に当該償還金額相当額を支払い、売手は買手に次項に定める金額を支払うものとする。

- 2 前項の支払金額は、次の算式により算出した金額とする。

支払金額＝取引数量×（直前のファクター変更日におけるファクター－当該ファクター変更日におけるファクター）×  
（スタート売買単価＋現先レート×スタート売買単価×償還前期間÷365）

ただし、「÷365」は、両当事者の合意により、「÷360」とすることができるものとする。

なお、直前のファクター変更日がない場合は、上記算式における「直前のファクター変更日におけるファクター」は「スタート取引受渡日におけるファクター」とする。

- 3 前二項に基づく支払については、支払金額の多い者が支払金額の少ない者に対して両者の支払金額の差額を支払うことにより決済するものとする。

#### 第 7 条（担保の管理等）

- 1 本文第 7 条第 3 項に定める通知は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、午前 10 時（日本時間。以下同じ。）までに行うものとする。当該通知を受けた当事者は、①当該通知の内容について異議がある場合にはその旨を、②当該通知の内容について異議がない場合には当該通知に従って移転する担保に係る次の各号に掲げる事項を、当該通知を行った当事者に対して、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当該通知日の正午（午前 12 時）までに通知し、確認するものとする。当該時限までに、当該通知を受けた当事者による通知がなされなかった場合、当該通知を受けた当事者は異議がないものとみなす。当該通知を受けた当事者は、異議がない場合又は異議がないとみなされた場合、通知を受けた額と同額又は同価値の担保の移転をするものとする。

- (1) 担保の差入者の名称
- (2) 担保の受領者の名称
- (3) 担保の現金、有価証券の別
- (4) 担保金の金額（担保が現金の場合。次号において同じ。）
- (5) 担保金利率
- (6) 担保証券の銘柄（担保が有価証券の場合。次二号において同じ。）
- (7) 担保証券の数量
- (8) 担保掛目
- (9) 担保差入期日又は担保返戻期日

- 2 本文第 7 条第 6 項の定めにかかわらず、同項に定める第一当事者から同種、同量の担保証券の返戻の請求があった場合、同項に定める第二当事者は、当該同種、同量の担保証券と同等又はそれ以上の時価総額を有する新たな担保証券を差し入れることができるものとする。かかる場合、第二当事者は、当事者間に別段の合意があるときを除き、担保証券の種類に応じて次の各号に定める日に、当該同種、同量の担保証券を返戻するものとする。また返戻と差入れの方法については、当事者間に別段の合意がある場合を除き、市場慣行に従うものとする。

- (1) 担保証券が国債の場合 新たな担保証券を差し入れた日から 2 営業日目（差入日を含む。）
- (2) (1) 以外の場合 新たな担保証券を差し入れた日から 3 営業日目（差入日を含む。）

- 3 本文第 7 条第 8 項に定める担保金利率は、担保金が日本円である場合、当事者間に別段の合意があるときを除き、当事者間に担保金残高のある各日（当該各日の営業終了時点で担保金残高がある日に限る。以下、次項までにおいて「対象日」という。）毎に、[●]<sup>36</sup>とし、当該対象日において受入担保金残高を有する当事者から他方当事者に対する担保金利息の支払時期は当該対象日の属する月の翌月最初の営業日（以下、本項において「担保金利息支払日」という。）とする。

- 4 本文第 7 条第 9 項に定める担保金の差入れ若しくは返戻、担保証券の差入れ又は同種、同量の担保証券の返戻を行うべき期限は、当事者間で別段の合意がある場合を除き、担保金については、通知のあった営業日の午後 3 時、担保証券については、通知のあった営業日の当該担保証券の決済締切時刻として市場慣行となっている時刻とする。

- 5 本文第7条第11項において、請求者による通知は営業日の正午（午前12時）までに行われるものとし、他方当事者は当該通知日の営業終了時まで、当該請求者に対し、申出に対する承諾する又は承諾しない旨の意思表示を行うことができる。
- 6 本文第7条第11項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 7 本文第7条第11項後段の規定にかかわらず、他方当事者が当該申出を承諾した場合には、他方当事者による同種、同量の担保証券の返戻及び請求者による新たな担保証券の差入れの方法については、当事者間に別段の合意があるときを除き、市場慣行に従うものとする。
- 8 本文第7条第12項に定める担保の移転に係る詳細の通知は[本条第1項各号に定める事項を記載した受渡担保明細書の交付により行う。受渡担保明細書は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に交付されるものとする。/本条第1項各号に定める事項につき当事者が合意する方法により行う。当該通知は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に行うものとする。]<sup>37</sup>
- 9 本文第7条第13項第7号において、相殺後の額の金銭の支払期限の定めが再評価取引締結時になされない場合には、通知のあった営業日の午後3時を支払期限とする。
- 10 担保証券として移転された有価証券が定時償還銘柄であり、担保証券として移転され返戻されるまでの間にファクターが変更され、担保証券の全部又は一部が定時償還される場合、[●]<sup>38</sup>とする。

#### 第8条（取引対象債券等の差替え）

- 1 本文第10条第1項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 2 本文第10条第1項に基づき取引対象債券等の差替えを行う場合、新取引対象債券等に係る現先レートは、当初の取引対象債券等に係る個別現先取引で合意された現先レートとする。

#### 第9条（債務不履行による取引終了）

- 1 本文第11条第2項及び第3項は、第6条第1項に基づく償還金額相当額及び同条第2項に基づく支払金額その他本別紙3に基づく一切の支払についても適用されるものとする。
- 2 本文第11条第3項の適用において、同種、同量の債券等又は同種、同量の担保証券に定時償還銘柄が含まれる場合で、債務不履行時時価総額の算定において当該有価証券の時価総額を用いるときは、定時償還銘柄の時価総額は、本文第2条第18号の規定にかかわらず、当該定時償還銘柄についての利含み時価に数量を乗じた価額に、債務不履行評価時におけるファクターを乗じた価額として算定するものとする。

#### 第10条（その他合意事項）<sup>39</sup>

- 1 第7条第2項、同条第6項及び第8条第1項に定める「2営業日目」は、日本における国債取引の決済期間につきアウトライト取引の約定日後1営業日における決済（T+1決済）への移行が決定された場合における、当該移行後の決済期間が適用される取引以外の取引については、「3営業日目」と読み替えるものとする。
- 2 [本文第2条第13号①ロ又は同号②ロにおける時価総額は、①非債務不履行当事者により任意に選択される、非債務不履行当事者を除いた3社以上の金融商品取引業者、金融商品取引法第33条の2に定める登録を受けた金融機関又は非債務不履行当事者が適当と認めるその他の金融機関等から提示される時価より、最高値と最低値のそれぞれ1社分を除いた残りの値（複数ある場合はそれらの単純平均値）に基づき、非債務不履行当事者が計算するものとし、②3社以上の当該金融機関等より時価が提示されなかった場合、非債務不履行当事者が合理的に計算するものとする。]<sup>40</sup>ただし、本文第11条第4項が適用される場合、本項の規定は適用しない。

## 別紙 4

### 非利含み現先取引に関する合意事項

#### 第 1 条 (適用)

- 1 甲と乙の間で行われる個別現先取引のうち、売買単価に債券等についての経過利子を含めずに表示するもの（以下「非利含み現先取引」という。）については、本別紙 4 が適用されるものとする。
- 2 本別紙 4 の適用を受ける個別現先取引について、次の各号に掲げる用語の定義は、本文第 2 条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによる。
  - (1) 時 価 個別有価証券についての経過利子を含まない額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。
  - (2) 時 価 総 額 個別有価証券についての時価に経過利子を加算したものに数量を乗じた価額をいう。
  - (3) 売 買 金 額 債券等についての売買単価に経過利子を加算したものに数量を乗じた価額をいう。
  - (4) 売 買 単 価 債券等についての経過利子を含まない額面100%当たりの価額割合をいう。
  - (5) 売 買 金 額 算 出 比 率 個別現先取引において、取引成立時点における取引対象債券等の時価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値を、スタート売買単価にスタート取引受渡日における経過利子を加えた値で除し、これにより算出された比率から 1 を減じた比率をいう。

#### 第 2 条 (本文第 2 条及び前条に規定する定義に関する合意)

- 1 本文第 2 条第 7 号に定義する経過利子の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第 7 位未満を切り捨てとする。
- 2 前条第 2 項第 1 号に定義する時価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、日本証券業協会が発表する「売買参考統計値（平均値）」の「単利利回り」を用いて算出した価格を同号に定める「市場価格」として算出するものとする。
- 3 本文第 2 条第 27 号に定義する対顧客電信買相場は、[●/当事者間での合意によるもの]<sup>41</sup>とする。
- 4 本文第 2 条第 29 号に定義する担保掛目は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、100%とする。
- 5 本文第 2 条第 33 号に定義する担保証券は、[国債（国庫短期証券を含む。）]、[●、]及び担保の差入れにあたって両当事者が合意するその他の有価証券]<sup>42</sup>とする。
- 6 前条第 2 項第 5 号に定義する売買金額算出比率は、[●]<sup>43</sup>とする。

#### 第 3 条 (個別取引明細書の交付又は個別現先取引内容の確認)

- 1 本文第 3 条第 2 項の規定に基づく個別取引明細書又は契約内容の確認は、本条に定めるところに従って行う。
- 2 [ [●]<sup>44</sup> (以下、本条において「交付者」という。)] は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、他方当事者（以下、本条において「被交付者」という。)] に対し、[速やかに]<sup>45</sup>、本基本契約書に準拠する旨及び次項に定める事項を記載した個別取引明細書を交付する。被交付者は、交付を受けた個別取引明細書を速やかに確認し、契約内容と相違がある場合には直ちに交付者に連絡するものとする。かかる連絡を行わなかった場合、被交付者は個別取引明細書の内容に同意したものとみなす。/両当事者は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[速やかに]<sup>46</sup>、[●]<sup>47</sup>によって、次項に定める事項を確認するものとする。]<sup>48</sup>
- 3 個別取引明細書に記載すべき事項又は確認すべき契約内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 買手及び売手の名称
- (2) 取引対象債券等
- (3) 取引数量
- (4) 売買金額算出比率
- (5) 現先レート
- (6) 取引約定日

- (7) スタート取引受渡日
- (8) スタート売買単価
- (9) スタート売買金額
- (10) エンド取引受渡日
- (11) エンド売買単価
- (12) エンド売買金額
- (13) その他当該個別現先取引について特に定める事項<sup>49</sup>

#### 第 4 条（スタート売買金額の算出）

- 1 スタート売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。  

$$\text{スタート売買金額} = \text{取引数量} \times \text{スタート売買単価} + \text{取引数量} \times \text{スタート取引受渡日における経過利子}$$
- 2 前項にいうスタート売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。  

$$\text{スタート売買単価} = (\text{取引成立時点の取引対象債券等の時価} + \text{スタート取引受渡日における経過利子}) \div (1 + \text{売買金額算出比率}) - \text{スタート取引受渡日における経過利子}$$

#### 第 5 条（エンド売買金額の算出）

- 1 エンド売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。  

$$\text{エンド売買金額} = \text{取引数量} \times \text{エンド売買単価} + \text{取引数量} \times \text{エンド取引受渡日における経過利子}$$
- 2 前項にいうエンド売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。
  - (1) 取引期間中に取引対象債券等の収益金支払日が含まれない場合  

$$\text{エンド売買単価} = (\text{スタート売買単価} + \text{スタート取引受渡日における経過利子}) + \text{現先レート} \times (\text{スタート売買単価} \times \text{約定期間} + \text{スタート取引受渡日時点の経過利子} \times \text{約定期間}) \div 365 - \text{エンド取引受渡日における経過利子}$$
 ただし、「÷365」は、当事者間の合意により、「÷360」とすることができるものとする（次号において同じ。）。
  - (2) 取引期間中に取引対象債券等の収益金支払日が含まれる場合  

$$\text{エンド売買単価} = (\text{スタート売買単価} + \text{スタート取引受渡日における経過利子}) + \text{現先レート} \times (\text{スタート売買単価} \times \text{約定期間} + \text{スタート取引受渡日における経過利子} \times \text{収益金が支払われる日までの期間}) \div 365 - \text{エンド取引受渡日における経過利子} - \text{収益金が支払われる日に支払われる額面 100\% 当たり収益金}$$
 ただし、収益金が支払われる日までの期間とは、スタート取引受渡日（当日を含まない。）から収益金が支払われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数をいう。

#### 第 6 条（担保の管理等）

- 1 本文第 7 条第 3 項に定める通知は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、午前 10 時（日本時間。以下同じ。）までに行うものとする。当該通知を受けた当事者は、①当該通知の内容について異議がある場合にはその旨を、②当該通知の内容について異議がない場合には、当該通知に従って移転する担保に係る次の各号に掲げる事項を、当該通知を行った当事者に対して、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当該通知日の正午（午前 12 時）までに通知し、確認するものとする。当該時限までに、当該通知を受けた当事者による通知がなされなかった場合、当該通知を受けた当事者は異議がないものとみなす。当該通知を受けた当事者は、異議がない場合又は異議がないとみなされた場合、通知を受けた額と同額又は同価値の担保の移転をするものとする。
  - (1) 担保の差入者の名称
  - (2) 担保の受領者の名称
  - (3) 担保の現金、有価証券の別

- (4) 担保金の金額（担保が現金の場合。次号において同じ。）
  - (5) 担保金利率
  - (6) 担保証券の銘柄（担保が有価証券の場合。次二号において同じ。）
  - (7) 担保証券の数量
  - (8) 担保掛目
  - (9) 担保差入期日又は担保返戻期日
- 2 本文第7条第6項の規定にかかわらず、同項に定める第一当事者から同種、同量の担保証券の返戻の請求があった場合、同項に定める第二当事者は、当該同種、同量の担保証券と同等又はそれ以上の時価総額を有する新たな担保証券を差し入れることができるものとする。かかる場合、第二当事者は、当事者間に別段の合意があるときを除き、担保証券の種類に応じて次の各号に定める日に、当該同種、同量の担保証券を返戻するものとする。また返戻と差入れの方法については、当事者間に別段の合意がある場合を除き、市場慣行に従うものとする。
- (1) 担保証券が国債の場合 新たな担保証券を差し入れた日から2営業日目（差入日を含む。）
  - (2) (1)以外の場合 新たな担保証券を差し入れた日から3営業日目（差入日を含む。）
- 3 本文第7条第8項に定める担保金利率は、担保金が日本円である場合、当事者間に別段の合意があるときを除き、当事者間に担保金残高のある各日（当該各日の営業終了時点で担保金残高がある日に限る。以下、次項までにおいて「対象日」という。）毎に、[●]<sup>60</sup>とし、当該対象日において受入担保金残高を有する当事者から他方当事者に対する担保金利息の支払時期は当該対象日の属する月の翌月最初の営業日（以下、本項において「担保金利息支払日」という。）とする。
- 4 本文第7条第9項に定める担保金の差入れ若しくは返戻、担保証券の差入れ又は同種、同量の担保証券の返戻を行うべき期限は、当事者間で別段の合意がある場合を除き、担保金については、通知のあった営業日の午後3時、担保証券については、通知のあった営業日の当該担保証券の決済締切時刻として市場慣行となっている時刻とする。
- 5 本文第7条第11項において、請求者による通知は営業日の正午（午前12時）までに行われるものとし、他方当事者は当該通知日の営業終了時まで、当該請求者に対し、申出に対する承諾する又は承諾しない旨の意思表示を行うことができる。
- 6 本文第7条第11項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 7 本文第7条第11項後段の規定にかかわらず、他方当事者が当該申出を承諾した場合には、他方当事者による同種、同量の担保証券の返戻及び請求者による新たな担保証券の差入れの方法については、当事者間に別段の合意があるときを除き、市場慣行に従うものとする。
- 8 本文第7条第12項に定める担保の移転に係る詳細の通知は[本条第1項各号に定める事項を記載した受渡担保明細書の交付により行う。受渡担保明細書は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に交付されるものとする。/本条第1項各号に定める事項につき当事者が合意する方法により行う。当該通知は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に行うものとする。]<sup>61</sup>
- 9 本文第7条第13項第7号において、相殺後の額の金銭の支払期限の定めが再評価取引締結時になされなかった場合には、通知のあった営業日の午後3時を支払期限とする。

#### 第7条（有価証券からの収益金）

本文第8条第1項の規定にかかわらず、取引期間中に取引対象債券等の収益金基準日が含まれる場合には、買手が当該取引対象債券等の収益金を受領することができる。当該収益金又はこれに相当する金銭については、売手に支払うこ

とを要しない。

第 8 条（取引対象債券等の差替え）

- 1 本文第 10 条第 1 項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は 2 営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は 3 営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 2 本文第 10 条第 1 項に基づき取引対象債券等の差替えを行う場合、新取引対象債券等に係る現先レートは、当初の取引対象債券等に係る個別現先取引で合意された現先レートとする。

第 9 条（その他合意事項）<sup>52</sup>

- 1 第 6 条第 2 項、同条第 6 項及び第 8 条第 1 項に定める「2 営業日目」は、日本における国債取引の決済期間につきアウトライト取引の約定日後 1 営業日における決済（T + 1 決済）への移行が決定された場合における、当該移行後の決済期間が適用される取引以外の取引については、「3 営業日目」と読み替えるものとする。
- 2 [本文第 2 条第 13 号①ロ又は同号②ロにおける時価総額は、①非債務不履行当事者により任意に選択される、非債務不履行当事者を除いた 3 社以上の金融商品取引業者、金融商品取引法第 33 条の 2 に定める登録を受けた金融機関又は非債務不履行当事者が適当と認めるその他の金融機関等から提示される時価より、最高値と最低値のそれぞれ 1 社分を除いた残りの値（複数ある場合はそれらの単純平均値）に基づき、非債務不履行当事者が計算するものとし、② 3 社以上の当該金融機関等より時価が提示されなかった場合、非債務不履行当事者が合理的に計算するものとする。]<sup>53</sup>ただし、本文第 11 条第 4 項が適用される場合、本項の規定は適用しない。

別紙 5  
短期社債等の現先取引に関する合意事項

第 1 条 (適用)

- 1 甲と乙との間で行われる個別現先取引のうち、短期社債等を取引対象債券等とするものについては、本別紙 5 が適用されるものとする。
- 2 本別紙 5 の適用を受ける個別現先取引について、次の各号に掲げる用語の定義は、本文第 2 条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによる。
  - (1) 現 先 レ ー ト スタート売買単価及びエンド売買単価算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。
  - (2) 時 価 個別有価証券についての額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいう。
  - (3) 時 価 総 額 個別有価証券についての時価に数量を乗じた価額をいう。
  - (4) 短 期 社 債 等 株式会社証券保管振替機構の短期社債振替制度において取り扱われる短期社債等をいう。
  - (5) 同 種 、 同 量 個別の短期社債等が、他の短期社債等と①同一の発行体かつ同一の発行回号であり、②（別途定めのない限り）同一の種類及び数量であり、かつ③同一の課税条件である場合をいう。
  - (6) 売 買 金 額 債券等についての売買単価に数量を乗じた価額をいう。

第 2 条 (本文第 2 条に規定する定義に関する合意)

- 1 本文第 2 条第 27 号に定義する対顧客電信買相場は、[●/当事者間での合意によるもの]<sup>54</sup>とする。
- 2 本文第 2 条第 29 号に定義する担保掛目は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、100%とする。
- 3 本文第 2 条第 33 号に定義する担保証券は、[国債（国庫短期証券を含む。）]、[●、]及び担保の差入れにあたって両当事者が合意するその他の有価証券]<sup>55</sup>とする。
- 4 本文第 2 条第 43 号に定義する売買金額算出比率は [●] とする。

第 3 条 (個別取引明細書の交付又は個別現先取引内容の確認)

- 1 本文第 3 条第 2 項の規定に基づく個別取引明細書の交付又は契約内容の確認は、本条に定めるところに従って行う。
- 2 [[●]<sup>56</sup> (以下、本条において「交付者」という。)] は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[●] (以下、本条において「被交付者」という。) に対し、[速やかに]<sup>57</sup>、本基本契約書に準拠する旨及び次項に定める事項を記載した個別取引明細書を交付する。被交付者は、交付を受けた個別取引明細書を速やかに確認し、契約内容と相違がある場合には直ちに交付者に連絡するものとする。かかる連絡を行わなかった場合、被交付者は個別取引明細書の内容に同意したものとみなす。/両当事者は、本文第 3 条第 1 項により個別現先取引が成立した場合、[速やかに]<sup>58</sup>、[●]<sup>59</sup>によって、次項に定める事項を確認するものとする。]<sup>60</sup>
- 3 個別取引明細書に記載すべき事項又は確認すべき契約内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 買手及び売手の名称
  - (2) 取引対象債券等
  - (3) 取引数量
  - (4) 売買金額算出比率
  - (5) 現先レート
  - (6) 取引約定日
  - (7) スタート取引受渡日
  - (8) スタート売買単価

- (9) スタート売買金額
- (10) エンド取引受渡日
- (11) エンド売買単価
- (12) エンド売買金額
- (13) 非利含み現先取引である旨
- (14) その他当該個別現先取引について特に定める事項

#### 第 4 条（スタート売買金額の算出）

- 1 スタート売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、スタート売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、円未満を切り捨てとする。  

$$\text{スタート売買金額} = \text{スタート売買単価} \times \text{取引数量} \div 100$$
- 2 前項にいうスタート売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、当事者間に別段の合意がある場合を除き、①スタート売買単価の端数処理は小数点以下 7 桁未満を切り捨てとし、②「残存日数÷365」の端数処理は小数点以下 7 桁未満を切り捨てとし、③「残存日数」とは、スタート取引受渡日（当日を含む。）から短期社債等の償還日（当日を含まない。）までの間の日数をいう。  

$$\text{スタート売買単価} = 100 \div \{100 + \text{現先レート}(\%) \times (\text{残存日数} \div 365)\} \times 100 \div (1 + \text{売買金額算出比率})$$
- 3 前二項に定めるスタート売買金額及びスタート売買単価の計算及び端数処理につき、両当事者による計算又は処理結果に齟齬がある場合、両当事者間の合意に基づき取り扱うものとし、合意に至らないときは市場慣行に従って取り扱うものとする。

#### 第 5 条（エンド売買金額の算出）

- 1 エンド売買金額は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した金額によるものとする。また、エンド売買金額の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下 1 桁目を切り上げとする（ただし、小数点以下 1 桁目から 3 桁目までの数字がすべて零の場合には切り捨てとする。）。  

$$\text{エンド売買金額} = \text{エンド売買単価} \times \text{取引数量} \div 100$$
- 2 前項にいうエンド売買単価は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、次の算式により算出した数値によるものとする。また、当事者間に別段の合意がある場合を除き、①エンド売買単価の端数処理は小数点以下 8 桁目を切り上げとし（ただし、小数点以下 8 桁目から 12 桁目までの数字がすべて零の場合には切り捨てとする。）、②「 $1 + \text{現先レート}(\%) \div 100 \times \text{約定期間} \div 365$ 」の端数処理は小数点以下 14 桁目を四捨五入する。  

$$\text{エンド売買単価} = \text{スタート売買単価} \times (1 + \text{現先レート}(\%) \div 100 \times \text{約定期間} \div 365)$$
- 3 前二項に定めるエンド売買金額及びエンド売買単価の計算及び端数処理につき、両当事者による計算又は処理結果に齟齬がある場合、両当事者間の合意に基づき取り扱うものとし、合意に至らないときは市場慣行に従って取り扱うものとする。

#### 第 6 条（有価証券の引渡し）

本文第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、スタート取引受渡日及びエンド取引受渡日における短期社債等の受渡しは、両当事者間の合意に基づき、市場慣行に従って行うものとする。

#### 第 7 条（担保の管理等）

- 1 本文第 7 条第 3 項に定める通知は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、午前 10 時（日本時間。以下同じ。）までに行うものとする。当該通知を受けた当事者は、①当該通知の内容について異議がある場合にはその旨を、②当該通知の内容について異議がない場合には、当該通知に従って移転する担保に係る次の各号に掲げる事項を、当該通知を行った当事者に対して、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当該通知日の正午（午前 12 時）までに通知し、確認するものとする。当該時限までに、当該通知を受けた当事者による通知がなされなかった場合、当該通知を受けた当事者は

異議がないものとみなす。当該通知を受けた当事者は、異議がない場合又は異議がないとみなされた場合、通知を受けた額と同額又は同価値の担保の移転をするものとする。

- (1) 担保の差入者の名称
  - (2) 担保の受領者の名称
  - (3) 担保の現金、有価証券の別
  - (4) 担保金の金額（担保が現金の場合。次号において同じ。）
  - (5) 担保金利率
  - (6) 担保証券の銘柄（担保が有価証券の場合。次二号において同じ。）
  - (7) 担保証券の数量
  - (8) 担保掛目
  - (9) 担保差入期日又は担保返戻期日
- 2 本文第7条第6項の規定にかかわらず、同項に定める第一当事者から同種、同量の担保証券の返戻の請求があった場合、同項に定める第二当事者は、当該同種、同量の担保証券と同等又はそれ以上の時価総額を有する新たな担保証券を差し入れることができるものとする。かかる場合、第二当事者は、当事者間に別段の合意があるときを除き、担保証券の種類に応じて次の各号に定める日に、当該同種、同量の担保証券を返戻するものとする。また返戻と差入れの方法については、当事者間に別段の合意がある場合を除き、市場慣行に従うものとする。
- (1) 担保証券が国債の場合 新たな担保証券を差し入れた日から2営業日目（差入日を含む。）
  - (2) (1)以外の場合 新たな担保証券を差し入れた日から3営業日目（差入日を含む。）
- 3 本文第7条第8項に定める担保金利率は、担保金が日本円である場合、当事者間に別段の合意があるときを除き、当事者間に担保金残高のある各日（当該各日の営業終了時点で担保金残高がある日に限る。以下、次項までにおいて「対象日」という。）毎に、[●]<sup>61</sup>とし、当該対象日において受入担保金残高を有する当事者から他方当事者に対する担保金利息の支払時期は当該対象日の属する月の翌月最初の営業日（以下、本項において「担保金利息支払日」という。）とする。
- 4 本文第7条第9項に定める担保金の差入れ若しくは返戻、担保証券の差入れ又は同種、同量の担保証券の返戻を行うべき期限は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、担保金については、通知のあった営業日の午後3時、担保証券については、通知のあった営業日の当該担保証券の決済締切時刻として市場慣行となっている時刻とする。
- 5 本文第7条第11項において、請求者による通知は営業日の正午（午前12時）までに行われるものとし、他方当事者は当該通知日の営業終了時まで、当該請求者に対し、申出に対する承諾する又は承諾しない旨の意思表示を行うことができる。
- 6 本文第7条第11項に定める差替日は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から起算して、国債の場合は2営業日目（当該通知日を含む。）、国債以外の債券等の場合は3営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 7 本文第7条第11項後段の規定にかかわらず、他方当事者が当該申出を承諾した場合には、他方当事者による同種、同量の担保証券の返戻及び請求者による新たな担保証券の差入れの方法については、当事者間に別段の合意があるときを除き、市場慣行に従うものとする。
- 8 本文第7条第12項に定める担保の移転に係る詳細の通知は[本条第1項各号に定める事項を記載した受渡担保明細書の交付により行う。受渡担保明細書は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に交付されるものとする。/本条第1項各号に定める事項につき当事者が合意する方法により行う。当該通知は、本条第1項に定める確認後又は本文第7条第11項における新たな担保証券及び同種、同量の担保証券に係る本条第1項各号に定める事項を当事者間で確認した後、遅滞なく、担保の移転を行う当事者から他方当事者に行うものとする。]<sup>62</sup>

第 8 条（取引対象債券等の差替え）

- 1 本文第 10 条第 1 項に定める差替日は、当事者に別段の合意がある場合を除き、同項における通知日から 3 営業日目（当該通知日を含む。）とする。
- 2 本文第 10 条第 1 項に基づき取引対象債券等の差替えを行う場合、新取引対象債券等に係る現先レートは、当初の取引対象債券等に係る個別現先取引で合意された現先レートとする。

- 
- <sup>1</sup> 契約締結に際しては当事者間で用いると合意した別紙のみを添付する。どの別紙を添付したのかを明確にするため、添付する別紙を明示する。なお、一部の別紙を添付しない場合であっても本基本契約書参考様式所定の別紙番号は変更せずに用いることが望ましい。
- <sup>2</sup> 本条に定める通知先及び通知方法は原則を定めるものであり、マージンコールに係る通知など本基本契約において予定されている各種通知等につき、個々に別の通知先や通知方法を指定することも可能。通知先及び通知方法を別紙で規定する場合、各別紙を適宜修正する（例：各別紙の「その他合意事項」に追加する）。また、オペレーションの都合などを踏まえ、本基本契約書外で合意することも可能。
- <sup>3</sup> 通知方法として電子メールを利用するか否か、他の手段を追加的に許容するか否かなど当事者間の合意に基づき記載する。電子メールを利用する場合、他の方法と組み合わせるか否か、どのアドレスを用いるかなど各社の事情を踏まえて検討する。
- <sup>4</sup> 通知方法として電子メールを利用するか否か、他の手段を追加的に許容するか否かなど当事者間の合意に基づき記載する。電子メールを利用する場合、他の方法と組み合わせるか否か、どのアドレスを用いるかなど各社の事情を踏まえて検討する。
- <sup>5</sup> 参照するレートや決定方法を記載する。
- <sup>6</sup> 担保証券として受け入れる有価証券の種類等を記載する。
- <sup>7</sup> 適用するヘアカット率を記載する（ヘアカットなしの場合は0%とする。）。
- <sup>8</sup> 個別取引明細書の交付は、買手若しくは売手が行う、又は常に一方当事者が行う（甲若しくは乙）とすることが考えられるが、当事者間の合意に基づき交付者を記載する。
- <sup>9</sup> 具体的な期限を定めることも可能。
- <sup>10</sup> 具体的な期限を定めることも可能。
- <sup>11</sup> 当事者間で用いる確認方法（取引確認システムの利用なども可能）を適宜記載する。その他、交付先や確認に必要な事項を定めることも可能。
- <sup>12</sup> 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、その他の方法で合意内容の確認を行う場合は後者を選択し、他方を削除する。
- <sup>13</sup> 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法により確認する場合は後者を選択し、他方を削除する。
- <sup>14</sup> 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法により確認する場合は後者を選択し、他方を削除する。
- <sup>15</sup> 担保金の利息を定める基準金利を記載する。当該日に金利が公表されないといった事態に対応するべく、「(当該対象日の[●]が存在しない場合は、当該対象日の直前に公表された[●]から[●]%を控除した利率)」のような規定を追加することも可能であり、また、当該金利がマイナスの値となった場合に対応するため、「(0%を下限とする。)」といった規定を追加することも可能。
- <sup>16</sup> 受渡担保明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法で通知する場合には後者を選択し、他方を削除する。受渡担保明細書以外の方法による場合、通知方法（確認システムの利用なども可能）を適宜記載することも可能。その他、通知先や通知に必要な事項を定めることも可能。通知を行わない場合には本項は削除する。
- <sup>17</sup> その他、当事者間において合意する事項を記載することが可能。
- <sup>18</sup> 当事者間において合理的と考える時価総額の計算方法を規定する。
- <sup>19</sup> 利用する銘柄割当機関の正式名称を記載。
- <sup>20</sup> 個別取引明細書の交付は、買手若しくは売手が行う、又は常に一方当事者が行う（甲若しくは乙）とすることが考えられるが、当事者間の合意に基づき交付者を記載する。
- <sup>21</sup> 具体的な期限を定めることも可能。
- <sup>22</sup> 具体的な期限を定めることも可能。
- <sup>23</sup> 当事者間で用いる確認方法（取引確認システムの利用なども可能）を適宜記載する。その他、交付先や確認に必要な事項を定めることも可能。
- <sup>24</sup> 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、その他の方法で合意内容の確認を行う場合は後者を選択し、他方を削除する。
- <sup>25</sup> 銘柄後決め現先取引が中央清算機関における清算を前提としていない場合には本条の規定を削除する。また、当事者間の合意によって修正することも可能。
- <sup>26</sup> 銘柄後決め現先取引として清算されるための措置ではなく、他にとり得る手段として規定しているが、当事者間のさらなる合意が必要であるため、当然に条件が変更されるわけではない。

- 
- 27 利用する銘柄割当機関に応じて適宜修正する。
- 28 参照するレートや決定方法を記載する。
- 29 担保証券として受け入れる有価証券の種類等を記載する。
- 30 適用するヘアカット率を記載する（ヘアカットなしの場合は0%と記載する。）。
- 31 個別取引明細書の交付は、買手若しくは売手が行う、又は常に一方当事者が行う（甲若しくは乙）とすることが考えられるが、当事者間の合意に基づき交付者を記載する。
- 32 具体的な期限を定めることも可能。
- 33 具体的な期限を定めることも可能。
- 34 当事者間で用いる確認方法（取引確認システムの利用なども可能）を適宜記載する。その他、交付先や確認に必要な事項を定めることも可能。
- 35 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、その他の方法で合意内容の確認を行う場合は後者を選択し、他方を削除する。
- 36 担保金の利息を定める基準金利を記載する。当該日に金利が公表されないといった事態に対応するべく、「(当該対象日の[●]が存在しない場合は、当該対象日の直前に公表された[●]から[●]％を控除した利率)」のような規定を追加することも可能であり、当該金利がマイナスの値となった場合に対応するため、「(0％を下限とする。)」といった規定を追加することも可能。
- 37 受渡担保明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法で通知する場合には後者を選択し、他方を削除する。受渡担保明細書以外の方法による場合、通知方法（確認システムの利用なども可能）を適宜記載することも可能。その他、通知先や通知に必要な事項を定めることも可能。通知を行わない場合には本項は削除する。
- 38 当事者間の合意に基づき取扱いを記載する。
- 39 その他、当事者間において合意する事項を記載することが可能。
- 40 当事者間において合理的と考える時価総額の計算方法を規定することが可能。
- 41 参照するレートや決定方法を記載する。
- 42 担保証券として受け入れる有価証券の種類等を記載する。
- 43 適用するヘアカット率を記載する（ヘアカットなしの場合は0%とする。）。
- 44 個別取引明細書の交付は、買手若しくは売手が行う、又は常に一方当事者が行う（甲若しくは乙）とすることが考えられるが、当事者間の合意に基づき交付者を記載する。
- 45 具体的な期限を定めることも可能。
- 46 具体的な期限を定めることも可能。
- 47 当事者間で用いる確認方法（取引確認システムの利用なども可能）を適宜記載する。その他、交付先や確認に必要な事項を定めることも可能。
- 48 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、その他の方法で合意内容の確認を行う場合は後者を選択し、他方を削除する。
- 49 非利含み現先取引である旨を記載する。
- 50 担保金の利息を定める基準金利を記載する。当該日に金利が公表されないといった事態に対応するべく、「(当該対象日の[●]が存在しない場合は、当該対象日の直前に公表された[●]から[●]％を控除した利率)」のような規定を追加することも可能であり、当該金利がマイナスの値となった場合に対応するため、「(0％を下限とする。)」といった規定を追加することも可能。
- 51 受渡担保明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法で通知する場合には後者を選択し、他方を削除する。受渡担保明細書以外の方法による場合、通知方法（確認システムの利用なども可能）を適宜記載することも可能。その他、通知先や通知に必要な事項を定めることも可能。通知を行わない場合には本項は削除する。
- 52 その他、当事者間において合意する事項を記載することが可能。
- 53 当事者間において合理的と考える時価総額の計算方法を規定することが可能。
- 54 当事者間で定めるものを規定する。
- 55 担保証券として受け入れる有価証券の種類等を記載する。
- 56 個別取引明細書の交付は、買手若しくは売手が行う、又は常に一方当事者が行う（甲若しくは乙）とすることが考えられるが、当事者間の合意に基づき交付者を記載する。
- 57 具体的な期限を定めることも可能。

- 
- <sup>58</sup> 具体的な期限を定めることも可能。
- <sup>59</sup> 当事者間で用いる確認方法（取引確認システムの利用なども可能）を適宜記載する。その他、交付先や確認に必要な事項を定めることも可能。
- <sup>60</sup> 個別取引明細書の交付を行う場合は前者を、その他の方法で合意内容の確認を行う場合は後者を選択し、他方を削除する。
- <sup>61</sup> 担保金の利息を定める基準金利を記載する。当該日に金利が公表されないといった事態に対応するべく、「(当該対象日の[●]が存在しない場合は、当該対象日の直前に公表された[●]から[●]%を控除した利率)」のような規定を追加することも可能であり、当該金利がマイナスの値となった場合に対応するため、「(0%を下限とする。)」といった規定を追加することも可能。
- <sup>62</sup> 受渡担保明細書の交付を行う場合は前者を、それ以外の方法で通知する場合には後者を選択し、他方を削除する。受渡担保明細書以外の方法による場合、通知方法（確認システムの利用なども可能）を適宜記載することも可能。その他、通知先や通知に必要な事項を定めることも可能。通知を行わない場合には本項は削除する。

## 選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則（平成 4. 7）

### （目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において行う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等について必要な事項を定め、同取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### （定 義）

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買取引の契約が解除されるものをいう。
- 2 選 択 権 料 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権付与者に対して、選択権の対価として支払う金銭をいう。
- 3 選 択 権 保 有 者 選択権付債券売買取引において、選択権を保有する者をいう。
- 4 選 択 権 付 与 者 選択権付債券売買取引において、選択権を選択権保有者に付与した者をいう。
- 5 コールの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権保有者である者をいう。
- 6 コールの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手であり、かつ選択権付与者である者をいう。
- 7 プットの保有者 選択権付債券売買取引において、債券の売り手であり、かつ選択権保有者である者をいう。
- 8 プットの付与者 選択権付債券売買取引において、債券の買い手であり、かつ選択権付与者である者をいう。
- 9 アット・ザ・マネー コール又はプットの取引において、対象銘柄の売買価格が市場価格と同一であることをいう。
- 10 アウト・オブ・ザ・マネー コールの取引において対象銘柄の売買価格が市場価格よりも高いこと、又はプットの取引において対象銘柄の売買価格が市場価格よりも低いことをいう。
- 11 行 使 期 間 選択権付債券売買取引において、選択権保有者が選択権を行使できる一定の期間又は一定の日をいう。
- 12 顧 客 取引相手方のうち協会員及び特別会員でない公共債のディーリング業務を行う登録金融機関以外の者をいう。

### （売 買）

第 3 条 選択権付債券売買取引は、相対売買により行うものとし、当該選択権付債券売買取引に係る一切の権利は、これを第三者に譲渡又は質入れすることができない。

### （選択権料の気配の公表）

第 4 条 選択権付債券売買取引を行う協会員は、店頭市場において流通性の高い円貨建債券及び国内の店頭取引において活発に取引が行われている外貨建債券を対象銘柄とする選択権料の気配について、次に定める

ところにより、店頭掲示等適切な方法により一般投資家に公表するよう努めなければならない。

1 売 買 数 量

イ 円貨建債券については、額面金額50億円程度の取引を対象としたもの

ロ 外貨建債券については、邦貨換算額面金額20億円から30億円程度の取引を対象としたもの

2 売 買 価 格

コール又はプットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及び額面100円につき50銭のアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも2種類を対象としたもの

3 外貨建債券の売買価格

イ 米ドル債券については、額面100米ドルにつき1／2米ドルとする等海外市場の慣行に従った表示により、円貨建債券と同様、コール又はプットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及びアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも2種類を対象としたもの

ロ 米ドル以外の債券については、米ドル債券に準じたもの

4 行 使 期 間

選択権保有者が選択権を行使し得る最後の日が、当該取引の約定日から1週間後、2週間後、1か月後及び2か月後の少なくとも4種類を対象としたもの

5 選択権料の呼値

円貨建債券については額面100円につき1銭刻み、外貨建債券については額面100米ドルにつき1／32米ドル刻みとする等、海外市場の慣行に従った方式による協会員が選択権の付与者及び保有者となる場合の気配

(選択権料の水準)

第 5 条 選択権料は、対象銘柄の当該取引約定時における市場価格、当該取引の売買価格及び行使期間並びに対象銘柄の価格変動性等から合理的に算出されたものでなければならない。また、対象債券が前条で公表している対象銘柄と発行体、利率、償還年限等につき類似している場合には、その選択権料は公表した選択権料の気配に基づく合理的なものでなければならない。

(売買契約の締結)

第 6 条 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」を締結するとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。

2 前項のほか、協会員は選択権付債券売買取引の約定が成立した都度、取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」(以下「個別取引契約書」という。)を締結する。ただし、当該取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を取り交わした場合は、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の締結に代えることができる。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しない。

1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

イ 特定投資家(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。

- ロ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。
- 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。
- 3 協会員が取引相手方からの選択権付債券売買取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。
- 4 第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 1 対象銘柄（国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。）
  - 2 売 買 数 量
  - 3 売買価格（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該価格を記載するものとする。）
  - 4 コールの保有者若しくはコールの付与者又はプットの保有者若しくはプットの付与者の区別
  - 5 行 使 期 間
  - 6 第14条に定める行使期間の最終日における一定の時刻
  - 7 選 択 権 料
  - 8 選択権の行使の方法
  - 9 選択権が行使された場合の当該債券の受渡しに関する事項
- 5 第3項に基づき、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。

**（売買対象債券）**

第 7 条 協会員が、選択権付債券売買取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。）
- 2 地方債証券（金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。）
- 3 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
- 4 特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。）
- 5 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）
- 6 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。）
- 7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの

**（売買の最低額面金額）**

第 8 条 協会員が選択権付債券売買取引を行うに当たっての最低売買額面金額は、1億円とし、外貨建債券にあつては1億円相当額とする。

**（期 間）**

第 9 条 個別の選択権付債券売買取引の契約日から対象債券の受渡日までの期間は、1年3か月を超えないものとする。

**（選択権料の授受）**

第 10 条 選択権付債券売買取引において選択権保有者となった者は、契約日から起算して4営業日目の日までに、選択権付与者となった者に対して選択権料を支払うものとし、当該選択権付与者は当該選択権保有者に対して受領書を交付するものとする。

#### (選択権の行使)

第 11 条 選択権付債券売買取引において選択権保有者が選択権を行使する場合には、選択権付与者に対して選択権の行使により指定する当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日を通知するものとする。

2 選択権の行使は、選択権付債券売買取引における売買数量のうちの一部についても、これを行うことができる。

3 前 2 項に定める権利行使を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を取り交わすものとする。ただし、事前に合意書を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」の交付をもって、当該確認書の取り交わしに代えることができる。

#### (相 殺)

第 12 条 既に約定が成立している選択権付債券売買取引（以下「先の選択権付債券売買取引」という。）がある場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす選択権付債券売買取引（以下「新たな選択権付債券売買取引」という。）の約定が成立した場合には、協会員と取引相手方の合意をもって先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引に係る債権債務の対当額を相殺することができる。

1 先の選択権付債券売買取引におけるコールの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるコールの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの保有者であること、又は先の選択権付債券売買取引におけるプットの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること。

2 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買の対象となっている債券が同一銘柄であること。

3 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買価格が同一であること。

4 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、残存行使期間が同一であること。

5 先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引のいずれについても、選択権の行使が行われていないこと。

2 前項に定める相殺を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引相殺確認書」を取り交わすものとする。ただし、事前に合意書を取り交わしている取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」の交付をもって、当該確認書の取り交わしに代えることができる。

#### (選 択 権 料)

第 13 条 協会員は、前条に掲げる相殺に関して、選択権料の授受は先の選択権付債券売買取引及び新たな選択権付債券売買取引でそれぞれ行うものとし、差金の授受による決済を行わないものとする。

#### (選択権の消滅)

第 14 条 選択権付債券売買取引において、取引約定成立時に定める行使期間の最終日における一定の時刻までに選択権の行使が行われなかった場合には、当該選択権付債券売買取引の契約は解除されるものとする。

#### (売買証拠金の受入れ)

第 15 条 協会員は、選択権付債券売買取引において選択権保有者になる場合には、取引相手方から売買証拠金を受け入れるものとする。ただし、取引相手方が、特定投資家である場合には、売買証拠金を受け入れなくてもよいものとする。

2 前項に定める売買証拠金の額は、売買額面金額に100分の5を乗じた額に選択権料相当額を加えた額を下回らない範囲内で選択権保有者となる協会員が定めるものとする。

3 協会員は、第 1 項に定める売買証拠金を契約日から起算して 3 営業日目の日の正午までに取引相手方から

受け入れるものとする。

**(売買証拠金の追加差入)**

第 16 条 協会員は、選択権付債券売買取引において、選択権保有者になっている場合に、相場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときには、当該取引相手方から売買証拠金の追加差入れを受けるものとする。

**(売買証拠金の代用)**

第 17 条 前 2 条に定める売買証拠金は、有価証券等をもって代用することができる。

2 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価（合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。）に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。

- 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券（外国投資法人の発行する投資証券に類するものをいう。）、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に掲げる有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の65
- 2 国 債 証 券 100分の90
- 3 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第 28 条第 8 項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
  - イ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 100分の85
  - ロ その他のもの 100分の80
- 5 特定社債券 100分の80
- 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券（外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。）
  - イ 新株予約権付社債券を除く社債券 100分の80
  - ロ 新株予約権付社債券 100分の75
- 7 投資法人債券（国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。）） 100分の80
- 8 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券 100分の80
- 9 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の80
- 10 国際復興開発銀行円貨債券 100分の85
- 11 アジア開発銀行円貨債券 100分の85
- 12 前 4 号に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨債券 100分の80
- 13 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）
  - イ 公社債投資信託の受益証券 100分の80
  - ロ その他のもの 100分の65
- 14 米国財務省証券 100分の85

15 譲渡性預金（外国において発行されるものを除く。） 100分の80

16 国内C P（金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。） 100分の80

3 選択権付債券売買取引の対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる売買証拠金の通貨（売買証拠金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等の表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の売買証拠金への代用価格は、同一通貨のときの売買証拠金への代用価格に100分の95を乗じた額を超えない額とする。

4 第2項による代用有価証券等の受け入れは、その証拠金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備及び保管を行うものとする。

#### （売買証拠金の返還）

第18条 選択権付債券売買取引において選択権保有者となっている協会員は次に掲げる場合、取引相手方から売買証拠金の返還請求を受けたときは、それぞれに定める日以降、当該売買証拠金を返還するものとする。

1 協会員が取引相手方に対して選択権の行使を行ったとき。

当該選択権付債券売買取引に係る債券の受渡日

2 第14条により、当該選択権付債券売買取引の契約が解除されたとき。

行使期間の最終日の翌営業日

3 第12条の相殺が行われたとき。

同条第2項に規定する確認書を取り交わした日から起算して4営業日目の日

#### （選択権付債券売買取引の投資勧誘）

第19条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客の投資経験、投資目的、資力等を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

#### （顧客カードの整備）

第20条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客について「顧客カード」（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条第1項に定める顧客カードをいう。）を備え付けるものとする。

#### （取引開始基準）

第21条 協会員は、選択権付債券売買取引の取引開始基準を定めるものとし、当該基準に適合していない顧客との間で選択権付債券売買取引を行ってはならない。

2 選択権付債券売買取引の取引開始基準は、当該顧客の投資経験、当該顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について、協会の規模、営業の実情に応じて定めるものとする。

#### （選択権付債券売買取引に関する説明書の交付及び確認書の徴求）

第22条 協会員は、顧客と選択権付債券売買取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客（特定投資家を除く。次項において同じ。）に対し、取引の概要、取引に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付（契約の締結前1年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合（ただし、当該説明書を交付した日以後1年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。）を除く。）し、これらの事項について十分説明するものとする。

2 協会員は、顧客と前項の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から選択権付債券売買取引に関する確認書を徴求するものとする。

#### （選択権付債券売買取引の節度ある利用）

第23条 協会員は、選択権付債券売買取引については、各協会の規模、営業の実情に応じて、節度ある運

営を行うとともに、過度になることのないように常時留意するものとする。

2 協会員は、選択権付債券売買取引に係る売買残高について、次に定めるところにより取り扱うものとする。

1 選択権付債券売買取引を業として行う会員

イ 当該会員が、債券の売り手である場合の選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額（以下「コール付与残高」という。）及び当該会員が、債券の買い手である場合の選択権付与者である取引における債券の額面金額の合計額（以下「プット付与残高」という。）のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。

ロ イにかかわらず合理的な方法により、本取引に伴うリスクを管理している場合には、当該方法により算定した本取引に係るリスク相当額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。

ハ ロによる場合には、当該算定方法及びその計算方式を本協会に報告するものとし、原則として、毎月同一の方法により算定することとする。

2 前号に掲げる会員以外の会員

前号イに準ずるものとする。

3 特別会員

当該特別会員が、コール付与残高及びプット付与残高のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与残高に係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該特別会員の自己資本の額を超えないものとする。

3 本協会は、前項第1号ロのリスク算定方法が合理的でない認められるときは、是正を求めることができる。

#### （新規の選択権付債券売買取引の禁止）

第24条 協会員は、別段の合意がある場合を除き、顧客が次に掲げる場合に該当するときには、当該顧客との間で新規に選択権付債券売買取引を行ってはならない。

1 先の選択権付債券売買取引に係る受渡未済等、協会員に立替金がある場合

2 売買証拠金が未入の場合

3 取引状況その他から不適当と認められる場合

#### （異常な取引）

第25条 協会員は、顧客の損失を補填し、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）は行ってはならない。

2 協会員は、同一日において、顧客に対してコール又はプットの保有者になるような取引を行うとともに付与者になるような取引を行い、かつ、当該顧客について第12条に定める相殺の方法によって当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、異常な取引に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うものとする。

#### （取引記録の作成及び保存）

第26条 協会員は、選択権付債券売買取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理及び保存する等適正な管理を行わなければならない。

#### （社内規程の制定）

第27条 協会員は、選択権付債券売買取引の透明性、公正性を確保するため、適正な約定処理に関する社内規程を制定するものとする。

**（売買状況等の報告）**

第 28 条 協会員は、選択権付債券売買取引の状況について、所定の報告書により本協会に報告するものとする。

**（電磁的方法による交付等）**

第 29 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 1 第 6 条第 2 項に定める個別取引明細書
  - 2 第 10 条に定める選択権料の受領書
  - 3 第 11 条第 3 項に定める「選択権付債券売買取引権利行使明細書」
  - 4 第 12 条第 2 項 に定める「選択権付債券売買取引相殺明細書」
  - 5 第 22 条第 1 項に定める説明書
- 2 協会員は、第 22 条第 2 項に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

**（電磁的方法による契約等）**

第 30 条 協会員は、次に掲げる契約書等について、書面による契約の締結又は交換（以下「書面による契約の締結等」という。）に代えて、当該書面による契約の締結等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約の締結等を行ったものとみなす。

- 1 第 6 条第 1 項に定める「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」
  - 2 第 6 条第 2 項に定める個別取引契約書
  - 3 第 6 条第 2 項に定める合意書
  - 4 第 11 条第 3 項に定める「選択権付債券売買取引権利行使確認書」
  - 5 第 12 条第 2 項に定める「選択権付債券売買取引相殺確認書」
- 2 前項の定めに基づき契約の締結等を行った協会員は、取引相手方から当該契約等の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約等の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

**付 則**

この理事会決議は、平成元年 4 月 7 日から施行する。

**付 則（平 3.12.18）**

この改正は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

前文、3、4、を改正し、24 から 26 を新設。

付 則（平 4. 7. 30）

この改正は、平成4年8月3日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

22(2)、(3)を新設。

付 則（平 5. 4. 21）

この改正は、平成5年4月21日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

6(1)④、14(1)、16(2)②⑦、21(1)を改正。

付 則（平 6. 1. 19）

この改正は、平成6年1月19日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

8を改正。

付 則（平 6. 2. 16）

1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。

2 特別会員については、「26社内規程の制定」の規定は、この改正理事会決議施行の日から平成6年9月30日までの間、適用しない。

付 則（平 7. 5. 24）

この改正は、平成7年5月29日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

16(2)⑬を改正。

付 則（平 8. 3. 29）

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

21(1)、(2)を改正。

付 則（平10. 10. 21）

この改正は、平成10年10月21日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

6 及び16(2)を改正。

付 則（平10. 11. 30）

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

14(1)、16(2)及び21(1)、(2)を改正。

付 則（平12. 3. 9）

この改正は、平成12年3月13日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

16(2)②及び⑧を改正。

付 則（平12. 6. 27）

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

1 ⑩、14(1)及び21(1)を改正。

付 則（平12. 11. 22）

この改正は、平成12年11月30日から施行する。ただし、中央省庁等改革関係法施行法の施行等に伴う改正については、平成13年1月6日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

14(1)、16(2)及び21(1)を改正。

付 則（平12. 12. 15）

この改正は、平成12年12月22日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

16(2)①、⑦及び23を改正。

付 則（平13. 3. 14）

この改正は、平成13年3月14日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

16(2)⑭を改正。

付 則（平13. 3. 30）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

28(1)(2)、29及び30(1)(2)を新設。

付 則（平13. 9. 28）

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

29を削り、現行30を29とする。

付 則（平14. 3. 22）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

6 ⑤、16(2)⑦及び⑧を改正。

付 則（平15. 10. 30）

この改正は、平成16年2月23日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

5(3)①及び③を改正。

付 則（平16. 10. 19）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 16(2)②及び⑧を削除。

(2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

(3) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなる。

付 則（平17. 3. 29）

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 5(3)(5)を新設し、旧5(3)を1つ繰り下げる。

(2) 旧5(3)⑧を改正。

(3) 10(3)を削除し、旧10(4)を1つ繰り上げる。

(4) 13を改正。

付 則（平17. 11. 15）

この改正は、平成17年11月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

16(2)①を改正。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 全体を条、項、号で表記する。

(2) 旧前文を改正し第1条とする。

(3) 旧1、旧2、旧3、旧4、旧5及び旧6を改正し第2条から第7条に繰り下げる。

(4) 旧7、旧8及び旧9を第8条から第10条に繰り下げる。

(5) 旧10、旧11及び旧12を改正し第11条から第13条に繰り下げる。

(6) 旧13を第14条に繰り下げる。

(7) 旧14を改正し第15条に繰り下げる。

(8) 旧15を第16条に繰り下げる。

(9) 旧16及び旧17を改正し第17条及び第18条に繰り下げる。

(10) 旧18を第19条に繰り下げる。

(11) 旧19、旧20、旧21、旧22、旧23、旧24及び旧25を改正し第20条から第26条に繰り下げる。

- (12) 旧26及び旧27を第27条及び第28条に繰り下げる。
- (11) 旧28及び旧29を改正し第29条及び第30条に繰り下げる。

付 則（平22. 3.16）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

6条第3項第1号イを改正。

付 則（平26. 11.18）

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第17条第2項第1号及び第29条第1項を改正。

付 則（平30. 3.20）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第25条第1項を改正。

(第6条による基本契約書の参考様式)

## 選択権付債券売買取引に関する基本契約書

(以下甲という)と(以下乙という)は、甲乙間で行う選択権付債券売買取引に関し、以下のとおり合意した。個別の選択権付債券売買取引に係る契約は、別途本基本契約に基づいて締結するものとする。

### 第1条(定義)

本基本契約書における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日を指定できる権利(以下選択権という)を有する債券売買取引であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には当該債券売買取引の契約が解除されるものをいう(以下取引という)。
- (2) 個別取引 個別の選択権付債券売買取引をいう。
- (3) 選択権保有者 取引において選択権を保有する者をいう。
- (4) 選択権付与者 取引において選択権を選択権保有者に付与した者をいう。
- (5) コールの保有者 対象銘柄の買手でありかつ選択権保有者である者をいう。
- (6) コールの付与者 対象銘柄の売手でありかつ選択権付与者である者をいう。
- (7) プットの保有者 対象銘柄の売手でありかつ選択権保有者である者をいう。
- (8) プットの付与者 対象銘柄の買手でありかつ選択権付与者である者をいう。
- (9) 行使期間 取引において選択権保有者が選択権を行使できる一定の期間あるいは一定の日として個別取引に係る契約書(以下個別取引契約書という)に定めるものをいう。
- (10) 選択権料 取引において選択権保有者が選択権の対価として選択権付与者に対して支払う金銭として個別取引契約書に定めるものをいう。
- (11) 対象銘柄 取引の対象となる債券の銘柄として個別取引契約書に定めるものをいう。
- (12) 売買数量 対象銘柄の額面金額の総額として個別取引契約書に定めるものをいう。
- (13) 売買価格 対象銘柄の単価として個別取引契約書に定めるものをいう。
- (14) 取引受渡日 選択権保有者が指定した対象銘柄の受渡日をいう。
- (15) 選択権料受渡日 選択権料の受渡日として個別取引契約書に定めるものをいう。ただし個別取引の約定日より起算して4営業日目(乙の営業日をいう。以下同じ)までとする。
- (16) 取引受渡金額 取引の受渡金額として個別取引契約書に定めるものをいう。ただし第3条第3項に定める売買数量の一部についての選択権の行使があった場合には、当該売買数量の一部に係る金額をいう。
- (17) 取引受渡数量 売買数量をいう。ただし第3条第3項に定める売買数量の一部についての選択権の行使があった場合には、当該選択権の行使に係る部分をいう。

### 第2条(個別契約書の作成等)

個別取引を行うに当たっては、個別取引契約書を甲乙各々の代表者又は代表者の代理人が作成し記名押印し交換するものとする。

### 第3条(選択権及び選択権料)

選択権は個別取引の約定日に発生し、行使期間の最終日までに行使されない場合には消滅するものとする。この場合、当該個別取引は解除される。

- 2 選択権の行使は、選択権保有者から選択権付与者に対して行い、その具体的方法は個別取引契約書に定めるところによるものとする。
- 3 選択権は売買数量を限度として、その一部についても行使することができるものとする。ただし当該選択権の行使に係る数量は、個別取引契約書に定める最低額面金額を下回ることはいかなるものとする。
- 4 選択権保有者が前項に定める選択権の行使をした場合には、売買数量から当該選択権の行使に係る売買数量の一部を控

除した数量を限度として、前項に定める方法によりなお選択権を行使できるものとする。

- 5 選択権保有者は選択権付与者に対し、個別取引契約書で定める選択権料の全額を選択権料受渡日までに支払うものとする。

- 6 前項の選択権料は、第1項により解除された個別取引についても払戻しは行わないものとする。

#### 第4条（行使の効果）

コールの保有者が選択権を行使した場合には、取引受渡金額の全額を取引受渡日にコールの付与者に支払い、当該コールの付与者は取引受渡数量の債券を取引受渡日に当該コールの保有者に引渡すものとする。

- 2 プットの保有者が選択権を行使した場合には、取引受渡数量の債券を取引受渡日にプットの付与者に引渡し、当該プットの付与者は取引受渡金額の全額を取引受渡日に当該プットの保有者に支払うものとする。
- 3 第1項及び前項に定める取引受渡金額及び取引受渡数量は、前条第3項に定める選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係る売買数量の一部に係るものとし、同条第4項の定めによる選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係るものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める行使を行った場合には、速やかに当該行使に関する確認書として別に定める「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を交換するものとする。

#### 第5条（相 殺）

甲乙間に既に成立している取引（以下先の取引という）がある場合において、次の各号に掲げる条件を満たす取引（以下新たな取引という）が成立した場合には、甲と乙はその合意によって先の取引と新たな取引とに係る債権債務の対当額を相殺することができる。

- (1) 先の取引におけるコールの保有者が新たな取引におけるコールの付与者であり、先の取引におけるコールの付与者が新たな取引におけるコールの保有者であること、又は先の取引におけるプットの保有者が新たな取引におけるプットの付与者であり、先の取引におけるプットの付与者が新たな取引におけるプットの保有者であること
- (2) 先の取引と新たな取引とにおいて対象銘柄が同一であること
- (3) 先の取引と新たな取引とにおいて残存行使期間が同一であること
- (4) 先の取引と新たな取引とにおいて売買価格が同一であること
- (5) 先の取引と新たな取引とにおいて選択権が行使されていない部分に係る売買数量が当該対当額に相当する金額以上であること
- 2 前項第3号における残存行使期間とは、相殺をする日において未だ経過していない行使期間をいう。
- 3 第1項に定める相殺を行った場合には、速やかに当該相殺に関する確認書として別に定める「選択権付債券売買取引相殺確認書」を交換するものとする。

#### 第6条（売買証拠金の差入れ）

甲は甲が選択権付与者となる場合、乙が求めたときには、個別取引の約定日より起算して3営業日目の日の正午までに、乙の定める基準により売買証拠金（以下証拠金という）を差入れるものとする。

- 2 甲は証拠金について、乙が求めたときには、乙の定める日までに、乙の定める基準により追加差入れ（以下追加証拠金という）をするものとする。
- 3 甲は証拠金及び追加証拠金の全部又は一部を、乙の定める基準により有価証券等（以下代用有価証券等という）を以て代用することができるものとする。
- 4 甲が第2項に定める日までに追加証拠金（前項により有価証券等を以て代用する場合を含む。）を、乙に差入れない場合には、乙は当該個別取引を解除することができるものとする。
- 5 前項により個別取引が解除された場合、甲は、第2項に定める日において当該個別取引を成立させたときにおける選択権料相当額を、損害金として直ちに乙に支払うものとする。
- 6 前項の損害金が直ちに支払われなかった場合は、第2項に定める日の翌日から支払いに至るまでの間日歩〇銭〔年利率換算〇%で1年を365日として日割計算〕による遅延損害金を加算して支払うものとする。
- 7 甲は証拠金及び追加証拠金又は代用有価証券（以下証拠金等という）を、乙が任意に第三者に貸付け、担保に供することと同意するものとする。
- 8 甲は甲が選択権付与者となる個別取引が終了した場合には、証拠金等の返還を乙に求めることができる。この場合、乙

は、次の各号に定める日以降に返還に応じるものとする。

- |                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
| (1) 選択権が行使された場合            | 取引受渡日                            |
| (2) 第3条第1項の定めにより選択権が消滅した場合 | 行使期間の最終日の翌営業日                    |
| (3) 第5条の定めにより相殺が行われた場合     | 第5条第3項に定める確認書を交換した日より起算して4営業日目の日 |

9 乙は証拠金等について、利息その他の対価をつけないものとする。

10 乙が行う証拠金等の返還については、同種同量のものを以て返還できるものとする。

11 乙は、証拠金等を受領していた場合、甲が取引における債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで証拠金等を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分の上、その処分金額又は取立金額から処分費用を差し引いた残額を、法定の順序によらず、任意に債務の弁済に充当できるものとし、なお不足額がある場合は、甲は直ちに当該不足額を弁済するものとする。

#### 第7条（占有物の処分）

甲又は乙が、取引に関して相手方に対し負担する債務を履行しなかった場合、相手方は、甲乙間のその他の一切の有価証券取引等に関して占有している動産及び有価証券を処分することができるものとする。

2 前項に定める処分の方法については、前条第11項の場合に準じて取り扱うものとする。

#### 第8条（選択権料等の外貨による授受の方法等）

甲乙間の取引に係る選択権料、証拠金、追加証拠金及び取引受渡金額等の外貨による授受の方法並びに外国為替先物予約の取扱いについては、別に定めるところによる。

#### 第9条（権利の譲渡禁止）

甲乙間の取引に係る一切の権利は、これを第三者に譲渡あるいは質入れすることができないものとする。

#### 第10条（権利行使の引渡物件）

甲乙間の取引において選択権が行使された場合には、対象銘柄の受渡を行う。

#### 第11条（繰上げ償還）

甲乙間において成立している個別取引の行使期間の最終日が到来するまでの間に、当該個別取引の対象銘柄の全部が繰上げ償還される場合は、当初の行使期間の定めにかかわらず、当該繰上げ償還の公告日又は通知日から償還期日までを行使期間とする。この場合、当該個別取引に係る選択権の行使によって指定できる受渡日は、償還期日までとする。

2 乙が選択権付与者である個別取引の対象銘柄の全部が繰上げ償還されることが明らかになったときは、乙は甲に対してその旨を遅滞なく報告するものとする。

3 甲乙間において成立している個別取引の行使期間の最終日が到来するまでの間に対象銘柄の一部が繰上げ償還され、当該個別取引において選択権の行使に係る取引受渡数量の受渡が著しく困難となった場合においてコールの保有者が選択権の行使をしたときは、コールの付与者が当該選択権の行使に係る取引受渡数量の対象銘柄の全部又は一部の受渡をできないとコールの保有者が認めた限りにおいて、当該受渡ができないと認められた数量に係る取引受渡金額と、当該数量の対象銘柄を実勢評価で購入したとして算出される金額との差額の授受によって、当該数量に係る個別取引の履行をしたものとみなす。

#### 第12条（権利の移転時期）

個別取引において売買される当該債券上の権利は、選択権保有者が選択権を行使したときに決定される受渡日に、対象銘柄の買手が売手に取引受渡金額の全額を支払ったときに売手から買手に移転するものとする。

2 前項に定める取引受渡金額は、第3条第3項に定める選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係る売買数量の一部に係るものとし、同条第4項の定めによる選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係るものとする。

#### 第13条（取引の不履行）

甲、乙いずれか一方が、その責に帰すべき事由により、選択権の行使に係る取引受渡日（本基本契約書第15条第1項により取引に係る受渡日が到来したものとみなされる場合の同項各号に該当することとなった日を含む。以下同じ）に債務を履行しない場合は、相手方は当該個別取引を解除することができる。ただし、相手方の同意による取引受渡日の延期はこれを妨げない。この場合、相手方は新たに条件を付することができるものとする。

2 前項により取引が解除された場合、その責に任ずべき方は、取引受渡金額（前項ただし書により期日の延期がなされた

ときは、新たに付された条件を勘案して算出した金額)と、対象銘柄を実勢評価で購入若しくは売却した金額又は購入若しくは売却したとして算出される金額との差額を損害金として直ちに相手方に支払うものとする。

- 3 前項の損害金が直ちに支払われなかった場合は、取引受渡日の翌日から支払いに至るまでの間日歩〇銭〔年利率換算〇%で1年を365日として日割計算〕による遅延損害金を加算して支払うものとする。

#### 第14条(選択権料支払いの不履行)

選択権保有者が、その責に帰すべき事由により、選択権料受渡日(本基本契約書第15条第1項により選択権料受渡日が到来したものとみなされる場合の同項各号に該当することとなった日を含む。以下同じ)に債務を履行しない場合は、相手方は、当該個別取引を解除することができる。ただし、相手方の同意による選択権料受渡日の延期はこれを妨げない。この場合、相手方は新たに条件を付することができるものとする。

- 2 前項により個別取引が解除された場合、選択権保有者は、当該個別取引の選択権料に相当する金額を損害金として直ちに相手方に支払うものとする。
- 3 前項の損害金が直ちに支払われなかった場合は、選択権料受渡日の翌日から支払いに至るまでの間日歩〇銭〔年利率換算〇%で1年を365日として日割計算〕による遅延損害金を加算して支払うものとする。

#### 第15条(履行期についての特則等)

甲、乙いずれか一方が次の各号の一に該当することとなった場合は、すべての個別取引における選択権料受渡日又は選択権の行使によって指定された取引受渡日は、その該当することとなった日に到来したものとみなす。ただし、選択権料受渡日の到来については、当該各号に該当することとなった者が、選択権保有者である場合に限る。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
  - (2) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
  - (3) 支払いを停止したとき
  - (4) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
  - (5) 本契約の相手方に対し債務の履行の一つを怠ったとき
  - (6) 前各号のほか本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し重大な違背があったと認められたとき
- 2 前項により履行期日が到来することとなった場合に授受される選択権料又は対象銘柄の受渡金額若しくは受渡数量は、それぞれ選択権料又は取引受渡金額若しくは取引受渡数量の全額又は全数量とする。
- 3 前項に定める取引受渡金額又は取引受渡数量は、第3条第3項に定める選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係る売買数量の一部に係るものとし、同条第4項の定めによる選択権の行使があった場合には当該選択権の行使に係るものとする。
- 4 選択権保有者である甲、乙いずれか一方が、当該選択権の行使前に第1項各号の一に該当することとなった場合は、相手方は、当該個別取引を解除することができる。
- 5 前項により個別取引が解除された場合、相手方は、選択権保有者が第1項各号の一に該当することとなった日において当該個別取引を成立させたときにおける選択権料相当額を直ちに支払うものとする。
- 6 選択権付与者である甲、乙いずれか一方が、当該選択権の行使前に第1項各号の一に該当することとなった場合は、相手方は、当該個別取引を解除することができる。
- 7 前項により個別取引が解除された場合、選択権付与者は、選択権付与者が第1項各号の一に該当することとなった日において当該個別取引を成立させたときにおける選択権料相当額と、当該個別取引における選択権料相当額とのいずれが多い額を、損害金として直ちに支払うものとする。
- 8 前項の損害金が直ちに支払われなかった場合は、取引受渡日の翌日から支払いに至るまでの間日歩〇銭〔年利率換算〇%で1年を365日として日割計算〕による遅延損害金を加算して支払うものとする。

#### 第16条(損害担保)

甲又は乙は、第6条第5項、第13条第2項、第14条第2項及び前条第7項による損害金をあらかじめ担保するため必要であると認めたときは、相手方に対し担保若しくは増担保の差入れを請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項による担保を受領していた場合、第6条第5項、第13条第2項、第14条第2項及び前条第7項による支払いが直ちに実行されなかったときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで前項の担保を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分のうえ、その処分金額又は取立金額から処分費用を差し引いた残額を、法

定の順序によらず、任意に債務の弁済に充当できるものとし、なお不足額がある場合は、直ちに弁済の請求を行うものとする。

第 17 条（報告及び調査）

甲及び乙は、その財産、経営及び業況について相手方から書面により理由を付して請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとする。

第 18 条（合意管轄）

甲及び乙は、本基本契約書から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第 19 条（協議）

本基本契約書に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

以上の事項を証するため、本基本契約書 2 通を作成し、甲乙各々の代表者又は代表者の代理人が記名捺印し交換するものとする。

年 月 日

甲 ④

乙 ④

(第6条による合意書の参考様式)

### 選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書

(以下甲という)と (以下乙という)は、 年 月 日付の「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」(以下基本契約書という)について、以下のとおり合意した。

#### 第1条

基本契約書第2条の定めにかかわらず、個別の選択権付債券売買取引(以下当該個別取引という)を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下個別取引明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた明細書を速やかに確認し、締結した契約内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「個別取引に係る契約書」を「個別取引明細書」と読み替える。

#### 第2条

基本契約書第4条第4項の定めにかかわらず、当該個別取引を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」(以下権利行使明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた権利行使明細書を速やかに確認し、甲が行った選択権の行使の内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を「権利行使明細書」と読み替える。

#### 第3条

基本契約書第5条第3項の定めにかかわらず、当該個別取引を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」(以下相殺明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた相殺明細書を速やかに確認し、甲と乙との相殺に係る合意の内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「選択権付債券売買取引相殺確認書」を「相殺明細書」と読み替える。

#### 第4条

前3条の取扱いは、本合意書締結日から適用する。

#### 第5条

甲は乙と本合意書を締結するに当たり、第1条から第3条までの規定のうちにその適用を除外したいもの(以下適用除外条文という)があるときには、適用除外条文を右該当欄に記すものとする。この場合、本合意書の適用については当該適用除外条文に該当する条文はないものとみなす。

- 2 前項の場合における前条の適用については適用除外条文を除くものとする。

以上を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩

第5条第1項に定める適用除外条文の表示

[ 第1条・第2条・第3条 ]

(第6条第3項による合意書の参考様式)

## 選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付省略に係る合意書

(以下甲という。)と (以下乙という。)は、 年 月 日に締結した「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)[及び 年 月 日に締結した「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)]につき、以下のとおり合意した。

### 第1条 (個別取引明細書の交付省略の合意)

甲と乙とは、基本契約書第2条及び合意書第1条第1項の定めにかかわらず、個別の選択権付債券売買取引を行うに当たって、個別取引明細書の交付を行わないことに合意する。

### 第2条 (個別の選択権付債券売買取引に係る契約の内容の確認)

甲と乙は、個別の選択権付債券売買取引の約定が成立したときは、速やかに〔 〕によって、約定した事項を確認するものとする。

2 前項の定めにより確認すべき事項は、個別取引明細書に記載すべき事項と同一とする。

### 第3条 (読 替 え)

合意書第1条第3項の定めにかかわらず、基本契約書第1条の規定中、「個別取引に係る契約書」及び「個別取引契約書」を「個別の選択権付債券売買取引に係る契約」と読み替える。

### 第4条 (適 用)

本合意書は、基本契約書及び合意書と一体となってすべての個別の選択権付債券売買取引に適用されるものとする。ただし、甲又は乙が別段の合意により、個別取引明細書の交付を乙又は甲に指示した個別の選択権付債券売買取引においては、指示を受けた乙又は甲は、個別取引明細書の交付を行うものとする。

2 本合意書と基本契約書及び合意書との間に抵触する規定がある場合には、本合意書の規定が基本契約書及び合意書の規定に優先するものとする。

上記を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

|    |   |
|----|---|
| 所  |   |
| 甲  | Ⓜ |
| 代表 |   |
| 所  |   |
| 乙  | Ⓜ |
| 代表 |   |

(基本契約書第8条に係る合意書の参考様式)

### 選択権付債券売買取引に関する基本契約書第8条に係る合意書

(以下甲という。)と (以下乙という。)とは、 年 月 日に締結した「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」第8条の定めにより、選択権付債券売買取引に係る外貨の授受等に関して、以下のとおり合意した。

なお、本合意書における用語並びにその読替えについては、基本契約書に定めるところによる。

(外国通貨の受払等)

第1条 取引に係る金銭の授受は、円貨又は甲乙間の合意した外貨によって行うものとする。

2 外貨の授受は、原則として、甲が甲名義で開設する外貨預金勘定と乙が指定する乙名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行う。

(支払手段の売買)

第2条 個別取引について、甲が申出し、かつ、乙が承諾した場合には、当該個別取引に係る選択権料、証拠金、追加証拠金について外貨と円貨、または外貨と他の外貨との売買(外国為替先物予約を除く。以下同じ。)及び外国為替先物予約を行う。

(外貨と円貨との売買等)

第3条 前条の定めによって外貨と円貨、または外貨と他の外貨との売買を行う場合の適用レートは、売買を行った日における乙が定めるレートによる。

2 前条の定めによって外国為替先物予約を行う場合の適用レートは、予約を行った日における乙が定めるレートによる。

(外国為替先物予約)

第4条 第2条に定める外国為替先物予約に係る甲の乙に対する申出は、次に掲げる期間に行う。

(1) 選 択 権 料

当該個別取引の約定日から当該選択権料の選択権料受渡日までの期間

(2) 証 拠 金

① 差入りに係る予約

当該個別取引の約定日から当該証拠金の差入れ日までの期間

② 返還に係る予約

当該個別取引の約定日から当該証拠金の返還日までの期間

(3) 追加証拠金

当該追加証拠金の計算された日から当該追加証拠金の差入れ日までの期間

(予約の取消し等)

第5条 第2条乃至第4条の定めに従って行われた甲乙間の外国為替先物予約は、基本契約書に定める相殺、あるいはその他の事項による個別取引の内容の変更等により、当該予約の内容が第2条乃至第4条に定める事項を逸脱した場合には、当該予約の取消し又は変更等を必要とする。

(予約に伴う債権債務の帰属及び履行)

第6条 甲は、次の各号に掲げる債権債務がすべて甲に帰属することを認める。

(1) 外国為替先物予約の決済期日又は決済期日前において、当該予約を決済した場合に生じた債権債務

(2) 乙の責に帰さない事由により外国為替先物予約の全部又は一部の決済が不可能となったことにより生じた債権債務

2 甲は、前項各号に係る債務については、乙の請求があり次第直ちに履行するものとする。

(予約の譲渡禁止)

第7条 甲は、外国為替先物予約を他に譲渡しないものとする。

(費用の負担)

第 8 条 甲は、外国為替先物予約に関し、費用が生じた場合には、乙に当該費用をその都度支払うものとする。

(選択権行使に係る外貨の授受等)

第 9 条 個別取引において、選択権の行使に伴う対象銘柄の受渡に係る外貨の授受等の取扱いは、外国証券取引口座約款に定めるところによる。

以上を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲、乙各々が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 

乙 

(第6条による基本契約書に係る付属覚書の参考様式)

## 「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」付属覚書

(以下甲という。)と (以下乙という。)は、 年 月 日に締結した「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)に基づくすべての個別の選択権付債券売買取引に適用される条件として、以下の各事項につき合意する。なお、本覚書中の用語については、本覚書中に別段の定めがある場合を除き、基本契約書中の定義が適用されるものとする。

### 第1条 (基本契約書の変更)

基本契約書第13条 (取引の不履行) の表題及び同条第1項を、次のとおり変更する。

#### 第13条 (取引の不履行による個別取引の解除)

甲、乙いずれか一方が、その責に帰すべき事由により、選択権の行使に係る取引受渡日に債務を履行しない場合は、相手方は当該個別取引を解除することができる。ただし、相手方の同意による取引受渡日の延期はこれを妨げない。この場合、相手方は新たに条件を付することができるものとする。

### 2 基本契約書第14条 (選択権料支払いの不履行) の表題及び同条第1項を、次のとおり変更する。

#### 第14条 (選択権料支払いの不履行による個別取引の解除)

選択権保有者が、その責に帰すべき事由により、選択権料受渡日に債務を履行しない場合は、相手方は、当該個別取引を解除することができる。ただし、相手方の同意による選択権料受渡日の延期はこれを妨げない。この場合、相手方は新たに条件を付することができるものとする。

### 3 基本契約書第15条 (履行期についての特則等) を削除する。

### 4 基本契約書第16条 (損害担保) の条数を第15条とし、次のとおり変更する。

#### 第15条 (損害担保)

甲又は乙は、第6条第5項、第13条第2項及び前条第2項による損害金をあらかじめ担保するため必要であると認めたときは、相手方に対し担保又は増担保の差入れを請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項による担保を受領していた場合、第6条第5項、第13条第2項及び前条第2項による支払いが直ちに実行されなかったときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで前項の担保を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分のうえ、その処分金額又は取立金額から処分費用を差し引いた残額を、法定の順序によらず、任意に債務の弁済に充当できるものとし、なお不足額がある場合は、直ちに弁済の請求を行うものとする。

### 5 基本契約書に、第16条 (債務不履行による全取引の終了) として、次のとおり1条を加える。

#### 第16条 (債務不履行による全取引の終了)

甲、乙いずれか一方 (以下「債務不履行当事者」という。) が、次の各号 (以下、各号の事由をそれぞれ「債務不履行事由」という。) のうち第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合においては、すべての個別取引は当該事由が生じた日に終了するものとする。

また、債務不履行当事者が第5号又は第6号のいずれかに該当することとなった場合においては、相手方当事者 (以下「非債務不履行当事者」という。) は、債務不履行当事者に対する通知により、すべての個別取引を終了させることができる。通知による終了は債務不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が生じるものとする。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) 租税公課の滞納により差押えの命令、通知が発送されたとき
- (3) 支払いを停止したとき
- (4) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
- (5) 本契約の相手方に対し債務の履行の一つを怠ったとき
- (6) 前各号のほか本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し重大な違背があったと認められたとき

- 2 前項に基づき個別取引が終了する場合、当該終了時において、すべての個別取引における選択権料受渡日又は選

択権の行使によって指定された取引受渡日が直ちに到来したものとみなし、また、未行使の選択権に係る行使期間は終了したものとみなし、すべての個別取引は次項に従い清算される。

- 3 第1項に基づき個別取引が終了する場合、すべての個別取引について次の第1号の金額と第2号の金額を差引計算し、前者が後者を上回る場合には、債務不履行当事者は直ちにその差額を非債務不履行当事者に支払うものとし、前者が後者を下回る場合には、非債務不履行当事者が債務不履行当事者に対して直ちにその差額を支払うものとする。かかる場合、両当事者は、終了したすべての個別取引に関して、本条に定める義務を除く一切の義務から免れるものとする。

(1) 以下の各金額の合計額

- イ. 選択権行使済みの個別取引（第3条第3項又は第4項に定める選択権の行使があった場合においては、当該選択権の行使に係る部分のみをいう。以下本条において同じ。）において債務不履行当事者が引渡義務を負う対象銘柄を、非債務不履行当事者が実勢評価で購入した金額又は購入したとして算出される金額
- ロ. 選択権行使済みの個別取引において債務不履行当事者が支払義務を負う取引受渡金額
- ハ. 債務不履行当事者が選択権保有者であり選択権料が未払いかつ未行使の個別取引（第3条第3項又は第4項に定める選択権の行使があった場合においては、当該選択権の行使に係らない部分のみをいう。以下本条において同じ。）における選択権料
- ニ. 債務不履行当事者が選択権付与者であり選択権料が支払済みかつ未行使の個別取引における選択権料相当額と、債務不履行当事者に債務不履行事由が生じた日において当該個別取引を成立させた場合における選択権料相当額とのいずれか多い額
- ホ. 債務不履行当事者が差入れを受けている証拠金等の金額（代用有価証券等については、債務不履行事由発生日における時価とする。以下本条において同じ。）
- ヘ. 第6条第5項に基づき債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第6項に基づく遅延損害金の合計額
- ト. 第13条第2項に基づき債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第3項に基づく遅延損害金の合計額
- チ. 第14条第2項に基づき債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第3項に基づく遅延損害金の合計額
- リ. 前条に基づき債務不履行当事者が非債務不履行当事者から差入れを受けている担保の金額（債務不履行事由発生日における時価とする。以下本条において同じ。）

(2) 以下の各金額の合計額

- イ. 選択権行使済みの個別取引において非債務不履行当事者が引渡義務を負う対象銘柄を、非債務不履行当事者が実勢評価で売却した金額又は売却したとして算出される金額
  - ロ. 選択権行使済みの個別取引において非債務不履行当事者が支払義務を負う取引受渡金額
  - ハ. 非債務不履行当事者が選択権保有者であり選択権料が未払いかつ未行使の個別取引における選択権料
  - ニ. 債務不履行当事者が選択権保有者であり選択権料が支払済みかつ未行使の個別取引につき、債務不履行当事者に債務不履行事由が生じた日において当該個別取引を成立させた場合における選択権料相当額
  - ホ. 非債務不履行当事者が差入れを受けている証拠金等の金額
  - ヘ. 第6条第5項に基づき非債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第6項に基づく遅延損害金の合計額
  - ト. 第13条第2項に基づき非債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第3項に基づく遅延損害金の合計額
  - チ. 第14条第2項に基づき非債務不履行当事者が支払義務を負う損害金及びこれに対する同条第3項に基づく遅延損害金の合計額
  - リ. 前条に基づき非債務不履行当事者が債務不履行当事者から差入れを受けている担保の金額
- 4 前項の清算金が直ちに支払われなかった場合は、全個別取引終了の日の翌日から支払いに至るまでの間日歩〇銭〔年利率換算〇％で1年を365日として日割計算〕による遅延損害金を加算して支払うものとする。

- 5 第3項の定めにかかわらず、前項に定める遅延損害金のほか、債務不履行当事者は、非債務不履行当事者に対し、第3項で計算された金銭の支払とは別に、終了したすべての個別取引について生じた損害（弁護士費用、印紙税及び回収費用を含むが、これらに限られない。）を賠償するものとする。
- 6 基本契約書に、第17条（差引計算）として、次のとおり1条を加える。

第17条（差引計算）

- 非債務不履行当事者は、前条に基づき債務不履行当事者に対して有することとなった金銭支払債権又は債務と、債務不履行当事者に対する金銭支払債務又は債権（本基本契約に基づく与否を問わない。）とを、その期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる。
- 2 前項の相殺に加え、非債務不履行当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、債務不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、債務不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。
- 3 前2項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。
- 4 非債務不履行当事者は、前条に基づき債務不履行当事者に対して金銭支払債権を有することとなった場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他の有価証券を処分することができる。この場合、非債務不履行当事者は、債務不履行当事者の費用負担により、非債務不履行当事者が任意に決定した方法、時期、価格等により取立又は処分の上、その取立金額又は処分金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず債務不履行当事者の債務の弁済に充当できるものとする。なお、債務不履行当事者に残債務がある場合には、債務不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。
- 7 基本契約書第17条（報告及び調査）以降の各条文の条数を、それぞれ1条ずつ繰り下げる。
- 第2条（適用）
- 本覚書は、基本契約書と一体となってすべての個別取引に適用されるものとする。
- 2 本覚書と基本契約書との間に抵触する規定がある場合には、本覚書の規定が基本契約書の規定に優先するものとする。

上記を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

|    |   |
|----|---|
| 所  |   |
| 甲  | Ⓢ |
| 代表 |   |
| 所  |   |
| 乙  | Ⓢ |
| 代表 |   |

## フェイルチャージの実務に関する取扱指針

### I. 目的

本取扱指針は、日本証券業協会（以下、「日証協」という。）の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」において定めるフェイルチャージの取扱いのうち、フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務の取扱いを定めることを目的とする。なお、本取扱指針の対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引をいう。以下同じ。）である。

### II. 導入前の準備

#### 1. 契約関連

条件付売買取引については、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（日証協参考様式）第 20 条において、また、貸借取引については、「債券貸借取引に関する基本契約書」（日証協参考様式）第 22 条において、「本基本契約に定めのない事項は、…及び日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、…」とそれぞれ記載されている。これらを踏まえれば、条件付売買取引及び貸借取引におけるフェイルチャージの導入にあたっては、日証協の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」においてフェイルチャージの取扱いが定められていることにより、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂は要しないものと理解される。

ただし、現金担保付債券貸借取引については、フェイル時の取扱いを明確にするため、取引当事者間で「フェイルに関する覚書」を締結していない場合、新たに当該覚書を締結することが推奨される。

なお、レポ取引と同様に、売買取引に係るフェイルチャージの取扱いについても、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び本取扱指針に沿って対応すべきものと理解される。

#### 2. 事前通知

- ① 取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨される。通知文書について、取引相手方から異論がなく、通知文書が定める期日（別紙 1 の様式における「確認日」）の翌営業日以降に、新たな取引を行った場合は、合意が成立したものとみなされる。
- ② 通知文書は、少なくとも取引当事者の一方が、取引相手方に送付するものとする。
- ③ 通知文書は、別紙 1 の様式を参考としながら、フェイルチャージを導入する期日（別紙 1 の様式における「適用開始日」）や当該期日以降のフェイルについてチャージを請求すること、フェイルチャージの対象となる取引種別、フェイルチャージの計算方法を明らかにするものとする。
- ④ 通知文書は、手交、郵送をはじめ、ファックスや電子メールにより送付することができるものとする。なお、送付の際は、先方に通知文書が到達したことを何らかの方法により確認を行うことが推奨される。

#### 3. 個別取引明細書等における通知

- ① 当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示し、請求の根拠とするため、個別取引明細書等においてその旨を示す文言を追加記載することを推奨する。当該記載によ

り、取引当事者間で事前通知等に基づき、フェイルチャージの請求について合意が成立した取引であることの確認を行うものとする。

- ② 追加記載する文言は、別紙2の様式を参考としながら、当該明細書等に記載された取引がフェイルチャージ請求の対象である旨を明記するものとする。
- ③ なお、取引にあたって個別取引明細書等の送付を行っていない場合は、個別取引明細書等における通知を省略することができるものとする。

### III. 計算・請求

#### 1. 計算方法

##### (1) 具体的な計算式

フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとする。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

##### (2) 計算式における定義等

- ① 参照レートは、日本銀行の金融市場調節の操作目標がマネタリーベースとされている間、0%とする。
- ② フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、計算するものとする。  
なお、日本銀行が、金融市場調節の操作目標を、マネタリーベースから無担保コールレート（オーバーナイト物）に変更した場合には、参照レートをその誘導目標（レンジの場合はその下限）に変更するものとする。また、操作目標が、マネタリーベースから無担保コールレート（オーバーナイト物）以外の指標等に変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとする。  
この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとする。  
さらに、日本銀行の金融市場調節の操作目標がマネタリーベースとされている間であっても、金融市場環境の変化（例えば、無担保コールレート（オーバーナイト物）が0%から乖離する状態が続く場合等）により、参照レートを0%として扱うことが不適当と認められる状況となった場合には、速やかに参照レートの見直しを検討するものとする。
- ③ 受渡金額は、条件付売買取引又は貸借取引については、スタート・フェイルにおいてはスタート取引の受渡金額又は貸出時の受渡金額、エンド・フェイルにおいてはエンド取引の受渡金額又は返済時の受渡金額をいうものとする。

#### 2. 請求

##### (1) 請求者・請求先

フェイルチャージの請求は、フェイルされた受け方がフェイルした渡し方に対して行うものとする。

##### (2) 請求の間隔

請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとし、月初から月末までのフェイル期間（暦日

ベース) にかかるフェイルチャージを合計した金額を請求するものとする。

### (3) 請求の期日

請求者は、フェイルチャージの計算対象月の翌月の第 10 営業日までに、フェイルの相手方にフェイルチャージを請求するものとする。なお、請求者が請求を行わなかった場合には、計算対象月の翌々月以降に繰り越すことはできないものとする。

### (4) 請求方法と照合

金銭の支払いを請求するものであることを鑑み、書面によって請求することが推奨される。また、請求金額の照合を取引当事者間で請求後遅滞なく行うことが推奨される。

### (5) 連絡先の確認

フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引関係者間で確認しておくことが推奨される。特に、非居住者取引や信託取引など、複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないように十分に確認しておくことが求められる。

## IV. 受払い

### (1) 受払いの期日

フェイルチャージの受払いは、請求を行った月の月内に完了させるものとする。受払い金額が相当に大きくなる場合もあり得ることを鑑み、取引当事者間で請求・照合した後すみやかに受払いすることが推奨される。その場合、取引当事者間で決済日を確認の上、処理することが求められる。

### (2) ネットティング

取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネットティングすることができるものとする。この場合、取引当事者間でネットティングの有無について、十分に確認を行うものとする。

### (3) 受払い金額の下限

- ① 事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を 5 万円とし、5 万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとする。
- ② この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができるが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、IV.(2)によりフェイルチャージの受払いをネットティングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとする。この点については、取引当事者間で十分に確認の上、受払いを行うことが求められる。

### (4) 受払いの方法

フェイルチャージの受払い方法については、日銀当座預金を利用した決済が推奨されるが、日銀当座預金を保有していない当事者においては銀行送金等によることもあ

り得るため、取引当事者間において十分確認の上、受払いを行うことが求められる。

**(5) 支払いが遅延した場合の取扱い**

フェイルチャージの受払いが請求を行った月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議し、合意すれば、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとする。

以 上

## 国債の即時グロス決済に関するガイドライン

平成28年3月9日版

(平成30年5月1日施行)

日 本 証 券 業 協 会

## 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| I. 総 論.....                            | 1  |
| 1. 目 的.....                            | 1  |
| 2. 実施時期.....                           | 2  |
| II. 決済の円滑化に関するガイドライン .....             | 3  |
| 1. 決済金額の小口化.....                       | 3  |
| (1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面.....     | 3  |
| (2) 上限額面超の取引の処理方法 .....                | 3  |
| (3) 決済金額小口化の対象外の取引.....                | 3  |
| 2. 決済のメッセージフロー等 .....                  | 3  |
| (1) メッセージフロー .....                     | 3  |
| (2) 国債資金同時受渡依頼の取消し.....                | 3  |
| 3. カットオフ・タイム等の設定.....                  | 4  |
| (1) カットオフ・タイムの設定.....                  | 4  |
| (2) リバーサル・タイムの設定.....                  | 4  |
| 4. 決済日における市場参加者の行動指針 .....             | 4  |
| (1) 決済日当日の午前中の行動指針.....                | 4  |
| (2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....    | 5  |
| (3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針 .....        | 5  |
| (4) コアタイム以外における決済について.....             | 5  |
| 5. 預り口等の決済の円滑化.....                    | 5  |
| (1) DVP 決済への移行 .....                   | 6  |
| (2) 事務スキームの確認.....                     | 6  |
| (3) 国債系システムにおける記事欄の活用.....             | 6  |
| (4) 国債系システムにおける取引 ID の活用.....          | 7  |
| (5) 「取引の種類」の設定 .....                   | 7  |
| (6) ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限 .....   | 7  |
| 6. 決済円滑化に係る留意事項 .....                  | 7  |
| III. フェイルに関するガイドライン.....               | 9  |
| 1. フェイルの定義.....                        | 9  |
| 2. フェイル解消の誠実努力義務.....                  | 9  |
| 3. フェイルに関するガイドラインの前提 .....             | 9  |
| 4. フェイル・コストに関する考え方 .....               | 9  |
| 5. フェイルチャージの取扱い .....                  | 10 |
| 6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い .....       | 10 |
| 7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理..... | 10 |
| IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン.....    | 13 |
| 1. 標準的なネットティング・スキーム .....              | 12 |

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| (1) ネットティングの形態.....                          | 12 |
| (2) 対象となる決済数量.....                           | 12 |
| (3) 対象となる決済方法.....                           | 12 |
| (4) 対象となる取引の約定照合時限.....                      | 12 |
| (5) 対象となる取引種別.....                           | 12 |
| (6) 対象となる国債の保有形態.....                        | 12 |
| (7) 対象となる口座.....                             | 12 |
| (8) ペア付けの方法.....                             | 12 |
| (9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限.....         | 13 |
| (10) 資金決済口座の指定.....                          | 13 |
| 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング.....          | 13 |
| 3. 事務手続き.....                                | 14 |
| (1) ペア付け及び順位付けの指図.....                       | 14 |
| (2) ネットティングの照合通知.....                        | 15 |
| (3) ネットティングの照合時限.....                        | 15 |
| (4) 照合通知の送付方法.....                           | 15 |
| (5) 照合通知の確認方法.....                           | 15 |
| (6) 異議の通知.....                               | 15 |
| (7) 照合部署.....                                | 15 |
| 4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....         | 15 |
| 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて..... | 16 |

## I. 総 論

### 1. 目 的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T+3 から T+2 に短縮することに伴う、相対ネットイング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットイングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

平成 25 年 12 月には、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの全般について改正を行い、新日銀ネットの稼働日（平成 27 年 10 月 13 日）から実施することとした。

平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グル

ープ」が「国債取引の決済期間の短縮（T＋1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。これを踏まえ、平成 27 年 11 月、本ガイドラインについて改正を行い、平成 30 年 5 月 1 日から実施することとした。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

## 2. 実施時期

本ガイドラインの実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間が T＋1 となる平成 30 年 5 月 1 日とする。

## Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン

### 1. 決済金額の小口化

#### (1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面

1 件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の 1 件当たりの上限額面を 50 億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

#### (2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面 50 億円超の取引を行った場合には、額面 50 億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面 50 億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面 50 億円を上限に小口化する。

#### (3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill 及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

### 2. 決済のメッセージフロー等

#### (1) メッセージフロー

原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する。

次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を送信する。

この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。

#### (2) 国債資金同時受渡依頼の取消し

国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。

### 3. カットオフ・タイム等の設定

#### (1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル<sup>(注1)</sup>等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼動が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後2時とする（元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除く。）。

#### (2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系のコアタイム（午前9時～午後4時30分）終了時刻までの間とする。  
ただし、コアタイム終了時刻の30分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする<sup>(注2)</sup>。  
なお、元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。

### 4. 決済日における市場参加者の行動指針

#### (1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、コアタイム開始以降できるだけ速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を行い、国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、決済指示（資金）を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、コアタイム開始以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の内容に過誤があった場合、

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照

(注2) 日銀ネット国債系のコアタイムにおける運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。

- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい。
- ⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない形で約定した後、株式会社日本証券クリアリング機構において債務引受け及び銘柄の割当が行われるもの（銘柄後決めレポ取引）に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係る 2 回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日 2 回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。

なお、2 回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引についても決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

## **(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針**

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

## **(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針**

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。

## **(4) コアタイム以外における決済について**

上記(1)～(3)の行動指針については、コアタイム以外における決済を妨げるものではない。

## **5. 預り口等の決済の円滑化**

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

### (1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

### (2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。

### (3) 国債系システムにおける記事欄の活用

① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債系システムに設けられている記事欄を活用することとする<sup>(注3)</sup>。

② 活用例は、次のとおりとする。

(イ) 金融機関、証券会社及び非居住者との取引では、下記 5. (3)③に定めるところに従う。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

③ 入力フィールドのマッピング

日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。

CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 Delivering SettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 Receiving SettlementParties」の「12.3 Party2」

－ 日銀ネット入力画面の「記事（国債払出先関係者1）」、「記事（国債受入先関係者1）」

(イ) 「BIC」欄 (12.16.1)

・ 非居住者の場合は、BIC コードを入力する。

(ロ) 「BIC 以外」欄 (12.16.3) 及び 「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・ 「BIC 以外」欄に、金融機関の場合は 4 桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は 4 桁の証券会社等標準コードを入力する。

・ 「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・ BIC コードを利用しない等の非居住者の場合は、「BIC 以外」欄に非居住者を

---

(注3) 国債系システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。

識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

- ・ファンド・コードのマッピングについては、「BIC 以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

④ その他の特記事項について

- ・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。
- ・証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。

⑤ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用

① 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。

② 活用例は、次のとおりとする。

取引 ID の入力内容については、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）及び口座振替を送信する者の任意とする。

ただし、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内／受付通知」及び「国債資金同時受渡決済指示対象通知」の受付番号を用いる。

(5) 「取引の種類」の設定

- ・CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、「取引の種類」欄（9.0 SettlementParameters — 11.32.16 SecuritiesTransactionType — 11.32.18 Proprietary）において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末による送信時と同様に出力される。

(6) ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限

- ・電文フォーマット上、任意入力項目かつ、日銀ネット端末画面にない項目については、原則として、利用しない。

6. 決済円滑化に係る留意事項

- (1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降を決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後 5 時 30 分までに約定照合を完了<sup>(注4)</sup>させることが望ましい。なお、この取扱いは、決済日前営業日の午後 5 時 30 分以降に約定照合を行うことを

---

(注4) 株式会社証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

- (2) 市場参加者は、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」に沿って、事務を行うことが期待される。

また、決済情報については、コンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。

- (3) 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。

ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。

- (4) 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。

- (5) 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。

- (6) 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力、は、決済日当日に残高不足を発生させないよう留意する。

- (7) 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。

- (8) 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。

- (9) 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。

- (10) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。

### Ⅲ. フェイルに関するガイドライン

#### 1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

#### 2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

#### 3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。  
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

#### 4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

## 5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

## 6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

（※）コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼動終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼動終了時刻」とする。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

## 7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額

を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

#### IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

##### 1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する<sup>(注5)</sup>。

###### (1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

###### (2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

###### (3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

###### (4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報の授受を完了し、午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分までに約定照合が完了した取引を対象とする。

###### (5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする<sup>(注6)</sup>。

###### (6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

###### (7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

###### (8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

---

(注5) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

**(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限**

ネットティング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットティングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前 8 時 30 分（延長日は午前 7 時 30 分）をもってネットティングの効力が発生することとする。

**(10) 資金決済口座の指定**

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

**2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング**

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記 1. に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」を前提としたうえで、上記 1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットティング（以下「異額面のペイメント・ネットティング」という。）を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットティング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記 1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

**① 1対1の異額面のペイメント・ネットティング**

1対1の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合のペア付けは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

**② 集約方式の異額面のペイメント・ネットティング**

集約方式の異額面のペイメント・ネットティングとは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットティングを

いう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する<sup>(注7)</sup>。
- (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
  - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
  - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
  - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
  - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
- (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
- (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
- (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。

- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする<sup>(注8)</sup>。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。

- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

### 3. 事務手続き

#### (1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

---

(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(注8) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

**(2) ネットティングの照合通知**

受渡日前営業日の午後 5 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

**(3) ネットティングの照合時限**

受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに照合を完了する。

**(4) 照合通知の送付方法**

当事者間の合意に基づく方法を利用する<sup>(注9)</sup>。

**(5) 照合通知の確認方法**

取引先間相互に行うこととする。

**(6) 異議の通知**

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

**(7) 照合部署**

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

**4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係**

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。
- (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グ

---

<sup>(注9)</sup> 具体的な送付方法の例については、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」を参照。

ロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

## 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング<sup>(注 10)</sup>を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要があり、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の 1 つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

以 上

---

(注 10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

|     |             |        |    |
|-----|-------------|--------|----|
| (注) | 平 1 2.      | 8. 2 9 | 制定 |
|     | 平 1 2. 1 2. | 2 6    | 改正 |
|     | 平 1 3.      | 1. 4   | 施行 |
|     | 平 1 4.      | 5. 1 6 | 改正 |
|     | 平 1 4.      | 6. 1 0 | 施行 |
|     | 平 1 5. 1 1. | 1 4    | 改正 |
|     | 平 1 6.      | 1. 1 9 | 施行 |
|     | 平 2 2.      | 6. 1 1 | 改正 |
|     | 平 2 2. 1 1. | 1      | 施行 |
|     | 平 2 3.      | 6. 9   | 改正 |
|     | 平 2 4.      | 4. 2 3 | 施行 |
|     | 平 2 5. 1 2. | 1 0    | 改正 |
|     | 平 2 7. 1 0. | 1 3    | 施行 |
|     | 平 2 7. 1 1. | 9      | 改正 |
|     | 平 2 8.      | 3. 9   | 改正 |
|     | 平 2 8.      | 3. 9   | 施行 |
|     | 平 3 0.      | 5. 1   | 施行 |

(別紙)

(図表) 事務処理時限の目安

| 事務プロセス            | 標準的なT+1以上の<br>決済期間の取引            |             | 左記以外<br>(T+0決済の取引を含む)            |             |
|-------------------|----------------------------------|-------------|----------------------------------|-------------|
| 決済日前営業日           |                                  |             |                                  |             |
| ネットティング有り         |                                  |             |                                  |             |
| 約定照合に必要な情<br>報の授受 | 午後4時30分 <sup>(※1)</sup>          | IV. 1. (4)  |                                  |             |
| 約定照合              | 午後4時30分<br>～午後4時45分頃             | IV. 1. (4)  |                                  |             |
| ネットティング照合通<br>知交換 | 午後5時                             | IV. 3. (2)  |                                  |             |
| ネットティング照合実<br>施   | 午後5時30分                          | IV. 3. (3)  |                                  |             |
| ネットティング無し         |                                  |             |                                  |             |
| 約定照合              | 午後5時30分                          | II. 6. (1)  |                                  |             |
| 決済日当日             |                                  |             |                                  |             |
| コアタイム             | 午前9時<br>～午後4時30分                 | II. 3. (2)② | 午前9時<br>～午後4時30分                 | II. 3. (2)② |
| 決済終了目標            | 正午                               | II. 4. (1)⑧ | 正午                               | II. 4. (1)⑧ |
| カットオフ・タイム         | 午後2時                             | II. 3. (1)③ | 午後2時                             | II. 3. (1)③ |
| リバーサル・タイム         | 午後2時<br>～午後4時30分 <sup>(※2)</sup> | II. 3. (2)② | 午後2時<br>～午後4時30分 <sup>(※2)</sup> | II. 3. (2)② |

(※1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットティングなしとすることが考えられる。

(※2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行う。

(参考) 日本証券クリアリング機構（JSCC）における決済時限

| 取引種類                   | 対象決済                        | 渡方清算参加者と<br>JSCC との決済 | JSCC と受方清算参<br>加者との決済 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| アウトライイト取引<br>銘柄先決めレポ取引 | 当初決済分                       | 午後1時30分               | 午後2時                  |
|                        | フェイル解消分                     |                       |                       |
| 銘柄後決めレポ取引              | 1回目の銘柄割当て及<br>びエンド/unwind 分 | 午前10時30分              | 午前11時                 |
|                        | フェイル解消分                     |                       |                       |
|                        | 2回目の銘柄割当て分                  | 午後1時30分               | 午後2時                  |
|                        | 3回目の銘柄割当て分                  | 午後3時30分               | 午後4時                  |

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

|      |          |
|------|----------|
| 会社名  | XXXX     |
| 部署名  | XXXX     |
| 責任者名 | XXXX (印) |
| 連絡先  | XXXX     |

国債のネットィングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「Ⅳ. ニ当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

記

1. ネットィングの概要

|           |                                                                 |                         |  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|--|
| ネットィングの方法 | ガイドラインのⅣ. 1. で定める標準的なネットィング・スキーム及び事務手続きにより行うネットィング              |                         |  |
|           | ガイドラインのⅣ. 2. (1) 及び (2) で定める標準的なネットィング・スキームに準じた異額面のペイメント・ネットィング | 1 対 1 の異額面のペイメント・ネットィング |  |
|           |                                                                 | 集約方式の異額面のペイメント・ネットィング   |  |
|           | ガイドラインのⅣ. 2. (3) で定める標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング                  |                         |  |

2. ガイドラインのⅣ. 2. (3) で定めるネットィングにおける確認事項  
(ガイドラインのⅣ. 2. (3) で定めるネットィングを行わない場合には記載不要)

|                |                                                                                                              |  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 対象となる決済方法      | DVP取引同士の決済のみ                                                                                                 |  |
|                | FOP取引同士の決済のみ                                                                                                 |  |
|                | DVP取引同士間、FOP取引同士間及びDVP取引、FOP取引の相互間の決済                                                                        |  |
| 対象となる取引種別      | 売買(含条件付売買)取引同士、現金担保付貸借取引同士、及び売買(含条件付売買)取引・現金担保付貸借取引の相互間                                                      |  |
|                | 売買(含条件付売買)取引同士間のみ                                                                                            |  |
|                | 現金担保付貸借取引同士間のみ                                                                                               |  |
|                | その他(例. 無担保貸借取引同士間)                                                                                           |  |
| 対象となる取引の約定照合時限 | 受渡日前営業日の約定照合時限の目安(午後4時30分から午後4時45分)までに約定照合が完了した取引                                                            |  |
|                | 受渡日〇〇〇(〇時)までの約定照合完了分                                                                                         |  |
|                | ※当該約定照合時限の変更に伴い合意した時限を併記<br>ネットィングの通知・取消時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで<br>ネットィングの照合時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで<br>異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで |  |

3. 対象となる口座等

|                                              |  |
|----------------------------------------------|--|
| 別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットィングする |  |
| 以下にあげる口座等                                    |  |

4. 照合通知の送付方法

5. その他補足・追記事項(ネットィング照合通知データに関する依頼事項等)

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

|      |          |
|------|----------|
| 会社名  | XXXX     |
| 部署名  | XXXX     |
| 責任者名 | XXXX (印) |
| 連絡先  | XXXX     |

## 国債のネットィングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「Ⅳ. ニ当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

### 記

#### 1. 資金決済口座

| 日銀資金決済口座 |           |
|----------|-----------|
| 1        | 金融機関名（漢字） |
| 2        | 口座名称      |
| 3        | 口座番号      |

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

#### 2. 責任者・担当者および連絡先

|   |        |
|---|--------|
| 1 | 担当部署名  |
| 2 | 責任者    |
| 3 | 担当者    |
| 4 | TEL（1） |
| 5 | FAX（1） |
| 6 | TEL（2） |
| 7 | FAX（2） |

#### 3. 補足事項欄

|       |
|-------|
| 適宜、利用 |
|-------|

＜記入例＞日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。Webサービス利用等電子データ授受の時は必要事項等を補足事項欄に記載する。

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、  
「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び  
「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」  
に基づく決済についてのQ & A

平成28年3月9日版

日 本 証 券 業 協 会

## 目 次

|                                                                                      |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| はじめに .....                                                                           | 1   |
| Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。 .....                                                     | 3   |
| Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。 .....                                                     | 3   |
| Q 3 : 新日銀ネット第二段階稼働後のメッセージフローは、どのようになりますか。<br>.....                                   | 4   |
| Q 4 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。 .....                                                    | 4   |
| Q 5 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。 .....                                                    | 5   |
| Q 6 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。また、カットオフ・タイム、リバ<br>ーサル・タイム、コアタイムの関係はどのようになりますか。 .....     | 5   |
| Q 7 : 平成 2 2 年 6 月のガイドライン見直し時に、なぜ、カットオフ・タイムの見直し<br>を行ったのですか。 .....                   | 6   |
| Q 8 : 新日銀ネットの記事欄の入力フィールドのマッピングイメージを示してください。<br>.....                                 | 7   |
| Q 9 : フェイルとはどういうことですか。 .....                                                         | 8   |
| Q 1 0 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。 .....                                                 | 8   |
| Q 1 1 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。 .....                                                    | 9   |
| Q 1 2 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。 .....                                                     | 9   |
| Q 1 3 : なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。 .....                                                  | 1 0 |
| Q 1 4 : なぜ、非 D V P 決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。<br>.....                               | 1 1 |
| Q 1 5 : R T G S にもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。 ...                                    | 1 2 |
| Q 1 6 : 平成 2 4 年 4 月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドラ<br>イン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。 ..... | 1 2 |

- Q 1 7 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。…………… 1 4
- Q 1 8 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。…………… 1 4
- Q 1 9 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、W e bサービスまたは電子メールが挙げられています。W e bサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。…………… 1 5
- Q 2 0 : W e bサービスはどのようなものを想定していますか。…………… 1 5
- Q 2 1 : 市場参加者は、異額面のペイメント・ネッティングを行う必要がありますか。…………… 1 6
- Q 2 2 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングのやり方を示してください。…………… 1 6
- Q 2 3 : 異額面のペイメント・ネッティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。…………… 1 7
- Q 2 4 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングを行った場合に、国債のネッティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。…………… 1 7
- Q 2 5 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。…………… 1 8
- Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。…………… 1 8
- Q 2 7 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどういうものですか。…………… 1 9
- Q 2 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。…………… 2 0

|                                                                                                                                                                        |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| Q 2 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。 .....                                                                                                                                   | 2 0 |
| Q 3 0 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。 .....                                                                                          | 2 1 |
| Q 3 1 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。 ..... | 2 1 |
| Q 3 2 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。 .....                                                                                | 2 2 |
| Q 3 3 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。 .....                                                                                                                     | 2 2 |
| Q 3 4 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。 .....                                                                                                                                   | 2 3 |
| Q 3 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。 .....                                                                                                                     | 2 3 |
| Q 3 6 : 5 万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。 .....                                                                       | 2 3 |
| Q 3 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。 .....                                                                                                             | 2 4 |
| Q 3 8 : J S C C で清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。 .....                                                                                              | 2 4 |
| Q 3 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。 .....                                                                                                                          | 2 5 |
| Q 4 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。 .....                                                                                                                                   | 2 5 |
| Q 4 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。 .....                                                                                                                          | 2 6 |

## は　じ　め　に

金融取引の急拡大とグローバル化を背景として、各国で決済システムに係るリスク対策の必要性が急速な高まりをみせており、特に証券決済システムに係る決済リスク対策は喫緊の課題となっております。我が国でも平成13年1月4日から日本銀行は日銀ネット国債系システムを即時グロス決済（以下「RTGS」といいます。）に移行させ、グローバル・スタンダードに沿った決済システムとして、円滑かつ迅速な資金・国債の受渡しの履行を可能としました。RTGS化により、日銀ネット上での国債決済において不履行が発生した際のシステム・リスクが削減されるとともに、即時の決済ファイナリティが実現しました。市場参加者にとってはリアルタイムで取引先の決済リスクを管理できるインフラが整備され、国債市場における決済の安定性が向上しました。

この間、本協会では、市場参加者が日銀ネットにおける諸規程を前提に資金・国債の調達負担を軽減し、国債取引に係る決済処理手続きを円滑かつ安定的に行うために遵守すべき市場慣行等を策定すべく、証券会社、銀行、信託銀行、系統上部金融機関及び生命保険会社の各業態からメンバーを選出した「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を行い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を取りまとめ、証券会社等関係者へ提供いたしました。

また、平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループでは、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表しました。これを踏まえ、本協会では、平成22年6月にガイドラインの改正を行い、同年11月1日から実施しました。

平成21年9月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置しました。国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成22年12月に中間報告書を公表したほか、平成23年3月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3（原則として売買約定日から起算して4営業日目の日に受渡し・決済を行うこと）からT+2に短縮すること（以下「アウトライトT+2化」といいます。）に伴う、相対ネットティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットティングの取扱いを取りまとめました。これを踏まえ、本協会では、平成23年6月に、ガイドラインの「Ⅳ．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」について改正を行い、平成24年4月23日から実施しました。

このガイドラインに対する市場参加者の皆様の質問には適宜回答を行ってきており

ますが、ガイドラインの策定や改正の背景、規定の内容等を一層的確に説明することが、円滑かつ安定した決済を行うための一助となると考え、Q & Aを作成しました。

なお、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、新たにフェイルチャージを導入するにあたって、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」を新設したほか、カットオフ・タイムやフェイル慣行を適用するための前提の見直しを行っています。また、平成23年6月には、相対ネッティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネッティングに関する実務の取扱いを定めた「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」を新設しています。これに伴いQ & A項目の大幅な見直しを行いました。

また、平成25年12月に、新日銀ネットの第二段階稼動に対応するため、ガイドラインの全般について改正を行ったことに伴い、Q & Aの見直しを行いました。

本協会といたしましては、市場参加者の皆様より実務的な観点から寄せられるご意見等に基づき、RTGSに関する市場慣行を今後とも適宜見直すことといたしたいと存じます。

Q 1：決済金額の小口化とはどういうことですか。

A： 決済金額の小口化とは、国債の取引を日銀ネット上で決済する際に1件当たりの上限額面を50億円とする市場慣行です。ただし、額面50億円を超える国債取引を何ら制約するものではありません。

額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定金額と小口化後の日銀ネットにおける決済金額が一致するように、約定伝票の処理の段階から額面50億円を上限に小口化することとしております。

(ガイドラインⅡ. 1. 「決済金額の小口化」参照)

Q 2：なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。

A： 従来の時点決済と異なり、RTGSでは国債取引が一本一本grossで決済されるため、取引が連鎖しているケースでは国債と資金の残高を確保しながら順を追って決済していくことになります。このため、大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、決済が遅延する恐れがあるほか、日中未決済残高が大きく積み上がる可能性があります。

決済金額の小口化は、1件当たりの決済に必要な資金・国債残高を削減することから、日中の一時的な資金もしくは国債の残高不足によって決済が滞る「すくみ」の解消に非常に有効であると考えられます。さらに、決済金額の小口化はネットィングを容易にする効果もあります。

市場参加者の利便性や実務的な観点から、日本銀行との一部の決済を例外としておりますが、国債のように連鎖の多い取引では、広範な市場参加者が本慣行を遵守することにより、はじめて決済処理の標準化、システム化の進展が図れます。

事務負担等軽減のため、小口化の慣行の例外としたいケースもあると思われますが、上記の趣旨から決済金額小口化の慣行を遵守されますよう、市場参加者の皆様のご理解をお願いいたします。

Q 3 : 新日銀ネット第二段階稼働後のメッセージフローは、どのようになりますか。

A : 新日銀ネットでは、国債DVPの決済方式の見直しにより、国債資金同時受渡依頼データについては、払出先参加者又は受入先参加者のいずれかが入力を行い、当該国債資金同時受渡依頼に係る決済指示のデータ入力については、払出先参加者又は資金払込先のいずれが先に行ってもよいこととなります。

メッセージフローについては、新日銀ネット稼働後においても、従来どおりの運用を維持すべきとの意見が大多数であったことから、原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信し、次に、受入先参加者が、決済指示（資金）を送信することとしております。

なお、この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとしております。

また、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとしております。

（ガイドラインⅡ. 2. 「決済のメッセージフロー等」参照）

Q 4 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。

A : カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため市場参加者間で策定した「日銀ネット国債系稼働終了時刻の前に設けた決済の締切時刻」です。

ガイドラインではカットオフ・タイムを午後2時と定めており（元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除きます。）、市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を終了させることとしております。

カットオフ・タイムにおいて、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととします。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送付が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとしてします。

（ガイドラインⅡ. 3. 「カットオフ・タイム等の設定」、  
同Ⅲ. 6. 「カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」参照）

Q 5 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。

A : R T G S では国債を決済する順序次第で連鎖の状況や未決済残の内容が変化するとともに、「すくみ」等が原因で当日中に決済を完了できないケースも生じます。

このため、当日の決済結果如何により、渡し方から国債を受け取れない場合に受け方が余剰資金を運用したり、市場参加者が日本銀行から受けた日中与信の残高を調整しながら、国債と資金の最終残高を確定するための時間の確保が必要となります。

このような点を踏まえて、市場参加者全員が毎日の決済を円滑に終了するためには、市場参加者間で決済処理完了の目途となるとともに取引当事者間でフェイル状況を認識するための決済締切時刻を設定する必要があるとの結論に至り、カットオフ・タイムを策定いたしました。

カットオフ・タイムが有効に機能するか否かにより当日の市場における決済の進捗度や円滑性に大きな影響が及びますので、市場参加者の皆様に同慣行の遵守についてご理解いただきたいと存じます。

なお、カットオフ・タイムは日本国債と同様に R T G S で決済している米国国債市場でも導入されている市場慣行です。

(ガイドラインⅡ. 4. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q 6 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。また、カットオフ・タイム、リバーサル・タイム、コアタイムの関係はどのようになりますか。

A : リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム以前の時点において取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、フェイルが確定した場合の資金や国債の運用、決済の内容に過誤があった場合の訂正等、当日の決済を終了するための作業を行う時間です。一日の決済処理を円滑に終了するため、リバーサル・タイムの有効利用が非常に重要となります。

ガイドラインではリバーサル・タイムを各営業日におけるカットオフ・タイムから日銀ネット国債系のコアタイム（午前 9 時～午後 4 時 30 分）終了時刻までの間と定めております。

ただし、決済を円滑に終了させる観点から、コアタイム終了時刻の 30 分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとします。

また、ガイドラインでは、リバーサル・タイムを利用して当日の決済すべてが無

事に終了するよう当事者間で誠実に対応するよう規定しております。

カットオフ・タイム、リバーサル・タイム、コアタイムの関係は下図のとおりとなります。

(ガイドラインⅡ。 3.「カットオフ・タイム等の設定」、  
同4.「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

A：平成22年6月のガイドラインの見直しでは、カットオフ・タイムについて、市場参加者がフェイルを前提とした事務処理体制を整備し、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から検討が行われました。この結果、特にこれまでフェイルを受けることがなかった先におけるフェイル確定後の事務処理や余剰資金の運用に配慮し、従来の午後3時30分から午後2時に前倒しすることとなりました。

Q 8 : 新日銀ネットの記事欄の入力フィールドのマッピングイメージを示してください。

A : 新日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定してください。

なお、具体的なマッピング例については、別紙1「入力フィールドのマッピング例」をご参照ください。

CPU 接 続 ・ UDL 機 能 (ISO20022 フォーマット) の 「 11.0 DeliveringSettlementParties 」 の 「 11.3 Party2 」 及 び 「 12.0 ReceivingSettlementParties 」 の 「 12.3 Party2 」

－ 日銀ネット入力画面の「記事（国債払出先関係者1）」、「記事（国債受入先関係者1）」

(イ) 「B I C」欄 (12.16.1)

・ 非居住者の場合は、BICコードを入力する。

(ロ) 「B I C以外」欄 (12.16.3) 及び 「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・ 「B I C以外」欄に、金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は4桁の証券会社等標準コードを入力する。

・ 「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・ BICコードを利用しない等の非居住者の場合は、「B I C以外」欄に非居住者を識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

・ ファンド・コードのマッピングについては、「B I C以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

(ガイドラインⅡ. 5. 「預り口等の決済の円滑化(3)国債系システムにおける記事欄の活用」参照)

Q 9 : フェイルとはどういうことですか。

A : フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことです。

(ガイドラインⅢ. 1. 「フェイルの定義」参照)

Q 10 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行適用の前提は次のとおりです。

- (1) DVP決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。)の取引であること(注)
- (2) 売買取引及びレポ取引(条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)であること
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うこと
- (4) フェイルの発生をもって当該取引の解除権を行使しないこと
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は認めないこと
- (6) ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了は当事者間で対応すること

(注) DVP決済の範囲については、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、平成13年のガイドライン策定後の国債決済に係るオフショア円決済などの国際的な動向や、米国における先行事例などを参考にしつつ、検討が行われた結果、全てのDVP決済を対象とすることとされました。すなわち、従来の国債と資金を同時に決済する日銀ネットにおけるDVP決済に加え、取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合をDVP決済の範囲に含むこととしています。なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含みます。

(ガイドラインⅢ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照)

Q 1 1 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行については、日本国債に係る売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引）を行う全ての市場参加者が遵守することが期待されています。

（ガイドラインⅠ. 1. 「目的」、同Ⅲ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照）

Q 1 2 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。

A : フェイル慣行は、ご存知のように海外主要市場ではすでに確立し、各市場参加者に受け入れられております。これは、RTGSシステムの下では、取引の拡大や決済の円滑化、効率化のためにフェイルを許容することが必要であることから、「頻発は避けるべきであるが発生自体は忌避するべきではない」という認識が定着しているためです。

フェイル慣行は時点決済が中心であった我が国債券市場にはシステミック・リスクの観点から導入されず、したがってこれを認める文化もありませんでしたが、ご存知のように平成13年1月4日をもって日銀ネットがRTGS化され、これらの状況が変化しました。

国債のRTGSでは、決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ません。そこで、フェイル慣行のもつ経済合理性や効果、グローバル・スタンダード等を勘案した結果、活発な国債取引のさらなる拡大と決済の円滑化、効率化の確保を図るため、我が国でもフェイル慣行の導入は不可欠であるとの結論に至り、国債市場に導入いたしました（注1）。

我が国においてもフェイル慣行の一層の定着を図るためには、各市場参加者がフェイルの発生はやむを得ないという認識を共有し、前向きにフェイル慣行を受け入れることが必要です。

一方で、フェイル慣行を悪用する意図的なフェイルやフェイルの頻発は決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因になるので、今後も抑制するよう適切に対応していきたいと存じます（注2）。

また、フェイル慣行の定着に当たり、フェイル発生時に速やかに帳簿処理するシ

システムや会計処理方法の確立が必要であり、本協会としては明示すべき事項を整備しております。今後も必要に応じて適切に対応していきたいと存じます。

(注1) 日本銀行は平成13年5月29日に「国債市場の流動性と金融調節の透明性を向上するための施策」を公表し、同行とのオペ取引等の決済未了に関するルールを明確化しております。

(注2) 本協会では取引当事者間で解消できない長期的なフェイルを解消する規則として「債券のフェイルの解消に関する規則」を制定しております。また、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等」では、DVP決済でのフェイルに係る取引先リスクウェイトを4日以下は0%とし、その後期間に応じ段階的に増加する旨を規定しており、金融商品取引業者等にフェイルの早期解消を促す効果のある内容となっております。

Q13：なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。

A： フェイルが発生した場合、フェイルの解消時には当事者間で原約定の約定金額(原約定の元本金額と経過利子)を授受することとしており、当事者間で次のような経済的な効果が生じます。

(1) フェイルした国債の渡し方に生じる経済的デメリット

フェイルした国債の渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担するか、もしくは受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子は予定されていた決済日までの額しか受け取ることができない。

(2) フェイルされた受け方に生じる経済的メリット

フェイルされた国債の受け方は、当初予定されていた決済日から実際に債券を受領する日までの経過利子相当額を受け取れるとともに、フェイルにより滞留する手元資金の運用益を享受することができる。

このような経済的な効果は、フェイルの発生を抑制するとともにフェイルを解消するインセンティブとなりうるとの結論に至り、フェイルした先には特別の罰則を課さず、遅延損害金等の授受を行わないこととしております。

しかしながら、低金利下においては、上記でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの頻発といった事態が発生する懸念があります。

このため、従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。

平成22年6月のガイドラインの見直しでは、フェイル慣行の更なる定着を図るにあたって、低金利下におけるフェイルの頻発といった事態を予防又は抑制する観点から、検討が行われました。この結果、暫定的な取扱いに代わるものとして新たにフェイルチャージを導入し、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとしました。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられます。

（ガイドラインⅢ、4.「フェイル・コストに関する考え方」参照）

Q14：なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。

A： 国債取引の決済形態には、DVP決済の他にもFOP決済、現物債授受による決済、保護預りによる決済があり、決済指示の発出方法にも日銀ネットへのオンライン入力によるものや、振替指図書等の書面によるものがあります。したがって、種々の事情により理論的には多様な形態の決済未了が発生し得ます。

本協会では、そのうちのDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提にフェイル慣行を定めております。これは、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能するためには、国債と資金が同一日中に決済されることが前提となるためです（Q9、Q10、Q13参照）。

これに対し、非DVP決済では、国債と資金の決済タイミングが必ずしも同一日中ではないため、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能しない場合が考えられ、また、決済未了になる状態も多様なことから、非DVP決済の決済未了は状況に応じて取引当事者間に対応することが現実的であるとの結論に至り、市場慣行を策定しないこととしました（注）。

（注）金融商品取引業を営む者が決済未了をフェイル慣行に沿って処理する場合、顧客の証券又は金銭等に係る分別管理義務の有無に留意して取り扱う必要がありますので、ご注意ください。

Q 1 5 : R T G S にもかわらず、なぜネットィング慣行を策定したのですか。

A : 国債取引の R T G S のメリットは、一取引ごとに国債と資金を即時に決済する方式のためシステミック・リスクを回避することができるのですが、反面、決済に必要とする国債と資金の量が従来の一般処理に比し増大することになります。

このため、市場参加者間で決済量の圧縮など事務効率の向上、資金負担の削減を意図して、二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対立して存在する場合には相殺し、差引額（以下「ネットィング尻」といいます。）決済を行うことを市場慣行化したものです。

ただし、R T G S の本来の趣旨である決済リスクの削減に配慮し、ネットィング尻の決済が完了しない限り、ネットィング対象の個々の取引における債権債務の関係がそのまま存続することになります（こうしたネットィングを、バイラテラルのペイメント・ネットィングといいます。）。

また、投資家を含めた幅広い市場参加者を対象に慣行を定着させるため、同一銘柄、同一額面の国債のネットィング（以下「ペアオフ」といいます。）を標準的なネットィング・スキームとしております。

市場の決済円滑化の観点から、上記の点にご留意のうえ、多くの市場参加者の皆様が幅広くネットィング慣行を活用されますようお願いいたします。

なお、これまで我が国には証券に関するネットィング慣行が存在せず、既存の法律に明文規定が存在しませんので、本協会では法律事務所の「ネットィングに関する意見書」を協会員通知することにより慣行の定着を図っております。

（ガイドラインⅣ. 1. 「標準的なネットィング・スキーム」参照）

Q 1 6 : 平成 2 4 年 4 月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。

A : 平成 2 4 年 4 月 2 3 日（約定分）より、アウトライト T + 2 化が実施されました。その際に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」で規定されている「バイラテラルのペイメント・ネットィング」（以下「相対ネットィング」といいます。）の照合通知の送付時限が 4 時間繰下げられたほか、相対ネットィングの照合時限が 2 時間繰下げられました。この結果、照合通知を受領した後、

相対ネットティング照合を完了させるまでの時間が、従来の 3 時間から 1 時間に短縮されました。

|              | アウトライイト T + 2 化実施後<br>(平成 24 年 4 月 23 日以降) | 改正前のガイドライン<br>(平成 24 年 4 月 22 日以前) |
|--------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 照合通知の送付時限    | 受渡日前営業日の午後 4 時                             | 受渡日前営業日の正午                         |
| ネットティングの照合時限 | 受渡日前営業日の午後 5 時                             | 受渡日前営業日の午後 3 時                     |

このため、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、相対ネットティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。具体的には、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」において、標準化した照合通知データフォーマットや照合通知データの電子的な授受の方法を定めるとともに、「異額面のペイメント・ネットティング」を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」と位置付けたうえで、その実施方法を定めることが適当とされました。

照合通知の具体的な送付タイミングは上表の時限（受渡日前営業日の午後 4 時）が目安となりますが、個別事情により当事者の合意に基づき前倒しすることを制限するものではありません。しかし、ポストトレードの迅速化とともに照合通知の対象に T + 1 決済が主流となる G C レポ取引を極力取込む観点からは、上記時限を目安とすることが望まれます。

また、決済代行（銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態）については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」を参考にしつつ、受託者と委託者の間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられます。その際には、必要に応じて、取引の相手方との間でも事務フローを事前に確認することが適当と考えられます。

（ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針 1. (3) 「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照）

Q 1 7 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A : 照合通知データの送受信を行った後、同データの追加・修正等を行う場合には、追加・修正等を加えた1日分全ての照合通知データを、再度、取引相手方に送信することを想定しています。

(相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照)

Q 1 8 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。

A : Q 1 6に記載のとおり、アウトライイトT+2化実施後は、照合通知を受領した後、相対ネッティング照合を完了させるまでの時間が、従来の3時間から1時間に短縮されます。このため、相対ネッティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。

したがって、国債の売買取引（条件付売買取引を含みます。）及び現金担保付貸借取引（以下「対象取引」といいます。）を活発に行う市場参加者は、短時間で相対ネッティング照合を完了させる観点から、標準化された照合通知データフォーマットを用いて、電子的に照合通知データの授受を行うことが期待されます。ただし、対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内に相対ネッティング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はありません。

(ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針1. (3))

「相対ネッティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネッティングの要否」参照)

Q19：「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、Webサービスまたは電子メールが挙げられています。Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。

A： 平成24年4月23日約定分からのアウトライイトT+2化実施後、Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データの電子的な授受が導入されますが、その際には、事務上の混乱が生じないように、利用するサービスまたは電子メールアドレス等電子的な授受の方法の詳細について、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。事前確認書と事前通知書の記載方法としては、事前確認書の「4. 照合通知の送付方法」には、電子的な授受の方法の概要（Webサービスの利用、電子メールの利用等）の大枠を記載した上で、事前通知書において、その電子的な授受の方法の詳細（例えば、利用するWebサービスの名称その他サービス利用に際して当事者間で確認しておくべき事項または電子メールアドレス等）を記載するなどが考えられます。

また、照合通知データについては、ファイル形式、圧縮の有無及びセキュリティ確保の方法につき当事者間で合意すべきとされています。これらの事項についても、事前通知書において記載しておくなどして当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。

なお、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、セキュリティの面で、Webサービスによるデータの授受がより望ましいとの整理が行われています。

（相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針3. 「照合通知データの電子的な授受の方法」、  
同2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照）

Q20：Webサービスはどのようなものを想定していますか。

A： Webサービスは、ITベンダーが提供するクラウド型サービス（インターネットを通じITベンダーが用意するサービスの提供を受ける形態）で、現在、契約情報や設計書等を特定の利用者間で交換する手段等で利用されています。いずれも一定のセキュリティが確保され、ID、パスワードで権限が与えられた先のみが、Web画面を通じ特定の情報にアクセスできるものを想定しています。

なお、利用にあたっては、各市場参加者において、こうした機能を提供するＩＴベンダーと個別に具体的な利用方法等について協議の上、契約を行う必要があります。「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の別紙３では、Ｗｅｂサービスを提供するＩＴベンダーに確認することが望ましい事項を示しています。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針別紙３参照)

Ｑ２１：市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行う必要がありますか。

Ａ： 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、対象取引を活発に行う市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行うことが期待されます。ただし、異額面のペイメント・ネットティングは、ガイドラインにおいて「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」に位置付けられています。したがって、市場参加者間において、異額面のペイメント・ネットティングを実施する場合には、ガイドラインⅣ．４．に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要があります。

なお、対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットティングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットティングを実施する必要はありません。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針１．(３)「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照)

Ｑ２２：集約方式の異額面のペイメント・ネットティングのやり方を示してください。

Ａ：別紙２をご参照ください。

Q 2 3 : 異額面のペイメント・ネットティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。

A : 異額面のペイメント・ネットティングは、①ネットティング尻の決済未履行時には債権債務の関係を原約定のとおりに巻き戻す合意を行っていること、及び②国債と資金のネットティング尻の決済の履行によりネットティングが成立すること等については、ペアオフと異なりません。

したがって、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングについて、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおりに巻き戻されます。このため、当事者間の合意により集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合には、フェイルの影響を最小化すると同時に、決済の進捗度を高める観点から、当事者間で決済順位について調整しつつ、ネットティング尻の決済を優先して行なうことが適当と考えられます。

Q 2 4 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。

A : Q 2 2 に記載のとおり、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおりに巻き戻されます。市場参加者は、この状態を解消するため、取引相手方の国債の保有状況や未履行となった時間帯等を考慮し、フェイル発生当日（X日）に、巻き戻された取引をグロス決済とするか、巻き戻された取引の一部を対象に再度ネットティングを行うか等について協議し、フェイルを可能な限り回避することが求められます。

また、翌営業日（X+1日）が受渡日となる取引を対象に、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、受渡日前営業日（X日）の午後4時までに照合通知を送付する必要があるとあり、相対ネットティング照合事務を円滑に行う観点からは、当該ネットティング対象取引にX日にフェイルとなった取引は含めないことが適当と考えられます。

なお、当事者間の合意があれば、フェイルを早期に解消する観点などから、翌営業日（X+1日）が予定されている受渡日となる取引とX日にフェイルとなった取引との間でネットティングを行うことも妨げられませんが、この場合には事務上の混乱が生じないよう、ネットティング対象取引について当事者間で慎重に確認を行うも

のとします。

Q 2 5 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。

A : 受渡日前日の決済金額照合については個別に行なわれているものであり、今回の標準化検討の対象外としています。しかしながら、円滑な決済を確保する観点からは効率的なポストトレード事務が求められるところであり、各市場参加者においてペーパーレス化、電子的処理推進の検討が望まれるところです。なお、将来、(株)証券保管振替機構の決済照合システムと日銀ネットとの接続の実現のほか、アウトライトT+1化(国債の売買(アウトライト)取引における標準的な決済期間をT+2からT+1に短縮すること)の検討による見直しも期待されます。

Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。

A : フェイルチャージの導入にあたって、法的には、取引当事者間の合意が成立する必要があります。事前通知の送付は、取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、取引当事者間の合意が成立したとみなすうえで重要な手続きであることから、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨されます。

なお、フェイルチャージの導入にあたって、取引相手方の署名・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事前通知の送付の方法によらず、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂などの方法により、フェイルチャージを導入することも可能です。ただし、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、取引当事者間での追加的な契約の締結等に係る事務負担を考慮し、標準的な方法として、事前通知の送付が推奨されています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ.2.「事前通知」参照)

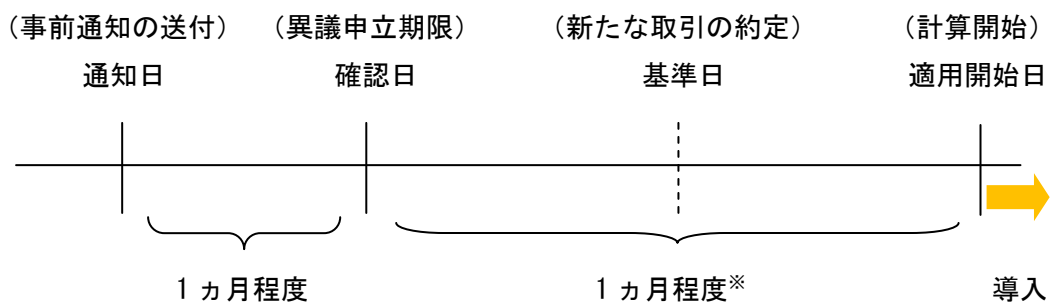
Q 2 7 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知難型における確認日、基準日、適用開始日とはどのようなものですか。

A : 本協会が策定している事前通知の難型では、フェイルチャージ慣行の適用に対する取引相手方の異議申立期限を「確認日」、「確認日」の翌営業日以降に新たな取引を約定した日を「基準日」、フェイルチャージ慣行が適用される日を「適用開始日」としており、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、「適用開始日」以降のフェイル期間に対してフェイルチャージ慣行が適用されます。

また、事前通知の送付にあたっては、事前通知書上の通知日から「確認日」まで、及び「確認日」から「適用開始日」まで、各々、1ヵ月程度の期間を設けることが推奨されます。

当初導入日以降に新たな取引先と取引を行う場合には、基本的には、取引の約定や取引に係る基本契約書の締結にあたって、その時点の市場慣行に則って事務を行うことが当事者間で合意されていると考えられることから、特段の手続きを経ることなく、フェイルチャージを導入することが可能です。ただし、取引時の混乱を回避する観点から、事前通知の送付などの方法により、フェイルチャージの導入や適用開始日について、当事者間の合意成立を確認するといった対応も考えられます。

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの手続き)



※この間に新たな取引の約定がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行を適用。

Q 2 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。

A : 個別取引明細書等（コンファメーション）における通知は、当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示することにより、請求の法的根拠を補強するものです。当該通知によって、取引当事者間で、事前通知等に基づきフェイルチャージの請求について取引当事者間の合意が成立した取引であることの確認を行うことが可能です。

「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージの請求に関する取引当事者間の混乱を回避する観点から、個別取引明細書等において当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを示す文言を追加記載することを推奨しています。

ただし、「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」の締結などにより、個別取引明細書等の送付を行っていない場合には、個別取引明細書等における通知（フェイルチャージ適用に関する追加記載）を省略できるものとします。また、追加記載に係るシステム対応など当該通知に係る実務的な負担が重い場合においても、取引当事者間でフェイルチャージの導入に関する合意の成立や対象となる取引の範囲について十分に確認を行うことにより、当該通知を省略することも例外的な取扱いとしてよいものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 3. 「個別取引明細書等における通知」参照）

Q 2 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。

A : フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとします。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

具体的には、フェイルチャージの対象となる取引毎に日々のフェイルチャージの金額を計算し、計算の結果、端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てたうえで取引毎のフェイルチャージの金額を計算します。その後、取引毎のフェイルチャージの金額について1ヵ月分を合計した金額を請求するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」参照）

Q30：フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。

A：日本銀行の金融政策運営における政策金利は、平成22年6月現在、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」です。なお、当該誘導目標がレンジで示されている場合には、その下限が参照レートとなります。また、政策金利について、「X%前後」、「概ねX%」で推移するよう促すといった場合には、当該「X%」を参照レートとします。

日本銀行の金融政策運営における政策金利については、毎回の金融政策決定会合後に公表される、直近の金融市場調節方針に関する公表文（「当面の金融政策運営について」、<http://www.boj.or.jp/>）をご確認ください。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ.1.「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

※ 網掛け部分は、平成25年5月15日付で「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が改正されたことから、現在、適用されません。

Q31：フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。

A：フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、フェイルチャージの計算を行うものとします。

また、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとします。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ.1.「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

※ 網掛け部分は、平成25年5月15日付で「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が改正されたことから、現在、適用されません。

Q 3 2 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。

A : フェイルチャージの計算における「受渡金額」には、債券貸借取引においては、貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額を含むものとします。条件付売買取引においては、現先利息を含むものとします。また、利含みでない条件付売買取引において取引期間中に支払われた利息は「受渡金額」には含めないものとします。

なお、当該「受渡金額」は、多くの市場参加者において、取引のエンド時（貸借取引の返済時及び条件付売買取引のエンド取引時）にDVP決済される金額について、上記の取扱いとしていることを踏まえたものです。

Q 3 3 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。

A : フェイルチャージの請求にあたっては、フェイルした渡し方や、フェイルされた受け方、フェイルとなった取引、フェイルチャージの金額について特定可能な情報を記載する必要があります。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・フェイルした渡し方及びフェイルされた受け方の社名
- ・フェイルとなった債券（銘柄や受渡金額等）
- ・フェイルの発生日及び解消日
- ・フェイル時の各日付における参照レート（注）
- ・取引毎のフェイルチャージ金額（注）
- ・フェイルチャージの総額

（注）フェイルが計算対象月の前月から継続している場合又は計算対象月の翌月まで継続している場合は、当該計算対象月中の取引毎のフェイルチャージ金額及びフェイル時の各日付における参照レートを記載。

Q 3 4 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。

A : フェイルチャージの請求は、日本国債の取引に関する約定当事者間において、フェイルされた受け方が、フェイルした渡し方に対して行うものとします。この点、約定当事者には、信託銀行が有価証券運用信託において信託勘定の有価証券を運用する場合なども含まれると考えられます。

なお、非居住者取引や信託取引など、事務の代理を行う複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないように、フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引当事者間で確認を行うことが推奨されます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」(1) 「請求者・請求先」、  
同 (5) 「連絡先の確認」参照)

Q 3 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。

A : フェイルが連鎖している場合やループの際にも、あくまで個々の取引がフェイルチャージ請求の対象となり、各々のフェイルについて、フェイルチャージを請求することとなります。ただし、取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネッティングすることができます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (2) 「ネッティング」参照)

Q 3 6 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。

A : フェイルチャージの請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとします。当該請求に対する受払い時において、事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとします。したがっ

て、月間合計での受払い金額が5万円未満の場合について、受払いの省略が可能となります。

なお、この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができますが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、当該受払いをネッティングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとします。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」、同Ⅳ. (3) 「受払い金額の下限」参照)

**Q 3 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。**

A: フェイルチャージの受払いが、請求を行った月の月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議することとします。

なお、フェイルチャージの支払いが遅延した場合の取扱いとして、取引当事者間で取扱いを協議し、合意した場合には、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとしています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (5) 「支払いが遅延した場合の取扱い」参照)

**Q 3 8 : J S C Cで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。**

A: 株式会社日本証券クリアリング機構(J S C C)が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引におけるフェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いは、原則としてガイドラインや「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める市場慣行に則って、J S C Cが別途定めることとなります。

Q 3 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。

A: ガイドライン及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」は国債取引を対象としており、国債以外の一般債等については、現在、市場慣行の見直しを行う予定はなく、フェイルチャージは適用されません。しかしながら、一般債等については、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等においてフェイル慣行が定められており、今後の決済状況や市場環境の変化等によっては、見直しが行われることも考えられます。

なお、平成22年7月より、本協会では、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行い、これまでの空売り規制に加えて、空レポ規制（注）を導入していますが、当該規則については、国債以外の一般債等にも適用されます。

（注）本協会ホームページに掲載されている「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」（2010年4月20日）p. 7脚注2をご参照ください。

Q 4 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。

A: 多くの市場参加者が取扱指針（「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」）に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、取扱指針に沿った取扱いを行うことが期待されますが、当事者間の合意があれば、これ以外の取扱いを行うことが妨げられるものではありません。

なお、ガイドラインや取扱指針は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありません。

Q 4 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。

A : フェイルチャージの会計や税務の取扱いは、個社の事情により様々なケースが考えられることから、取扱指針においては、統一的な取扱いを定めないこととします。

なお、日証協会員等における会計処理方法については、日本証券業協会「国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例」をご参照ください。

フェイルチャージの税務上の取扱いについては、基本的には各市場参加者が個別に確認することとします。

## 入力フィールドのマッピング例

|                    | 例1                        | 例2                          | 例3                         | 例4                                              | 例5                             |
|--------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 国債渡し方の関係者<br>(コード) | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号   | A証券会社<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード | 非居住者D<br>(DDDDDEFF)⇒BICコード | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号                         | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号        |
| 国債受け方の関係者<br>(コード) | A証券<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード | 非居住者D<br>(DDDDDEFF) ⇒BICコード | A証券<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード  | 非居住者(BICコードを利用しない等)<br>(12345)⇒非居住者を識別するためのコード等 | C信託銀行<br>(1234567890) ⇒ファンドコード |

|                        |                                         |             |            |            |            |            |            |
|------------------------|-----------------------------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 11.0                   | DeliveringSettlementParties (国債渡し方の関係者) |             |            |            |            |            |            |
| 11.3                   | Party2                                  |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.0)              | Identification                          |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.1)              | AnyBIC                                  | or BICコード   |            | DDDDDEFF   |            |            |            |
| (12.16.2)              | ProprietaryIdentification               | or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.16.3)              | Identification                          | BIC以外のコード   | 5678       | 1234       |            | 5678       | 5678       |
| (12.16.4)              | Issuer                                  | コード設定主体     | BA         | SC         |            | BA         | BA         |
| (12.16.26)             | SafekeepingAccount                      |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.27)             | Identification                          | 口座情報        |            |            |            |            |            |
| 11.4                   | Party3                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 11.5                   | Party4                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 11.6                   | Party5                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 12.0                   | ReceivingSettlementParties (国債受け方の関係者)  |             |            |            |            |            |            |
| 12.3                   | Party2                                  |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.0)              | Identification                          |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.1)              | AnyBIC                                  | or BICコード   |            | DDDDDEFF   |            |            |            |
| (12.16.2)              | ProprietaryIdentification               | or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.16.3)              | Identification                          | BIC以外のコード   | 1234       |            | 1234       | 12345      | 1234567890 |
| (12.16.4)              | Issuer                                  | コード設定主体     | SC         |            | SC         | NR         | FN         |
| (12.16.26)             | SafekeepingAccount                      |             |            |            |            |            |            |
| (12.16.27)             | Identification                          | 口座情報        |            |            |            |            |            |
| 12.4                   | Party3                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 12.5                   | Party4                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 12.6                   | Party5                                  |             | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) | (通常時利用しない) |
| 16.0                   | OtherBusinessParties (その他の関係者)          |             |            |            |            |            |            |
| 16.2                   | QualifiedForeignIntermediary 適格外国仲介業者   |             |            |            |            |            |            |
| (12.15.0)              | Identification                          |             |            |            |            |            |            |
| (12.15.1)              | AnyBIC                                  | or BICコード   |            |            |            |            |            |
| (12.15.2)              | ProprietaryIdentification               | or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.15.3)              | Identification                          | BIC以外のコード   |            |            |            |            |            |
| (12.15.4)              | Issuer                                  | コード設定主体     |            |            |            |            |            |
| — Extension            |                                         |             |            |            |            |            |            |
| — ExtensionEnvelope    |                                         |             |            |            |            |            |            |
| — Extension (記事(下記以外)) |                                         |             |            |            |            |            |            |

## 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングの実施方法

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 2. (2)に定める集約方式の異額面のペイメント・ネットティングは、次の手順により行います。

以下では、国債の渡し方及び国債の受け方となっている取引の具体例を次のとおりとします。また、取引①～⑮は、全て同一銘柄の取引です。

## 【具体例】

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ①              | 50 億円 | 52 億円 | ⑩              | 50 億円 | 50 億円 |
| ②              | 50 億円 | 51 億円 | ⑪              | 50 億円 | 49 億円 |
| ③              | 30 億円 | 31 億円 | ⑫              | 45 億円 | 46 億円 |
| ④              | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 36 億円 |
| ⑤              | 5 億円  | 6 億円  | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| ⑥              | 50 億円 | 49 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| ⑦              | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| ⑧              | 25 億円 | 26 億円 |                |       |       |
| ⑨              | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |

- まず、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 1. (8)に基づき、ペアオフの対象となる取引について、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行います。

(ペアオフの対象となる取引)

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ①              | 50 億円 | 52 億円 | ⑩              | 50 億円 | 50 億円 |
| ②              | 50 億円 | 51 億円 | ⑪              | 50 億円 | 49 億円 |

(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する<sup>(注)</sup>。

(注) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

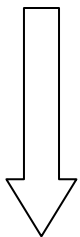
(ペアオフの対象とならなかった取引)

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ③              | 30 億円 | 31 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| ④              | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| ⑤              | 5 億円  | 6 億円  | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| ⑥              | 50 億円 | 49 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| ⑦              | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| ⑧              | 25 億円 | 26 億円 |                |       |       |
| ⑨              | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |



|              |        |
|--------------|--------|
| 引渡総額<br>(額面) | 190 億円 |
|--------------|--------|



|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

- 国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額（額面）と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額（額面）を算出します。ここでは、引渡総額（額面）が 190 億円、受取総額（額面）が 100 億円です。

- (d) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
- (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
  - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
  - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
  - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することに対応する。

- 受取総額よりも引渡総額の方が大きいため、国債の渡し方となっている全ての取引（取引③～⑨）を、ガイドラインに定める手順に従って、順位付けします。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |       |       |

|              |        |
|--------------|--------|
| 引渡総額<br>(額面) | 190 億円 |
|--------------|--------|

|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

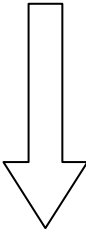
(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。

- 国債の渡し方となっている取引を、順位付けの高い取引から、受取総額 100 億円を超えるまで、取引の額面金額を集計します。
- ここでは、取引⑥、④及び③（順位 1 から 3 まで）を集計すると、集計した額面金額（120 億円）が受取総額（100 億円）を超えることとなります。
- 当該集計の完了は「超えるまで」が条件ですので、引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額と集計金額が一致した状況は集計完了ではありません（次の順位で集計完了になります）。
- 引渡総額と受取総額が同金額となる場合は（ニ）参照。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |       |       |



|              |        |
|--------------|--------|
| 集計した<br>額面金額 | 120 億円 |
|--------------|--------|

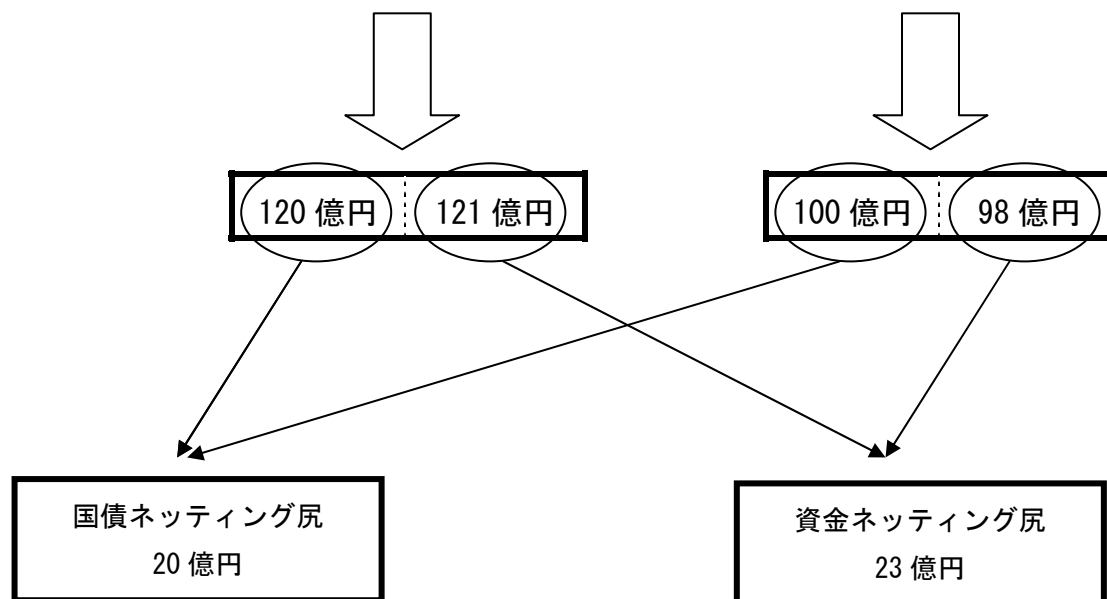


|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

(二) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットティングを行う。

- 取引⑥、④、③及び取引⑫～⑮を対象に、異額面のペイメント・ネットティングを行い、ネットティング尻を決済することとなります。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
|                |    |       |       | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |



- ここでは、国債の渡し方となっている取引について、ネットティング尻（国債が 20 億円、資金が 23 億円）の決済を行うこととなります。
- なお、引渡総額と受取総額が一致する場合は、両側の取引すべてを異額面

のペイメント・ネッティングの対象とします（資金決済のみが行われる）。

(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネッティングの対象外とされた取引は、  
グロス決済とする。

- 異額面のペイメント・ネッティングの対象外とされた取引⑧、⑨、⑦及び⑤は、グロス決済とします。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |    |      |
|----------------|----|-------|-------|----------------|----|------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面 | 受渡金額 |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 |                |    |      |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |    |      |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |    |      |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |    |      |

以 上